FATF 勧告 25（法的取極）に関する調査最終報告書

2024 年 3 月 26 日

有限責任 あずさ監査法人

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

目次

1. 本調査の背景および目的、調査内容 4

1.1. 本調査の背景 4

1.2. 本調査の目的 5

1.3. 調査期間 5

1.4. 調査内容 5

2. 日本において組成可能な法的取極 7

2.1. 明示信託（Express Trusts） 7

2.1.1. 日本法に基づく信託 8

2.1.2. 外国法に基づく信託 9

2.3. その他の類似の法的取極 16

2.4. 擬制信託（Constructive trusts) 17

3. 商事信託の分類および実質的支配者情報の取得について 19

3.1. 商事信託の分類 19

3.2. 商事信託の利用状況 21

3.3. 商事信託における信託の実質的支配者の本人確認措置について 23

3.4. 受託者として取得した情報の開示範囲について 25

4. 民事信託の形態および基本的特徴、基本情報および実質的支配者情報の取得プロセス 27

4.1. 民事信託の一般的な利用形態 27

4.1.1. 信託目的 28

4.1.2. 信託の設定方法 29

4.1.3. 信託財産 30

4.1.4. 信託の関係者 30

4.1.5. 運用方法 31

4.1.6. 受託者の裁量が大きい民事信託 32

4.2. 民事信託の利用状況 34

4.2.1. 民事信託に係る公正証書の作成件数 34

4.2.2.信託口口座に係る統計 34

4.3.民事信託における基本的情報 36

4.3.1. 基本的情報の要件 36

4.3.2. 信託契約書等の概要 38

4.4. 民事信託における実質的支配者情報 40

4.4.1. 実質的支配者に該当すると考えられる信託の関係者 40

4.4.2. 民事信託の受託者による実質的支配者情報の取得に係る実態 42

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

4.5. 受託者が利用可能な基本的情報および実質的支配者情報の取得プロセス 45
4.6. 当局が利用可能な基本的情報および実質的支配者情報の取得プロセス 47
4.6.1. 法定調書（国税庁） 47
4.6.2. 信託登記（法務省） 51
4.6.3. 金融機関が保有する民事信託関係者の情報 51
4.6.4. 士業者が保有する信託当事者の情報 52
5. 外国信託の利用状況および、基本的情報・実質的支配者情報の取得プロセス 68
5.1. 信託銀行における外国信託の取扱い 68
5.2. 民事信託における外国信託の利用状況 68
5.2.1. 日本の士業者による外国信託の設定 68
5.2.2. 外国信託における信託財産 70
5.2.3. 外国信託における受託者 71
5.2.4. 外国信託の設定方法（信託契約） 72
5.3. 当局が利用可能な基本的情報および実質的支配者情報の取得プロセス 73
5.3.1. 共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）に基づく情報交換 73
5.3.2. 法定調書（国税庁） 74
5.3.3. 信託登記 77
5.3.4. 士業者が保有する情報 77
6. 総括 79
6.1. 調査結果 79
6.2. 今後の検討課題 80
6.2.1. 民事信託に関する検討課題 80
6.2.2. 外国信託に関する検討課題 81
6.2.3. その他の論点 82
Appendix ヒアリング項目一覧 85
1. 日本において組成可能な法的取極に関するヒアリング項目 85
2. 民事信託に関するヒアリング項目 85
2.1. 信託銀行での実務に関する質問 85
2.2. 基本的情報および実質的支配者情報に関する質問 86
2.3. 民事信託の利用実態に関する質問 87
2.4. 士業者向けのガイドラインに関する質問 88
2.5. 士業者の本人確認実務に関する質問 89
2.6. 民事信託の受託者による実質的支配者情報取得の実態に関する質問 91
3. 外国信託に関するヒアリング項目 92
3.1. 信託銀行での実務に関する質問 92
3.2. 外国信託の定義・外国の類似の法的取極に関する質問 92

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

3.3. 外国信託の利用状況に関する項目 93
4. 受託者の取得した情報の開示範囲に関するヒアリング項目 94
5. その他 95
Appendix 信託商品の例 96
1. 個人による利用 96
2. 法人による利用 99
3. 公益・福祉目的の信託 102

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

1. 本調査の背景および目的、調査内容

1.1. 本調査の背景

2021 年 8 月に公表された FATF 第 4 次対日相互審査報告書において、勧告 25（法的取極、Legal Arrangement）の法令等遵守状況（Technical Compliance、TC）については、「国内における国内信託(domestic trusts)の大部分は FATF 勧告 25（法的取極）、および、解釈ノートに沿った措置が求められている部分もあるとする一方で、特に、外国信託(foreign trusts)や民事信託(civil trusts)に脆弱性が認められる」旨が指摘され、「一部適合（Partially Complaint, PC）」との評価がなされた。

勧告 25 は、FATF、および、FSRB[1]の加盟各国がマネー・ローンダリング・テロ資金供与のために、犯罪者やその協力者等が、法的取極（信託）[2]を濫用するリスクを評価し、これらの濫用を防止するための措置を講ずるべく、管轄当局が信託の委託者、受託者、および受益者に関する情報を含め、十分かつ正確で最新の情報を適時に得ることができるよう対応を求めるものである。しかし、日本においては、民事信託は信託契約が家族間で締結されることが多く、私人により監督が行われていることから実態の把握が困難であること、また、FATF 勧告 25 および解釈ノートで定義している外国信託に関しては、日本の国内法による定義が明確でないという課題が存在する。

さらに勧告 25 は、受託者に対し、委託者、受益者の実質的支配者情報や、信託の代理人やサービス事業者に関する基本的な情報を保持することを義務付けるよう要請しているが、日本の民事信託や外国信託に関しては、どのような情報が取得されているか実態が不透明である。

以上を勘案すれば、来る FATF 第 5 次対日相互審査[3]に向けて、民事信託および外国信託に関する基礎データ（種類、形態、基本的特徴、基本的情報および実質的支配者情報取得のプロセス）の収集、網羅的な整理を実施し、民事信託、外国信託の位置づけを明確にすることが、勧告 25 の要件

---

[1] FSRB とは、FATF Style Regional Bodies の略称で、FATF 本体（38 か国・地域と 2 地域機関が加盟）に加えて、世界の地域ごとに、9 つの FSRB（FATF-style regional bodies：FATF 型地域体）が設置され、FSRB に加盟する国および地域も FATF 加盟国と同様に FATF 勧告に則った相互審査を実施しており、FATF 勧告は世界 200 以上の国・地域に適用されている。

[2] 「法的取極」とは、明示信託（express trust）その他類似の法的取極(other similar legal arrangements)を指す。その他類似の取極めの例としては、「fiducie」、「treuhand」、「fideicomiso」が挙げられる（FATF 用語集）。「明示信託」とは、一般に、委託者が意図的に設定する信託をいい、通常は書面による信託証書等の形で設定される（FATF 用語集）。米国では、「constructive trust」といって、権利を不当に剥奪されていた当事者のために裁判所が（当事者の意志にかかわらず）認定する信託もあり「擬制信託」といわれる。FATF 勧告 25 では、擬制信託ではなく、明示信託を対象として記載している。以上から言えることは、国によって用語は違うが「法的取極」とは、信託とほぼ同義である。「信託」（trust）とは、「信託及びその承認に適用される法律に関するハーグ条約」に記載されている意味をいう。

[3] FATF 第 5 次対日相互審査は、2028 年 8 月頃にオンサイト審査が行われ、2029 年 2 月の FATF 総会で採決される予定であることが、FATF により公表されている。 https://www.fatf-gafi.org/en/calendars/assessments.html

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

遵守の検討を進めるための第一歩であると考えられる。民事信託および外国信託の実務における実態についても、ヒアリング等を通じて可能な限り明らかにすることは、今後の検討の高度化に向けて極めて重要であると考える。

1.2. 本調査の目的

日本が行動計画に掲げた「信託に関する適切なリスク評価」[4]の実施のため、日本における民事信託、外国信託の実態を把握し、その後のマネロン等リスクの特定・評価を行うに資する調査を行う。

1.3. 調査期間

2023 年 11 月末～2024 年 3 月末

1.4. 調査内容

本調査は、民事信託および外国信託に関して、形態や基本的特徴、基本的情報および実質的支配者情報取得のプロセス、法的取極全体における位置づけについて、書籍・文献検索等のデスクトップ調査、および、有識者・学識経験者・信託銀行等へのヒアリングを通じて実施する。ヒアリングは、デスクトップ調査では把握しきれない実務等の実態に関する情報を収集することを目的としている。

本調査の参考として、民事信託、外国信託の位置づけを明確にするために、商事信託に関しても、関係者の協力を得て、各信託の特徴、関係者の地位開示・本人確認等の実務に関して、調査、ヒアリングを実施する。

質問状を送付した先は、以下のとおりである。具体的な質問項目は、「Appendix ヒアリング項目一覧」に記載している。

1. 信託銀行３社

2. 有識者・学識経験者（文中は敬称略、50 音順）

- 伊庭 潔 先生（下北沢法律事務所）
- 金森 健一 先生（駿河台大学、金森民事信託法律事務所）
- 酒井 ひとみ 先生（シティユーワ法律事務所）

[4] 令和３年８月、政府一体となって強力に対策を進めるべく、警察庁、財務省が共同議長となるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議が設置され、今後３年間の「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」を策定し、取組のフォローアップなどを行っている。そのうち、「１．法人・信託の悪用防止」として「法人及び信託がマネロン・テロ資金供与に悪用されることを防ぐため、法人及び信託に関する適切なリスク評価を実施し、リスクの理解を向上させる。（令和４年秋）法務省、警察庁」と掲げている。また、「４．法人、信託の悪用防止」として、「(3) 民事信託・外国信託に関する実質的支配者情報の利用・正確性確保：信託会社に設定・管理されていない民事信託及び外国信託に関する実質的支配者情報を利用可能とし、その正確性を確保するための方策を検討し、実施する。（令和４年秋）法務省、その他関係省庁」を掲げている。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

- 渋谷 陽一郎 先生（光が丘法務司法書士事務所）
- 清水 晃 先生（ネクセル総合法律事務所）
- 杉山 苑子 先生（青木・杉山・成瀬法律事務所）
- 多賀 亮介 先生（弁護士法人原合同法律事務所）
- 野俣 智裕 先生（弁護士法人ダーウィン法律事務所）
- 八谷 博喜 先生（中央大学 研究開発機構、三井住友信託銀行株式会社）
- 宮本 敏行 先生（司法書士法人芝トラスト）
- 山口 正徳 先生（弁護士法人岡田綜合法律事務所）

この他、本報告書作成にあたって、井上 聡 先生（長島・大野・常松法律事務所）と後藤 出 先生（シティユーワ法律事務所）、菅川 洋 先生（税理士法人ＴＧＮ東京）にアドバイス・ご協力いただいた。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

2. 日本において組成可能な法的取極

FATF 勧告 25 および FATF 用語集では、法的取極（legal Arrangement）は、「明示信託（Express Trusts）」および「その他の類似の法的取極（other similar legal arrangements）」を指すとしている。一方、FATF 用語集では、明示信託（Express Trusts）に対する概念として、「擬制信託(Constructive Trusts)」[5]を挙げている。

上記 FATF 勧告における法的取極の分類および定義を参照し、日本において組成可能な法的取極の全体像[6]を整理した結果が図表 2-1 である。本章の各項にて、各信託の分類に関して概説する。

図表 2-1 日本において組成可能な法的取極の全体像

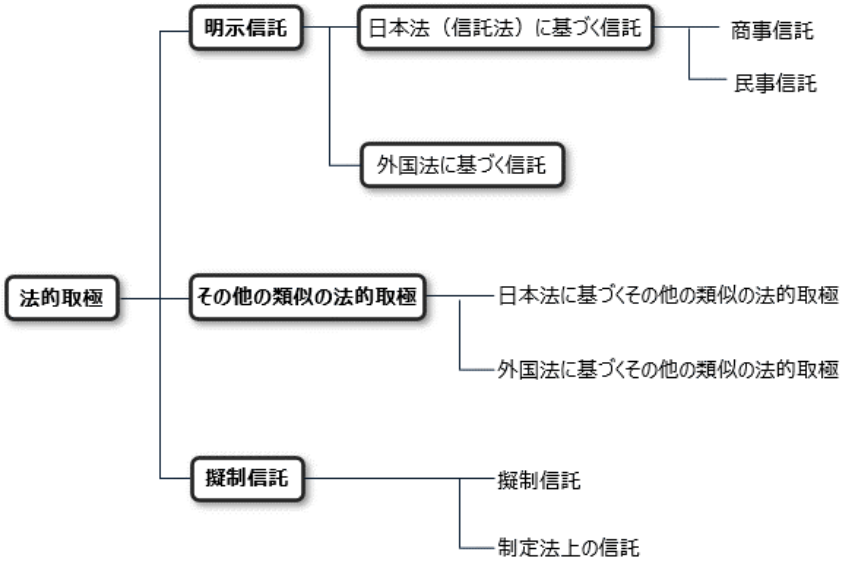

（出典）有識者へのヒアリングを基に、KPMG 作成。

2.1. 明示信託（Express Trusts）

「明示信託（Express Trusts）」は、FATF 用語集によると、「設定者によって明確に設定された信託をいい、通常、信託証書などの文書の形で作成されるもの」と定義されている。FATF 勧告解釈ノート 3 項では、「(a) 自国法の適用のあるもの、(b) 自国において管理されるもの、又は自国の居住者が受託者その他これに相当する者であるもの、(c) 外国の法的取極であって、自国と密接な関係（sufficient link）があるものの、いずれかに該当するものごとのマネー・ローンダリング・テロ資金供与に係るリスクを評

[5] FATF Glossary の” Express trust”参照（https://www.fatf-gafi.org/en/pages/fatf-glossary.html#accordion-a13085a728-item-121a8a2b0f）。“Express trust refers to a trust clearly created by the settlor, usually in the form of a document e.g. a written deed of trust. They are to be contrasted with trusts which come into being through the operation of the law and which do not result from the clear intent or decision of a settlor to create a trust or similar legal arrangements (e.g. constructive trust).”

[6] うち、FATF 勧告の対象となるものは、制定法上の信託を除くすべての信託であると考えられる。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

価し、特定したリスクを管理し、低減するために適切なステップを講じるべきである」としており、日本においてマネー・ローンダリング・テロ資金供与対策上考慮すべき明示信託は、信託設定の根拠となる「法」に着目すれば、①信託契約の準拠法が日本法（信託法）である信託（以下、日本法に基づく信託）、②信託契約の信託の準拠法は外国法であるが、日本と sufficient link がある信託（以下、外国法に基づく信託）の二つに分類されると考えられる。

2.1.1. 日本法に基づく信託

日本法に基づく信託はさらに、「受託者が信託業法の適用を受けるか」という観点から、「商事信託（受託者が信託業法の適用を受ける信託[7]）」および「民事信託（受託者が信託業法の適用を受けない信託）」に分類することが可能である[8]。

信託業法 2 条によると、「信託業」とは、「信託の引受け（他の取引に係る費用に充てるべき金銭の預託を受けるものその他他の取引に付随して行われるものであって、その内容等を勘案し、委託者及び受益者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを除く。以下同じ。）を行う営業」をいい、「営業」とは「営利目的と反復継続性を持つこと」と解されるため、信託業法の適用を受けるかどうかは、受託者が営利目的および反復継続性の双方を有しているかが論点となる。これを踏まえると、「商事信託」は、信託業法 2 条でいうところの営業を行っており、信託業法に基づき免許・登録を受けた者が受託者となる信託、「民事信託」は、営利目的・反復継続性のいずれかまたは双方を有しない個人または法人（株式会社以外）[9]が受託者となる信託という区分することも可能である。他方、慣行的に、受託者＝信託銀行が業として信託財産の運用は行わず、管理のみ行う信託であって、委託者、受益者が個人であるものを、「民事信託」と呼んでいる事業者もある。信託とは、「特定の者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く。）に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすること」と定義されるが（信託法 2 条 1 項）、一言でいえば、「財産管理」と「財産継承」のための制度と言える。そのうち、日本では、主として、家族の財産管理・財産継承のために利用される信託を「民事信託」と呼ぶ分類が一般的である[10]。

---

[7] 信託銀行（銀行法に基づいて設立され、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき兼営の認可を得ている銀行）、信託会社（管理型信託業、管理型信託会社）、外国信託業者、外国信託会社、管理型外国信託会社が受託者となる信託。

[8] そもそも、英米では民事信託と商事信託という区別が無く、Commercial Trust(＝商事信託)という呼称もそれほど一般的ではなく、一般的に民事信託と商事信託は別という発想がない。しかし、日本では、民法典と商法典が存在しており民商を分ける基盤が存在したこと、明治末以降の信託法の導入自体が商事的契機によっており、信託の母国の英米のように民事信託が基になってきた形とは別個の発展を示してきたこと、旧信託法における商事信託法理の実践的契機などを背景として、民事信託と商事信託という区分が比較的一般的に用いられている。（樋口範雄(2014 年)『入門　信託と信託法（第 2 版）』弘文堂 pp.100-102）ただし、商事信託・民事信託の定義は学説により異なる。

[9] 株式会社は営利法人であることから、信託業法に抵触するため、民事信託では一般的には利用されていない。

[10] 神田秀樹・折原誠(2019)『信託法講義（第 2 版）』 弘文堂 p.5

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

2.1.2. 外国法に基づく信託

FATF 勧告 25 の解釈ノート 3 項では、「各国は、異なる種類の信託その他法的取極であって次のいずれかに該当するものごとのマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に係るリスクを評価し、特定したリスクを管理し、低減するために適切なステップを講じるべきである。(a) 自国法の適用のあるもの、(b) 自国において管理されるもの、又は自国の居住者が受託者その他これに相当する者であるもの、(c) 外国の法的取極であって、自国と密接な関係（sufficient link）があるもの」としており、「自国との密接な関係（sufficient link）」について、脚注 71 によると、「各国は、リスクをベースに、何をもって密接な関係があるとするかを決定することができる。密接性の基準には、信託その他法的取極又はその受託者（その他これに相当する者）が、自国の金融機関又は DNFBP と、十分(significant) 、かつ、継続的(on-going)な取引関係があること、自国に相当額の不動産を有し、その他相当額の投資を行っていること、税法との関係で居住者にあたることが含まれうるが、これらに限られない。」とされる。解釈ノートによれば、以下の信託に関して、加盟国は、リスクベースで「外国信託」として、マネロン等リスクを特定・評価することが要請されている。

【FATF 勧告 25（法的取極）解釈ノートによる「外国信託」の sufficient link の定義】

① 外国の法令に基づく信託であって、その受託者（その他これに相当する者）が、日本の金融機関または DNFBP と十分(significant)かつ継続的(on-going)な取引関係があること
② 外国の法令に基づく信託であって、その受託者（その他これに相当する者）が、日本に相当額の不動産を有し、その他相当額の投資を行っているもの
③ 外国の法令に基づく信託であって、その受託者（その他これに相当する者）が、税法との関係で居住者にあたるもの。

日本において信託とは、特定の者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く）に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとすることとされる（信託法 2 条）[11]。信託の委託者は、信託する財産を受託者に引き渡すことが必要であり、これにより、そ

[11] 信託法 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418AC0000000108
（定義）
第二条　この法律において「信託」とは、次条各号に掲げる方法のいずれかにより、特定の者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く。同条において同じ。）に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとすることをいう。
２　この法律において「信託行為」とは、次の各号に掲げる信託の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。
一　次条第一号に掲げる方法による信託　同号の信託契約
二　次条第二号に掲げる方法による信託　同号の遺言
三　次条第三号に掲げる方法による信託　同号の書面又は電磁的記録（同号に規定する電磁的記録をいう。）によってする意思表示
３　この法律において「信託財産」とは、受託者に属する財産であって、信託により管理又は処分をすべき一切の財産をいう。
４　この法律において「委託者」とは、次条各号に掲げる方法により信託をする者をいう。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

の名義は受託者となる。また、その信託財産に係る収入および支出は、名義上、受託者のものとなるが、受託者は信託財産の管理または処分をすることにすぎず、信託の利益を享受することは出来ないものとされている（信託法 8 条）[12]。これは、信託が基本的にいわゆる債権説[13]を採用していることを意味している。すなわち、信託の設定により受託者が信託財産の完全な所有権を取得する一方で、受益者は、受託者に対し、信託の目的の従った信託財産の管理・処分を行うことについて、債権的な請求権を取得することになる。

信託は法律行為によって設定されることから、信託準拠法は、法律行為の準拠法決定規則（通則法 7 条以下）を通じて決定されることになるという考え方もある。この考え方に基づけば、当事者による準拠法選択がある場合には、当事者自治の原則を規定している通則法 7 条[14]により、そして、当事者による準拠法選択がない場合には、最密接関係地法の適用を規定した上で最密接関係地法の推定規定を置いている通則法 8 条[15]により、決定される法が信託準拠法となる。すなわち、「外国の法令に

5　この法律において「受託者」とは、信託行為の定めに従い、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をすべき義務を負う者をいう。

6　この法律において「受益者」とは、受益権を有する者をいう。

7　この法律において「受益権」とは、信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権（以下「受益債権」という。）及びこれを確保するためにこの法律の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利をいう。

8　この法律において「固有財産」とは、受託者に属する財産であって、信託財産に属する財産でない一切の財産をいう。

9　この法律において「信託財産責任負担債務」とは、受託者が信託財産に属する財産をもって履行する責任を負う債務をいう。

１０　この法律において「信託の併合」とは、受託者を同一とする二以上の信託の信託財産の全部を一の新たな信託の信託財産とすることをいう。

１１　この法律において「吸収信託分割」とは、ある信託の信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託の信託財産として移転することをいい、「新規信託分割」とは、ある信託の信託財産の一部を受託者を同一とする新たな信託の信託財産として移転することをいい、「信託の分割」とは、吸収信託分割又は新規信託分割をいう。

１２　この法律において「限定責任信託」とは、受託者が当該信託のすべての信託財産責任負担債務について信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う信託をいう。

[12]　（受託者の利益享受の禁止）
第八条　受託者は、受益者として信託の利益を享受する場合を除き、何人の名義をもってするかを問わず、信託の利益を享受することができない。

[13] 信託債権説は、信託財産の受託者への移転を物権的な移転とした上で、受益者と受託者の関係は債権的な請求権として整理する考え方。財産権説は、信託財産の実質的法主体性を承認し、受益者は受託者に対して債権を有するだけでなく、信託財産に対する物的権利も有するとする考え方。英米法では、信託は契約とは別個の財産法（property law = 物権法）に属するものであり、信託によって生まれる受益権も物権の一つで、エクイティ上の財産権と呼ばれる（樋口範雄「入門信託と信託法」（弘文堂））。信託の法的性質については、統一的な通説的見解は存在していないが、日本の信託法では、債権説を基礎とした様々な説が唱えられている。

[14] **法の適用に関する通則法　第二節　法律行為（当事者による準拠法の選択）**
第七条　法律行為の成立及び効力は、当事者が当該法律行為の当時に選択した地の法による。

[15] **法の適用に関する通則法　第二節　（法律行為当事者による準拠法の選択がない場合）**
第八条　前条の規定による選択がないときは、法律行為の成立及び効力は、当該法律行為の当時において当該法律行為に**最も密接な関係がある地の法**による。

２　前項の場合において、法律行為において特徴的な給付を当事者の一方のみが行うものであるときは、その給付を行う当事者の常居所地法（その当事者が当該法律行為に関係する事業所を有する場合にあっては**当該事業所の所在地の法、その当事者が当該法律行為に関係する二以上の事業所で法を異にする地に所在するものを有する場合にあってはその主たる事業所の所在地の法）**を当該法律行為に最も密接な関係がある地の法と推定する。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

基づく信託であって」とは、当事者が明示的に外国の法令を準拠法として選択した信託、もしくは当事者による選択はないものの、当該信託に最も密接な関係がある地が外国である信託が、「外国の法令に基づく信託」であると言える。

「自国と密接な関係（sufficient link）」については、日本においては以下が該当すると解される（金森）。

①	その受託者（その他これに相当する者）が、日本の金融機関または DNFBP と十分(significant)かつ継続的(on-going)な取引関係がある	• 「金融機関との継続的(on-going)な取引関係」について、金融機関が信託の当事者と預金契約を締結して口座を開設し（「継続的」）、それを利用して委託者から受託者へ、または受託者により資産の移転（為替取引、融資等）が行われれば、それは「継続的な取引関係がある」と見なされると考えられる。 • 「DNFBP との継続的(on-going)な取引関係」について、日本においてどのような立場の者が「DNFBP」に該当するかは、信託管理人、信託監督人又は受益者代理人に類するような立場にある者（プロテクター）や、委託者、受託者又は受益者の各代理人（一回的なものは除く）やこれらの者と継続的な顧問（助言）契約を有する者、受託者からの信託事務処理の委託を受ける者が該当すると考えられる。士業者が信託の設定にのみ関与する場合は、「継続的な取引関係」には該当しないと考えられる。ただし、同一当事者から継続的に信託設定の依頼を受ける場合には、「継続的な取引関係」に該当すると考えられる。 • 「金融機関または DNFBP との十分(significant)な取引関係」とは、日本の明示信託におけるもの又はその受託者が行う場合の取引（一般的な金融取引等国内で規制対象となる取引）での基準と同一でよいと考えられる。
②	その受託者（その他これに相当する者）が、日本に相当額の不動産を有し、その他相当額の投資を行っている	• 通則法 13 条 1 項によると、「動産又は不動産に関する物権及びその他の登記をすべき権利は、その目的物の所在地法による」とされる。外国の法令に基づく信託であっても、信託財産に組み入れられる不動産

3　第一項の場合において、不動産を目的物とする法律行為については、前項の規定にかかわらず、その**不動産の所在地法**を当該法律行為に最も密接な関係がある地の法と推定する。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

		が日本に所在し、日本の不動産登記法等により公示の対象となる場合、当該信託は「自国と密接な関係（sufficient link）」があると考えられる。
③	その受託者（その他これに相当する者）が、税法との関係で居住者にあたる	• 「居住者」とは、現在まで 1 年以上の居所を国内に有する者、国内に住所を有する者を指すと考えられる。 • 通則法 39 条では、「当事者の常居所地法によるべき場合において、その常居所が知れないときは、その居所地法による。ただし、第二十五条（第二十六条第一項及び第二十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この限りでない。」とされている。常居所とは、定住の意思を必要とせず、平素そこで生活をしているという客観的事実があれば足りるもので、日本民法の住所概念の客観主義とほぼ同一であるところ、所得税法上の住所は、借用概念であるため、常居所＝民法上の住所＝所得税法上の住所となる。ただし、居所地が「居住者」における「居所」と同一かは不明である。

（出典）ヒアリング結果をもとに、KPMG 作成。

【参考：ニュージーランドにおける外国信託(Foreign Trust)について】

1．FATF 第 4 次対ニュージーランド相互審査（NZ MER 2020）における勧告 25 への指摘とその後の対応

2021 年 4 月 29 日に公表された FATF 第 4 次対ニュージーランド相互審査報告書（NZ MER 2020）において、ニュージーランド（以下、NZ）は、勧告 25（R.25）の法令等遵守状況（TC25）に関する評価は「PC」であった。これは、「信託に関する正確かつ最新の情報を保管する要件は、すべての種類の受託者に義務付けられているわけではない。業務関係を結んだり、臨時の取引を行ったりする際に、受託者が報告主体に自らの地位を開示する明確な要件はない。受託者に対する制裁と責任は不十分である。」と結論付けられたためである。

これらの指摘を受けて、NZ は、2021 年 1 月に「NZ 信託法 2019」を施行した。同法は、受託者が信託の条件を知ること（第 23 条）、信託の条件に従って受益者の利益のために行動すること（第 26 条）、信託証書文書、その変更や受託者の選任・解任に関する信託文書、委託者からの希望メモ、財務諸表等一定の信託情報を合理的な範囲で保管すること（第 45 条）、受益者に基本情報を通知すること（第 51 条）を要件としている。また、信託の当事者の身元に関する適切、正確かつ最新の情報を保管する明確な要件がないにもかかわらず、同法の上記の規定は、受託者が信託の当事者、すなわち委託者、受託者、受益者（または受益者のクラス）に関する情報を保管し、かかる情報が信託の変更を反映した正確かつ最新のものであることを示唆している。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

さらに、1994 年租税管理法の一部規定が導入され、収益が発生する信託に要件が課され、2021 年 3 月に施行された。課税所得を得る信託や課税分配を行う信託については、1994 年税務管理法に規定があり、受託者は年次確定申告書を提出し、委託者、受益者、受託者を任命・解任する権限を持つ者、受益者を追加・解任する権限を持つ者、信託証書を修正する権限を持つ者に関する一定の情報を提供することが義務付けられている。必要とされる情報は、氏名、生年月日、納税地管轄、タックスファイル番号、納税者番号である（1994 年税務管理法第 59BA2 条(c)(d)(e)）。

しかし、(a)ビジネス関係を構築する際、または閾値を超える取引を時折行う際に、受託者が報告主体に自らのステータスを開示する明確な要件がないこと、(b)IR と他の監督機関（RBNZ と FMA）の間で情報共有協定が結ばれていないこと、に関する MER で指摘された不備は、依然として解決されていない。このように、NZ は、MER で指摘された欠陥のほとんどにほぼ対処しているが、軽微な欠陥は残っているとして、2022 年 5 月に公表されたフォローアップ報告書において、R.25 は概ね適合（「LC」）していると再評価されている。

２．NZ における外国信託

ニュージーランドの外国信託（New Zealand Foreign Trusts）は、非居住者の委託者が海外で契約し(established overseas)、ニュージーランドに居住する受託者が設定する信託である。信託がニュージーランド源泉の所得を得たり、ニュージーランド居住の受益者に所得を分配しない場合、ニュージーランドの税金は免除される。このため、外国人投資家にとって魅力的な制度となっている。

2016 年にパナマ文書が公表され、ニュージーランド外国信託が脱税、マネロン、その他の違法行為に悪用される可能性が注目されるようになった。これを受けて、政府は外国信託の開示ルールに関する調査を開始した。調査の結果、外国信託の開示規則が不十分であることが判明した。この調査の報告書（シューワン報告書）は、調査を通じて明らかになった問題に対処するため、ニュージーランドの外国信託制度にいくつかの改革を提言した。その中には、監督官庁がアクセスできる外国信託登録簿の創設、登録段階での情報開示要件の拡大、年次申告の義務化などが含まれた。

さらに、シューワン報告書は第 2 段階の改革の実施を早めた。また、すべての外国信託について、資金源と富の源泉を特定・検証するための追加基準を導入し、疑わしい取引の届出の対象を未遂取引にまで拡大することで、AML/CFT 法の改正につながった。外国信託の開示に関する IR、NZPFIU、DIA 間の情報共有の取り決めが合理化された。2016 年の新開示義務開始後、NZ における外国信託の数は約 12,000 件から 2020 年には 3,000 件弱へと 75%減少した（NZ MER 2022、BOX7.3）。

NZ において、外国信託は、NZ 歳入庁（IR）が管理する外国信託登録簿に登録され、警察内務省（DIA）はアクセスできるため、外国信託の実質的支配者情報にタイムリーにアクセスすることができる。また、租税条約締結国からの要請があれば、外国信託の詳細情報も提供される。IR の報告によると、外国からの情報交換要請は少なく、4 年間で 47 件であるが、要請に応じた提供は 100%実施している（NZ MER 2020、480 項）。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Appendix 3: Examples of Foreign Trust Structures

Scenario 1 – NZFT earns foreign income directly

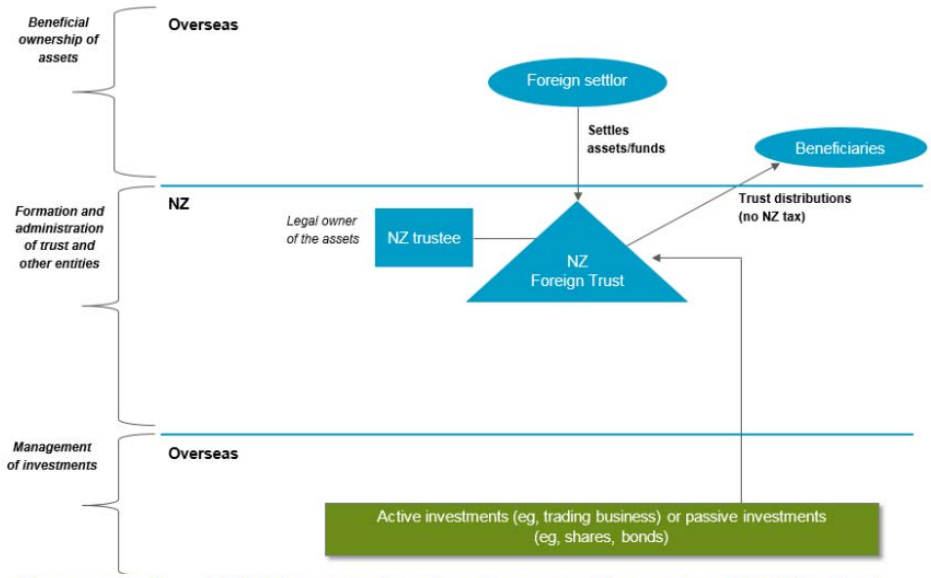

Scenario 2 – NZFT earns foreign income through a NZ Limited Partnership

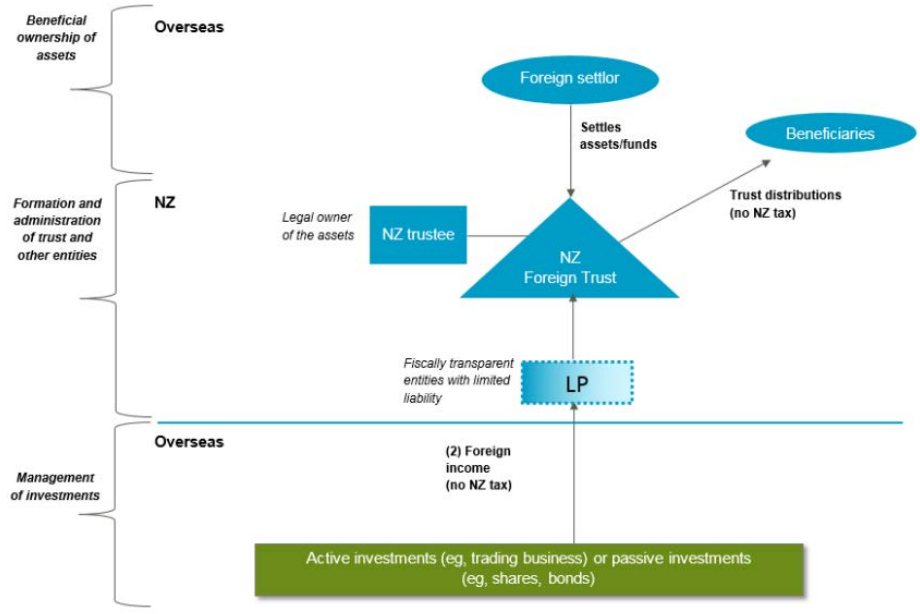

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Scenario 3 – NZFT earns foreign income through a NZ look through company (LTC)

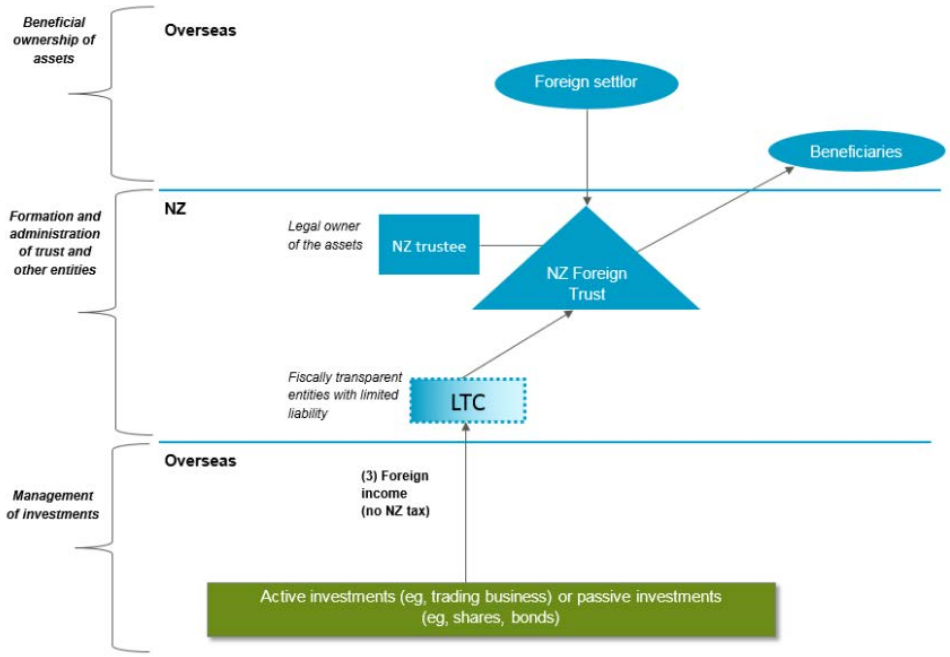

Scenario 4 – NZFT earns foreign income through a foreign company

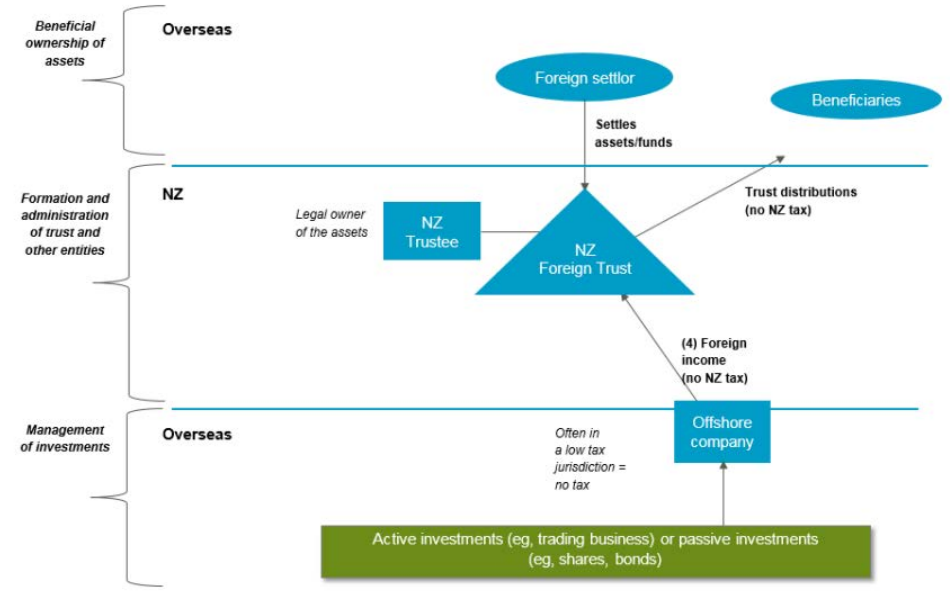

3．シューワン報告書

NZ の外国信託に関する 2016 年の Shewan Report（シューワン報告書）は、NZ の外国信託制度および課税ルールに関する調査と提言をまとめた報告書であり、NZ 政府によって、著名な会計士・税理士であった John Shewan に委託され、外国信託の透明性と課税の公平性に関する懸念を受けて行われたもの。Shewan Report の主要なポイントと提言は以下の通り。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

- 透明性向上：報告書は、外国信託の登録および報告要件の強化を提案し、信託の所有者や受益者に関する情報のより広範な公開を求めた。これにより、外国信託の運用に対する監視が向上し、タックス・ヘイブンのような悪用が防止されることが期待された。
- 課税ルールの見直し：報告書は、外国信託の課税ルールの見直しを提案し、課税の公平性を向上させることを目指し、特に、外国信託からの所得について、より適切な課税基準を導入することが提言された。
- 競争力の維持：一方で、報告書は NZ が金融分野においても国際競争力を維持し、国際的な信託業務にとって魅力のある国とするために、適切な課税ルールを導入しつつも、ビジネス環境を適度に調整する必要があると提言した。

このように、Shewan Report は、ニュージーランドの外国信託制度に関する議論を活発化し、税制改革および規制強化の提案を導く重要な文書となった。その結果、報告書の提言の一部が政府によって実行され、外国信託の透明性と課税の公平性が向上した。

（出典）FATF 第 4 次対 NZ 相互審査報告書、および、フォローアップ報告書
https://www.fatf-gafi.org/en/countries/detail/New-Zealand.html
The Shewan Inquiry into Foreign Trust Disclosure Rule www.treasury.govt.nz/publications/reviews-consultation/foreign-trust-disclosure-rules

2.3. その他の類似の法的取極

「その他の類似の法的取極」は、FATF 用語集[16]によると、「類似性は信託の準拠法およびその承認に関するハーグ条約第 2 条を考慮し、法的取極が明示信託と類似の構造を有するか、または類似の機能を果たすかに基づいて評価される」とされている。ハーグ条約第 2 条[17]によると、「信託とは、受益者の利益のため、または特定の目的のために資産が受託者の管理下に置かれた場合に、人または委託者により生前または死亡時に創設される法律関係をいう」としており、信託の特性として、①資産は別の基金を構成し、受託者の固有財産の一部ではない、②信託財産の権原は、受託者又は受託者に代わる他人の名義とする、③受託者は、信託の条件及び法律により受託者に課せられた特別の義務に従って、資産を管理し、使用し又は処分する権限及び責任を有するという、3 点を挙げている[18]。

日本における「その他の類似の法的取極」としては、商法 535 条（匿名組合契約）[19]に基づき成立する匿名組合が該当するという意見があった（金森）。匿名組合とは、出資者（匿名組合員）と営

[16] FATF Glossary “Legal arrangements” Footnote1 参照。
[17] ハーグ国際私法会議 ”CONVENTION ON THE LAW APPLICABLE TO TRUSTS AND ON THEIR RECOGNITION”（https://www.hcch.net/en/instruments/conventions/full-text/?cid=59）Article 2 参照。
[18] FATF Glossary では、外国法に基づくその他の類似の法的取極として、フィデュシー（fiducie：フランスにおける信託に類似した制度）、トロイハント（Treuhand：ドイツにおける信託に類似した制度）、フィデイコミス（fideicomiso：ドイツにおける信託に類似した制度）、ワクフ（Waqf：スラーム社会における寄進）が挙げられている。
[19]「第五百三十五条 匿名組合契約は、当事者の一方が相手方の営業のために出資をし、その営業から生ずる利益を分配することを約することによって、その効力を生ずる。」

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

業者との間で締結された契約に基づき、出資者が営業者に出資し、営業から利益が生じた場合、出資者は営業者から利益の分配を受けることができる組織である。匿名組合においては、財産は営業者に帰属し、出資者＝委託者兼受益者、営業者＝受託者という自益信託[20]に近似するものと捉えることができる。

2.4. 擬制信託（Constructive trusts)

FATF 用語集によると、明示信託の対象となる概念として、「委託者の明確な意図または決定から生じるものではなく、法律の運用によって成立する信託」が挙げられており、これは「擬制信託」が該当する。擬制信託は学問上、「擬制信託（Constructive Trusts）」に加えて「制定法上の信託（Statutory Trusts）」も擬制信託の一部と解される。擬制信託は、植本(2006)[21]によると、「信託設定行為のない場合に信託的関係を認めるもの」である。日本においては、2002 年（平成 14 年）1 月 17 日に、最高裁が、公共工事の請負者が保証事業会社の保証の下に地方公共団体から支払を受けた前払金について、地方公共団体と請負者との間の信託契約の成立が認めた事例[22]があるが、本判決は擬制信託を認めたものと評価する論者も存在する[23]。本判決について、杉浦・徐(2003)[24]は、「「信託行為」による信託の成立を認めるなら、「信託設定の意思表示」が存在することを求めるのは、信託設定のための当然の前提である」としたうえで、旧信託法 1 条[25]を「法律行為」の一種である「信託行為」に関する規定であると捉えた場合[26]、「信託法 1 条には、信託の成立要件として、「信託設定の意思」は明示的に

---

[20] なお、自益信託は、財産を預ける「委託者」が、財産から利益を受ける「受益者」を兼ねる信託の形態で、委託者が自分自身の利益を目的に設定するため、「自益」信託と呼ばれる。例えば、父を「委託者兼受益者」、子を「受託者」としたケースは自益信託である。信託において、対象となった財産の所有権は、形式的に委託者から受託者に移る。しかし、受託者は財産を管理する立場であり、財産から利益を享受できない（信託法 8 条）。受託者は財産から生じる利益を受けていない以上、無償で所有権を得ても贈与税の対象とはならないと解されている。また、自益信託で利益を受けるのは「委託者兼受益者」であり、「委託者兼受益者」は自分自身の財産から利益を受けているだけであり、贈与税の対象にはならない。したがって、自益信託においては、受託者と「委託者兼受益者」のいずれに対しても贈与税は課税されない。また、自益信託において信託財産が不動産の場合、所有権は委託者から受託者に移るが、形式的に所有権が移転するだけであり、受託者は不動産から利益を享受できない。不動産から生じる利益を受けられない以上、信託における受託者に不動産取得税は課税されないものとされている（地方税法 73 条の 7 第 3 号）。「委託者兼受益者」についても、信託により不動産を取得したわけではないため、不動産取得税は課されない。

[21] 植本幸子(2006)「アメリカ合衆国連邦倒産事例における擬制信託」九州法学会会報 2006

[22] https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=52289

[23] 杉浦宣彦・徐熙錫(2003)「信託の成立要件をめぐる一考察－最一小判平 14・1・17 を起点として－」金融庁金融研究研修センター https://www.fsa.go.jp/frtc/seika/discussion/2003/20030909.pdf

[24] 同上。

[25] 2007 年より前に施行されていた信託法のこと。

[26] 信託の設定方法にについて、新信託法（2007 年施行の信託法）上は 3 条に規定されており、具体的には以下のとおりである。

> （信託の方法）
> 第三条　信託は、次に掲げる方法のいずれかによってする。
> 一　特定の者との間で、当該特定の者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の契約（以下「信託契約」という。）を締結する方法
> 二　特定の者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の遺言をする方法

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

は求められていないのであり、したがって、条文を重視するなら、当事者の意思によらない信託関係（＝擬制信託）の成立も充分ありうる」としており、擬制信託は、FATF 勧告のスコープに含まれるという考え方もあり得る（八谷）。

【参考：判例要旨】

地方公共団体甲から公共工事を請け負った者乙が保証事業会社丙の保証の下に前払金の支払を受けた場合において，甲と乙との請負契約には前払金を当該工事の必要経費以外に支出してはならないことが定められ，また，この前払の前提として甲と乙との合意内容となっていた乙丙間の前払金保証約款には，前払金が別口普通預金として保管されなければならないこと，預金の払戻しについても預託金融機関に適正な使途に関する資料を提出してその確認を受けなければならないこと等が規定されていたなど判示の事実関係の下においては，甲と乙との間で，甲を委託者，乙を受託者，前払金を信託財産とし，これを当該工事の必要経費の支払に充てることを目的とした信託契約が成立したと解するのが相当である。

「制定法上の信託（Statutory Trusts）」について、信託法 176 条（信託の存続の擬制）[27]では、信託終了後も信託の清算が結了するまでは信託は存続するものとされており、この信託終了後～清算結了まで存続する信託が該当する。ただし、神田・折原(2019)[28]によると、制定法上の信託の成立が認められることはまれであるとされ、FATF 勧告上、制定法上の信託はスコープに含まれないとの考え方もある（八谷）。

三　特定の者が一定の目的に従い自己の有する一定の財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為を自らすべき旨の意思表示を公正証書その他の書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）で当該目的、当該財産の特定に必要な事項その他の法務省令で定める事項を記載し又は記録したものによってする方法

[27]「第百七十六条　信託は、当該信託が終了した場合においても、清算が結了するまではなお存続するものとみなす。」

[28] 神田 秀樹・折原 誠(2019)『信託法講義 第 2 版』弘文堂 p.10

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

3. 商事信託の分類および実質的支配者情報の取得について

3.1. 商事信託の分類

信託は目的、設定方法、受託財産の種類、信託終了時の信託財産の返還方法や運用方法等、といった様々な観点から分類可能であるが、受託財産の観点で整理すると、「金銭の信託（信託財産が金銭である信託）」と「ものの信託（信託財産が金銭以外である信託）」に分類することができる（図表 3-1）[29]。

「金銭の信託」はさらに、「金銭信託」と「金外信託」に分類される。「金銭信託」とは、信託終了時に金銭の形で財産が交付される信託である。金銭信託は、運用の目的物を具体的に特定する方法（特定金銭信託）と大まかに指定する方法（指定金銭信託）があり、指定金銭信託についてはさらに、信託された財産を合同して運用する方法（合同運用）と単独で運用する方法（単独運用）に分類することができる。

「金外信託」とは、信託終了時に金銭以外の形で財産が交付される信託である。金外信託も運用方法によって特定・指定の２種類に分類される。

「ものの信託」については、その受託財産は多岐に渡るが、代表的なものとして有価証券の信託や、金銭債権の信託などが挙げられる（図表 3-2）。

[29] 本項目における分類は、一般社団法人信託協会 HP「信託の分類」（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/trust/more/classification.html）から引用している。

他方、神田秀樹教授による商事信託の４類型も良く引用される。①預金型商事信託（貸付信託等）、②運用型商事信託（指定金銭信託（ユニット型）等）、③転換型商事信託（資産流動化または証券化と呼ばれるスキーム）、④事業型商事信託（土地信託等）。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

図表 3-1 金銭の信託[30]

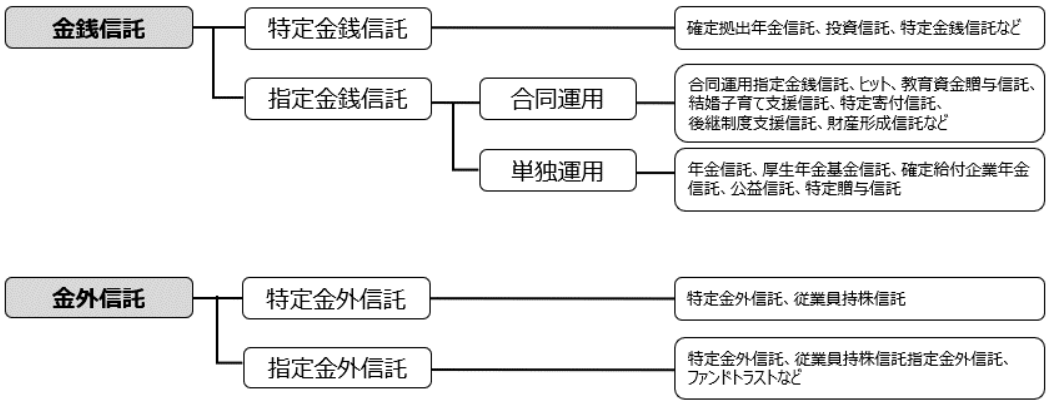

（出典）一般社団法人信託協会 HP（「信託の分類」（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/trust/more/classification.html）より、KPMG 作成。

図表 3-2 ものの信託[31]

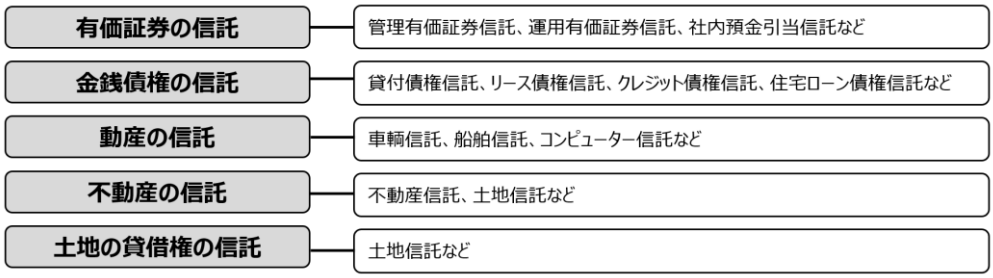

（出典）一般社団法人信託協会 HP（「信託の分類」（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/trust/more/classification.html）より、KPMG 作成。

[30]「金銭の信託」は、理論上民事信託でも組成は可能である。但し、例示されている金銭の信託の多くは、不特定多数の委託者を想定し、受託者が信託業者に限定される等、民事信託の組成が不可能であるものも含まれる（酒井）。また、この受託者が限定されていることと、税制上のメリットを受けられることは関連している。例えば、贈与税が最大 1,500 万円まで非課税となる教育資金贈与信託を利用する場合、金融機関等（信託銀行、銀行、証券会社）と教育資金管理契約を締結する必要がある（国税庁「No.4510　直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税」https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/zoyo/4510.htm 最終閲覧日：2024 年 2 月 19 日）。そのため、同じスキームを民事信託で組成しても、税制上のメリットを享受できないため、組成する意味はないと考えられる。民事信託でも、理論上は商事信託の商品と同じスキームを組むことは法的には可能であるが、税制上のメリットを考慮すると、民事信託で組成する必要性はあまりないのでは、と考えられる（伊庭）。また、民事信託の場合受託者は複雑かつ長期のスキームで信託を設定するインセンティブをもち得ず、さらに民事信託では受託者に対してどれだけの額の報酬を与えることができるのかに関して確定的な結論は出ていないことからも、商事信託と同じスキームを民事信託で設定する必要性はないと考えられる（渋谷）。

[31]「ものの信託」は、理論的には民事信託でも組成可能である（伊庭・酒井）。ただし、有価証券の信託口口座ができるかや、個人の受託者が適切な運用をできるか等の問題がある（伊庭）。また、譲渡を予定していないものについては、受託者に権利移転する信託の組成は不可能であり、債権等については譲渡禁止条項等があれば、権利移転に関する条件を履行する必要がある点に留意が必要である（酒井）。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

3.2. 商事信託の利用状況

信託銀行と信託会社が保有する信託財産の残高については、一般社団法人信託協会が毎年 3、9 月末に集計を行い、「信託統計便覧」[32]としてその結果を公表している。本統計資料によると、2023 年 9 月末時点での各信託の信託財産の残高は、図表 3-3 のとおりである。

図表 3-3 2023 年 9 月末時点の信託の種類別残高

大分類	中分類	金額 （単位：億円）	構成比 （単位：%）
金銭の信託 Pecuniary Trusts	金銭信託 Money Trusts	1,363,078	8.6
	年金信託 Pension Trusts	320,406	2.0
	財産形成給付信託 Asset Formation Benefit Trusts	286	0.0
	投資信託[33] Investment Trusts	2,858,899	18.1
	金銭信託以外の金銭の信託 Pecuniary Trusts Other than Money Trusts	701,425	4.4
金銭以外の信託 Nonpecuniary Trusts	有価証券の信託 Securities Trusts	649,035	4.1
	金銭債権の信託 Monetary Claims Trusts	795,309	5.0
	動産の信託 Movable Property Trusts	2,008	0.0
	土地及びその定着物の信託 Real Estate Trusts	15,430	0.1
	包括信託 Composite Trusts	9,090,130	57.5

[32] 一般社団法人信託協会「信託統計便覧」https://www.shintaku-kyokai.or.jp/data/statistics_list/ 最終閲覧日：2024 年 2 月 26 日

[33] 投資信託については、特別法としての投資信託法の適用を受けるが、信託契約（信託法 3 条 1 項 1 号の類型）に基づいて設定される金銭信託（特定金銭信託）に含まれ、投資信託法で上書きされていない点については信託法の適用を受けるとされる。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

	その他の信託 Other Property Trusts	125	0.0

（出典）一般社団法人信託協会「信託統計便覧」（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/data/statistics_list/）より、KPMG 作成。

図表 3-4 は、2019 年 9 月末～2023 年 9 月末における信託財産総額の推移をグラフ化したものである。信託財産の残高は、2019 年 9 月末以降増加傾向にある。2018 年以前の残高については、FATF 第 4 次対日相互審査報告書に記載があり、図表 3-5 として掲載する。

図表 3-4　2019 年 9 月末～2023 年 9 月末における、信託財産総額の推移

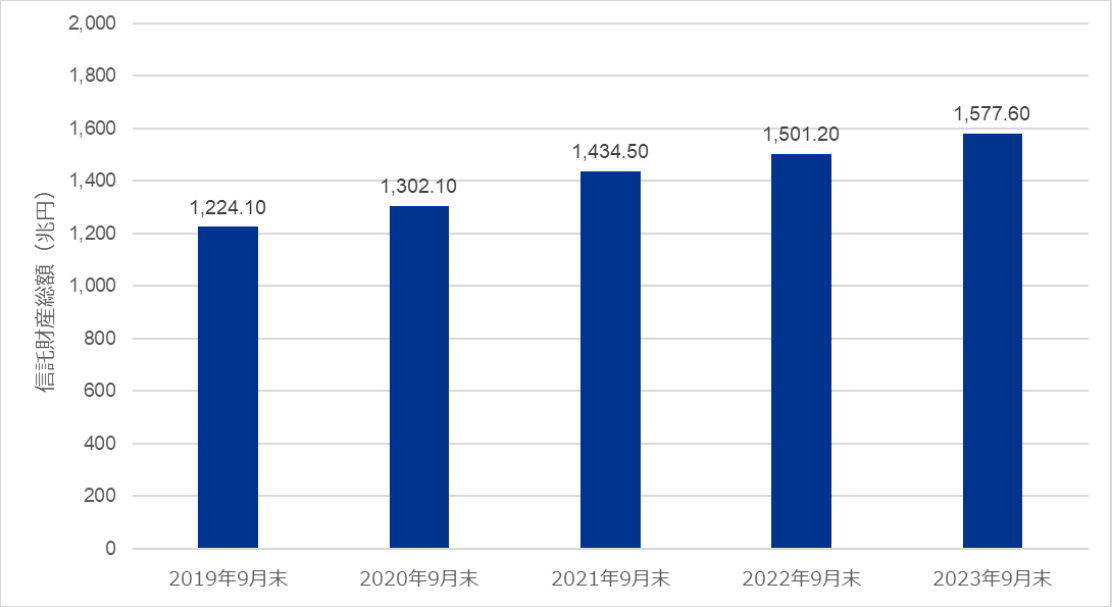

（出典）一般社団法人信託協会「信託の受託概況（令和 5 年 9 月末現在）」（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/038/202312/trusts_20231221.pdf）より、KPMG 作成。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

図表 3-5　FATF 第 4 次対日相互審査報告書記載の 2018 年以前の信託財産総額の推移

Type of asset	2014	2015	2016	2017	2018
Money Trusts	156,968	164,161	165,097	167,394	168,316
Pension Trusts	39,914	38,332	33,659	31,315	30,746
Asset Formation Benefit Trusts	32	30	30	30	32
Loan Trusts	14	12	10	-	-
Investment Trusts	145,295	167,227	182,447	201,706	209,982
Pecuniary Trust Other than Money Trusts	20,590	23,219	30,207	37,154	44,308
Securities Trusts	62,775	57,800	59,071	57,731	56,908
Monetary Claims Trusts	27,833	27,700	40,825	50,556	54,519
Movable Property Trusts	44	59	66	72	80
Real Estate Trusts	951	1,056	1,085	1,154	1,336
Composite Trusts	476,552	507,694	542,962	591,713	633,724
Total, Including Others	**930,979**	**987,303**	**1,056,077**	**1,138,838**	**1,199,962**

（出典）FATF 第 4 次対日相互審査報告書（https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/mer/Mutual-Evaluation-Report-Japan-2021.pdf）p.35 より引用。元となったデータは、一般社団法人信託協会のもの。

3.3. 商事信託における信託の実質的支配者の本人確認措置について

信託の透明性向上には、委託者および受託者、受益者に加え、信託を実質的に支配する者がいる場合にはその者の本人確認を実施することが必要だと考えられる。これに関し、解釈ノート 1 項第 2 文では、「各国は、自国の居住者である明示信託（その他これと類似する法的取極）又は自国の法律の下で管理される明示信託（その他これと類似する法的取極）の受託者（その他これと同等の地位にある者）に対し、当該信託（その他これと類似する法的取極）に関する適切かつ正確な最新の実質的支配者情報を取得・保有することを義務付けるべきである。**これには、信託の場合、(i)委託者、(ii)受託者、(iii)信託管理人（いる場合）、(iv)受益者（beneficiaries）または受益者（beneficiaries）のクラスおよび受益者として指定されうる者（objects of power）、並びに(v)信託に対して最終的な実質的支配を行うその他の自然人の本人特定事項に関する情報が含まれるべきである**」としている。

日本では、商事信託の受託者たる信託銀行に対し、犯罪収益移転防止法 4 条に基づいて、特定

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

取引（信託契約の締結や信託行為、受益者の指定権変更権の行使、信託の受益権の譲渡等）[34]を行うに際して[35]、「顧客等」との間で取引時確認[36]を行う義務が課せられている。

取引時確認を行う「顧客等」の範囲だが、商事信託の文脈ではまず委託者が相当する。受益者は、信託財産から生じる財産的利益を享受する者であり、信託を用いた犯罪収益移転スキームにおいては重要なステークホルダーになるとの観点から、法２条３項に掲げる「顧客に準ずる者として政令で定めるもの」として、「信託の受益者」が含まれることが規定されている[37]。中崎(2023)によれば、「顧客等」は窓口に来店した人物だけではなく、「直接利益の真の帰属者」も含まれるとし、「取引の利益（計算）が実際には誰に帰属するものなのかということを総合判断して決定されるべき」としている[38]。例えば、窓口に来た顧客と特定事業者が、第三者のためにする契約を締結する場合、当該第三者は当該契約の当事者ではないため、「顧客」そのものではないものの、実質的利益を享受するのがその第三者である場合は、犯罪収益の移転防止の観点から、取引時確認を行う必要が生じる場合があるということである。

他方、商事信託契約に関連するステークホルダーは多岐に渡ることもあるため、「直接利益の真の帰属」がどこまで及ぶのかについての明確な線引きは非常に難易度が高いものと考えられる。中崎(2023)によれば、「顧客の態様等に応じて取引に通常要求される程度の注意を払ったにもかかわらず、真の「顧客」（直接利益の帰属者）の存在を見抜けなかったからといって、直ちに義務違反として行政庁から是正命令や業法に基づく業務停止等の行政処分が行われるということにはならない」としている[39]。

金融庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下、マネロンガイドライン）においては、「顧客の受入れに関する方針の策定に当たっては、顧客及びその実質的支配者の職業・事業内容のほか、例えば、経歴、資産・収入の状況や資金源、居住国等、顧客が利用する商品・サービス、取引形態等、顧客に関する様々な情報を勘案すること」としており[40]、確認方法としては、リスクに応じて「信頼に足る証跡」を求めるものとしている[41]。したがって、信託契約上の「委託者」「受託者」以外の「直接利益の真の帰属者」の確認については、金融機関の顧客管理におけるリスクベース・アプローチの中で対応していくものと思料される。

---

[34] 犯収法施行令７条１項１号ハ、ニ 参照。

[35] 中崎隆（2023）によると、「行うに際して」とは、取引の性質に応じて合理的な期間内に取引時確認を完了すべきとの趣旨であるが、特定事業者の一般的な実務上は、特段の事情がない限り特定取引締結時に同時に取引時確認を実施することが通例であるという。ただし、商事信託において、第一順位、第二順位などと弁済の順位が異なる複数の種類の受益者が多数存在し、取引時確認をあらかじめ行うことが煩雑な場合には、信託契約上それぞれの受益者の受益権に停止条件や停止期限を付すことによって、取引時確認のタイミングを延期することが可能とされる。したがって、受益者の取引時確認のタイミングは、個々の信託契約の法律構成によって異なりうる。

[36] 「取引時確認」とは、①本人特定事項 、②取引目的、③職業（個人）・事業内容（法人）、④実質的支配者（法人）を確認することである。具体的な確認書類・方法ついては同法７条で定められており、また、同法４条にて「ハイリスク取引」（なりすまし、偽り、イラン・北朝鮮などのハイリスク国、外国 PEPs）に該当しないことも確認が求められる。

[37] 中崎隆（2023）『逐条解説犯罪収益移転防止法』東京法令 p.101

[38] 中崎隆（2023）『逐条解説犯罪収益移転防止法』東京法令 pp.133-135

[39] 中崎隆（2023）『逐条解説犯罪収益移転防止法』東京法令 p.134

[40] マネロンガイドライン Ⅱ－２（３）（ⅱ）顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）【対応が求められる事項】②

[41] マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン FAQ Ⅱ－２（３）（ⅱ）顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）【対応が求められる事項】③Ｑ２

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

上記に加え、信託銀行は、犯収法 11 条 1 項[42]に基づき契約締結後に信託契約の顧客等の実質的支配者情報を最新に保つ義務が課されている。これを踏まえ、マネロンガイドラインにおいては、顧客に対して継続的な調査・リスク評価を行うよう求めており、「取引類型や顧客属性等に着目し、これらに係る自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえながら、調査の対象及び頻度を含む継続的な顧客管理の方針を決定し、実施すること」としている[43]。したがって、契約締結後の変更事項については、顧客からの申告に基づき、信託銀行等が行ったリスク評価を踏まえ、定期的に顧客の情報を確認する対応を行うこととなる。

3.4. 受託者として取得した情報の開示範囲について

受託者として信託銀行が取得した情報の開示について、契機、開示先、開示する情報を信託銀行にヒアリングした。その結果、当局からの法令等に基づく要請があった場合、開示請求のあった情報を提供しているとの回答が得られた。

なお、2023（令和 5）年 5 月 23 日、犯罪収益移転防止法に関する留意事項[44]が閣議決定され、同年 6 月 1 日から施行されている。これにより、信託口の銀行口座を開設する際には、口座開設目的として「信託の受託者としての取引」が明記され、銀行等により、受託者等の地位開示がより明示的に実施されることとなっている。具体的には、犯罪収益移転防止法 2 条 2 項 1 号から第 36 号までに掲げる特定事業者のうち金融庁所管事業者（金融機関等）が同法 4 条に規定する確認義務、8 条に規定する疑わしい取引の届出義務等を履行するに当たり、留意すべき事項を示したものであり、個別の事情に応じて、法令等の範囲内においてこれと異なる取扱いとすることを妨げるものではないとしつつも、同法 4 条 1 項または 2 項の規定により、施行令 7 条 1 項 1 号イまたはケに掲げる取引に際して「取引を行う目的」を確認する際に、参考とすべき類型を「取引を行う目的の類型」として例示した。なお、複数選択可であり、また、これらの類型は例示であるため、各金融機関等において、これらの類型を参考としつつ、特定取引の内容や個別の業務・取引実態等に応じ、異なる類型により確認することとしても差し支えない、とされている。

---

[42] 第十一条　特定事業者は、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置（以下この条において「取引時確認等の措置」という。）を的確に行うため、当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるものとするほか、次に掲げる措置を講ずるように努めなければならない。
一　使用人に対する教育訓練の実施
二　取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成
三　取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他の業務を統括管理する者の選任
四　その他第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して講ずべきものとして主務省令で定める措置

[43] マネロンガイドライン Ⅱ－2（3）（ⅱ）顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）【対応が求められる事項】⑩

[44] 金融庁「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」 https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/hansyuhou.pdf

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

預貯金契約の締結

自然人	法人／人格のない社団又は財団
□ 生計費決済 □ 事業費決済 □ 給与受取／年金受取 □ 貯蓄／資産運用 □ 融資 □ 外国為替取引 □ 信託の受託者としての取引 □ その他（　　）	□ 事業費決済 □ 貯蓄／資産運用 □ 融資 □ 外国為替取引 □ 信託の受託者としての取引 □ その他（　　）

（出典）金融庁「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」「１ 取引を行う目的の類型」

https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/hansyuhou.pdf

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

4. 民事信託の形態および基本的特徴、基本情報および実質的支配者情報の取得プロセス

4.1. 民事信託の一般的な利用形態

商事信託の場合、金銭を信託財産とする商品が多く、受託する信託財産の種類が限定されている、信託できる金額に最低限度額が設けられている等、あらかじめ決められた取引条件を満たさない限り、信託銀行等が取り扱う信託商品を利用することができない。また、信託財産の価額に比して信託銀行等に支払う信託報酬の額が高額である、または、取引条件を満たせない等の場合には、委託者の家族を受託者とした民事信託が利用されるものと考えられる[45]。

一方で、受託者は、善管注意義務等様々な義務を果たす必要があり、こうした義務を無償あるいは安価で負担する者を家族以外の第三者から見つけることは難しいと考えられる。民事信託を利用することが難しく、また、信託銀行等の定める取引条件を満たしており、信託報酬の額に問題がない場合には、信託銀行等が取り扱う商事信託商品が利用されると考えられる。また、信託銀行等が受託者となる信託のうち、税制上のメリットを享受できるスキームもあるため、こうしたスキームで信託を設定したい場合にも商事信託商品が利用されると考えられる。

利用状況について有識者にヒアリングしたところ、家族以外の信頼できる第三者が業として行わない契約内容で受託者となるケースもあるが、民事信託は基本的には家族（親族）間で設定されるものであるとのことであった（宮本）。本節では、日本の民事信託における、一般的な信託目的、設定方法、信託財産、関係者、運用方法について概説する。

【米国における民事信託の代表的な類型】

信託が 14 世紀に英国（旧イングランド）で始まったのは、封建時代に当時の最大の財産であった不動産について相続の自由が無かったからであり、不合理な制度の欠陥を埋めるために信託が考案されたと言われている。したがって、英米法の諸国では、国が定めた相続制度とは別の形で、世代を超えた家族間の財産移転を行うための信託が主流として行われており、英米で信託と言えば、まず民事信

[45] 信託の「財産管理」という側面に着目すれば、成年後見制度（法定後見・任意後見）も類似の制度であると捉えることができる。法定後見とは、認知症や精神障害等により判断能力が低下し、自己の財産を適切に管理することができない者を法的に保護するための制度で、本人に代わって保護者（成年後見人、保佐人、補助人）が財産の管理を行うものである。任意後見は、認知症や精神障害等により判断能力が低下する場合に備えて、制度を利用する本人が自ら選んだ任意後見人に公正証書で任意後見契約を締結する制度である。法定後見や任意後見においては、慎重な財産管理が求められるため、運用することは認められておらず、財産管理・運用の面において民事信託よりも柔軟性に欠ける。そのため、より自由度高く財産管理を行いたい場合には、民事信託が利用される。

一方、任意後見と民事信託が併用されるケースもある。例えば受託者が賃貸物件を管理し、そこから発生した賃料を認知症や知的障害者の受益者に給付する場合、受託者の義務は財産管理・移転のみであるため、給付した資金を使って受益者の代理で生活費の支払いを行うことはできない。そのため、成年後見を利用し、任意後見人が受益者に代わって弁済を行う（宮本）。

また、信託の「財産承継」という側面に着目すれば、遺言による財産承継も民事信託と似た効果を持っている。ただし遺言の場合、世代を超えた財産の承継を定めることは認められておらず、一方民事信託においては後継ぎ遺贈型受益者連続信託という形で認められていることから、複数世代に財産を承継したい場合には民事信託が利用される。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

託が想定されるほどである。米国における民事信託の主要な類型は以下の通りである。

① 遺言代替信託(Will Alternative Trusts)
目的：遺言代替手段
手段：撤回可能信託(revocable trusts)という形での自己信託
受益者：収益受益者は委託者、元本受益者は委託者の子等

② 配偶者のための信託(Martial Trusts)
目的：配偶者の生活の保障と元本受益者として指名した受益者への信託財産の確実な継承
手段：遺言信託による信託譲渡
受益者：収益受益者は配偶者、元本受益者は委託者の子等

③ 障碍者のための信託(Trusts for Incompetent Persons)
目的：障碍者の性生活の保護
手段：信託譲渡。生前信託も遺言信託もあり得る。
受益者：収益受益者は障碍者、元本受益者は様々。

④ 富裕層のための信託(Dynasty Trusts)
目的：先祖代々の財産の確実な継承。子孫たちの生活の安定。
手段：信託譲渡。生前信託も遺言信託もあり得る。
受益者：子や孫はすべて収益受益者とし、曾孫に至って初めて元本受益者とする。

⑤ 裁量信託(Discretionary Trusts)
目的：年々歳々事情が変わることに対する柔軟な対応。
手段：裁量権を認めたうえでの受託者への信託譲渡。生前信託も遺言信託もあり得る。
受益者：複数の収益受益者についてクラスを指定し、最善の受益者への配分を受託者が判断する。

（出典）樋口範雄(2014 年)『入門 信託と信託法（第 2 版）』弘文堂 pp.54-69 頁を基に、KPMG 作成。

4.1.1. 信託目的

田中(2018)[46]によると、親族間の信託は主に、「①委託者の判断能力が低下した場合に備えてあらかじめ受託者に対して財産管理を委ねる目的, 及び②民法上の法定相続と異なる財産承継を行う目的により利用されることが多い」としている。具体的な信託の類型として、①に関しては「福祉型信託」が、②に関しては「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」が利用される[47]。

[46] 田中和明 編著(2018)『詳解 民事信託』日本加除出版株式会社 p.64

[47] 民事信託は、その多くが成年後見の代用として設定される福祉型信託であり（遺言代用も兼ねるものも多い）、後継ぎ遺贈型受益者連続信託は一般にあまり使われていないとの考え方もある（八谷）。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

「福祉型信託」とは、委託者が、自身の死後や、認知症等により判断能力を喪失した後も、心身に障害のある家族の生活支援を行いたいと考える場合に設定する信託で、障害のある家族を受益者に設定し、自宅不動産や金融資産の管理・運用、給付を受託者に委託することで、障害のある家族の住居や生活費を生涯にわたり保全することができる信託である。

「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」は、複数世代に渡って財産を承継できる信託のことである。

上記ケース以外でも、例えば、経営者の高齢化により判断能力に懸念がある場合や、株価上昇が予想され、相続税の負担を軽減するため後継者に早めに株式を贈与したい場合において、事業承継するために民事信託を利用することも可能である。この場合、現経営者を委託者兼受益者に、現経営者の家族であり後継者となる者を受託者とし、会社の株式を信託財産として信託が設定される。また、不動産の共有名義を解消するために民事信託を設定する等の目的でも設定されるケースも存在する。

4.1.2. 信託の設定方法

民事信託は一般的に、信託契約の締結により設定され、信託契約の有効性に係る争議を回避する目的で信託契約書は公正証書にされることが多いという意見があった（伊庭、金森、八谷）。

遺言者が、自筆証書あるいは公正証書により作成した遺言書の中に信託条項を書き込むことによっても民事信託を設定することが可能である（遺言信託）。遺言信託は、原則的に遺言者の死亡時に効力が発生し、遺言書中の信託条項にて指定された受託者が遺産の受取人のために財産管理を行う。2006 年 12 月の信託法改正により、遺言代用信託の設定も可能となったが、遺言信託は遺言者の死亡まで効力が生じず、遺言者の意思によって撤回することが可能であるのに対し、遺言代用信託は信託契約に基づくもので、遺言とは異なり自由に撤回することはできない[48]。

民事信託は、自己信託による設定も可能である。例えば、障害があり、自身で財産を管理することが困難である子の親が、自己信託によって子のための財産の独立性を確保しつつ、当該財産の管理を行うという利用方法が考えられる[49]。

自己信託は信託法上、「公正証書その他の書面又は電磁的記録」によってなされることが規定されているが、信託契約や遺言信託においては必ずしも作成する必要はなく、私文書による信託の設定も行われている[50]。もっとも、公正証書でやるべきとの実務上の注意喚起がなされていることや、信託契約書を公正証書化することを信託口口座開設の要件とする金融機関も多く、基本的には公正証書化されるも

[48] 委託者は信託契約を撤回することはできないが、受益者を変更する権利が与えられている（信託法 90 条）（後藤）。

[49] 伊庭潔(2021)『信託法からみた民事信託の手引き』日本加除出版 p.13

[50] 私文書で設定する場合に信託当事者間で発生し得るトラブルについてヒアリングしたところ、以下の回答が得られた。

- 私文書で設定する場合、公証人のような第三者の関与が無い。そのため、信託の設定が果たしてなされたかどうか（意思無能力や錯誤等の意思表示の欠缺）について、信託契約書を委託者に無理に書かせたとか、内容理解が無いまま署名させたとか、当初委託者である受益者（特に高齢者である場合）とその相続後の第 2 次受益者（委託者の相続人）の間で信託の有無についてトラブルになる可能性が高まる（金森）。
- 私文書による信託契約は、事実上第三者のチェックが入らないため、受託者が主導して信託を組成する場合、受託者が信託財産を囲いこみ、それを費消し、濫用できるような仕組みの信託が組成されてしまうリスクがある（渋谷）。
- 公証人において適法な信託かという精査が入らないため、そもそも信託契約の有効性が、委託者・受託者間ですら問題となるケースもある（例：（東京地判平 31・1・25（平 29（ワ）32855 号））（酒井）。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

のと考えられる[51]（金森）。一方、東京司法書士会で 2017～18 年ごろ、2019～2020 年ごろに実施した同会会員を対象としたアンケートによると、公正証書を作成している民事信託は全体の 6～7 割とのことだった（宮本）。信託財産が（自宅）不動産のみ、または自社株のみであるケースでは、公正証書とすることが必須である信託口口座の開設が不要であることから、公正証書を作成しないことが多いとのことであった（宮本）。

4.1.3. 信託財産

民事信託における信託財産は、金銭や不動産（自宅）であることが多い。不動産については、不動産の所有者が高齢になってくると、居住用不動産（自宅）の場合には修繕等、賃貸用不動産の場合にはテナント管理等といった不動産の管理が難しくなるため、こうしたリスクへ備えることを目的して信託財産に組み入れられるケースが多い。また、株式等の有価証券が信託財産となることもあり、有識者にヒアリングしたところ、金銭や不動産に次いで、自社株が信託財産に組み入れられることが多いとのことだった[52]（宮本）。

4.1.4. 信託の関係者

民事信託における関係者としては、委託者、受託者、受益者が挙げられる[53]。また、民事信託においては、委託者や受益者が高齢であるケースが多く、委託者または受益者による受託者の監督は期待できないため、信託監督人や受益者代理人も関与する。また、残余財産受益者等が設定されることもある[54]。信託財産から得られる利益について、受益者から贈与を受ける受贈者が関与する場合もある。

信託の設定・運用にあたっては、信託のスキーム組成や契約書作成等を行う司法書士や弁護士等の専門家や、信託のスキーム組成や契約書作成等の他、受託者と金融取引（受託者名義の預貯金取引や金融商品による信託財産の運用等）を行う金融機関も関与する。

---

[51] 信託財産の規模が大きい場合（特に自社株の場合）、公証人手数料の負担の程度と委託者の年齢や健康状態を考慮して（意思無能力等による信託契約の無効リスクや紛争リスクの大小を判断したうえで）、公正証書ではなく、私署証書に公証人に認証を受けるというケースもあると聞く（金森）。

[52] 一方、事業承継にあたっては、特例事業承継税制を利用することもある（宮本）。特例事業承継税制とは、日本税理士会連合会によると、「中小企業の後継者が非上場株式等を先代経営者から贈与又は相続等により取得した場合、その贈与又は相続等により取得した株式等に係る贈与税又は相続税の一定額を一定の期間まで猶予又は免除する制度」のことである（https://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/sme_support/jigyoshokeishien/portal_top/gaiyou/ 最終閲覧日：2024 年 33 月 10 日）。

[53] 委託者死亡による信託終了後、受託者は帰属権利者となることが多いことから、信託設定当初から委託者兼受益者と受託者は利益相反状況にある。民事信託組成時に委託者兼受益者が高齢であるため、受託者主導型の民事信託も多く存在し、委託者兼受益者の判断能力低下に乗じて専ら受託者の利益を追求するものも散見される。最近では、別段の定めにより受託者に有利な定めを規定し、委託者兼受益者が健常であるにも関わらず、受託者の合意なく信託を終了できないとする裁判例もある。本来は専ら受益者のためにあるべき信託が、受託者のために設定するリスクが常に存在する。

[54] ただし、設定されることは少ない。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

4.1.5. 運用方法

信託財産が金銭の場合、通常、信託銀行等に開設した、信託財産に属する金銭を管理するための専用の口座（信託口口座もしくは信託専用口座）において運用が行われることが多いと考えられる[55]。信託口口座とは、信託契約に基づき、受託者が自身の所有する財産と信託財産を分別管理する目的で開設・利用する預金口座であり、口座名義に受託者名や受益者名が表示されるなど、口座名義から信託口口座であることが明確に分かるようになっている。一方信託専用口座は、受託者が個人の名義で開設した預金口座で、信託契約において当該口座で信託財産を管理すると明記しておくことで、信託財産を分別管理するものである。ただし、口座名義に信託口口座であることを明記したとしても、信託専用口座は受託者個人名義の口座として取り扱われ、また、当該信託の当事者以外にとっては当該口座の預金が信託財産であることが分からないため、受託者が破産したり死亡したりした場合、差し押さえや口座凍結の対象となる可能性がある[56]。

信託法上、分別管理義務の履行のために受託者が信託口口座や信託専用口座を開設することは必ずしも必要ないが、民事信託においては受託者が信託口口座や信託専用口座を開設し、当該口座で財産を管理することが一般的である。信託財産に株式等有価証券が含まれる場合には、受託者は証券会社に信託証券口口座を開設し、有価証券の売買や運用を行うことが可能である。信託証券口口座に関して有識者にヒアリングしたところ、以下の回答が得られた。

- 信託証券口口座を開設できる証券会社は少数であるが、大手証券会社の中には口座開設を受け入れている事業者もある（伊庭・渋谷）。
- 証券会社の信託口口座を利用できない場合、有価証券の信託は諦め、その部分は任意後見で対応することが一般的である（伊庭ほか）。
- 非上場株式の場合は、定款に定める方法で受託者が管理する（渋谷）。

不動産を信託財産として運用したい場合、信託の効力が発生した時にまず、当該不動産の所有権の移転登記と信託の登記の申請を行う必要がある。信託登記の信託目録に記録すべき情報として、信託契約書に定められた受託者の権限に不動産売買についての記録がある場合、受託者は当該不動産を売却して、売買に基づく所有権移転登記を行うことが可能である。

[55] 日弁連は、信託口口座開設に係る実務について、「信託口口座開設等に関するガイドライン」（https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/civil/shintakukouza_guide.pdf）を公表している。

[56] 具体的には、差押え（信託法 23 条 1 項）、破産（信託法 25 条 1 項）、相殺（信託法 22 条）、受託者の死亡（信託法 74 条 1 項）などの場面で、不利益を受ける可能性がある（伊庭）。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

4.1.6. 受託者の裁量が大きい民事信託

「信託設定において具体的な受益者や受益内容が定められておらず、受託者が信託設定で与えられた裁量権限に基づき具体的な受益者や受益内容を決定する信託」を「裁量信託」という[57]。信託法 26 条（受託者の権限の範囲）では、「受託者は、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をする権限を有する」としており、受託者は信託目的の範囲内で信託事務の裁量が認められている。

裁量信託における受託者の権限の内容として、福田(2023)[58]では、①一定範囲の潜在受益者の中から具体的な受益者を特定すること、②特定された受益者が受ける受益の内容を決定すること、③特定された受益者が受益を受ける時期を決定すること、④特定された受益者が受益を受ける方法を決定することを挙げている[59]。裁量信託において受託者は、委託者から信託財産の管理権および処分権の移譲を受け、裁量信託でない信託（固定信託）[60]と比較して広範囲の裁量権のもとに、誰に受益権を与えるかを都度決定して[61]、信託財産の属性、数および財産権の性状、所在を変更することが可能である。警察庁「令和 5 年犯罪収益移転危険度調査書」[62]によると、「信託は、委託者が受託者に単に財産を預けるのではなく、財産権の名義並びに財産の管理権及び処分権まで移転させるものであるとともに、信託前の財産を信託受益権に転換することにより、信託目的に応じて、その財産の属性、数及び財産権の性状を変える機能を有していることから、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。」としていることから、裁量信託はマネー・ローンダリングリスクが認められる可能性があり、リスクの特定・評価および低減が必要と考えられる[63]。

---

[57] 福田智子(2023)「民事信託における受託者の「裁量範囲」 ―アメリカ裁量信託における「受託者の裁量」を参考に」 信託フォーラム vol.20
英米では遺言による信託の設定の際に、あらかじめ受益者を指定せずに、受益者選定の裁量権を受託者に付与することが多い（八谷）。
ただし、日本では、「裁量信託」に決まった定義はなく、信託によって受託者の裁量の範囲はさまざまであり、裁量信託とそれ以外の信託を区別する明確な基準は存在しない（井上・後藤）。

[58] 福田智子(2023)「民事信託における受託者の「裁量範囲」 ―アメリカ裁量信託における「受託者の裁量」を参考に」 信託フォーラム vol.20

[59] 一方、裁量信託における受託者の義務としては、木村(2023)*によると、①付与された裁量権の範囲内で権限を行使する義務、②信託法 30 条に規定された忠実義務、③信託法 29 条に規定された信託事務遂行義務・善管注意義務が挙げられる。
木村仁(2023)「受託者の裁量権行使とその責任」 信託フォーラム vol.20

[60] 受益者およびその受益者の持分が設定当初から固定されている信託のこと（八谷）。

[61] 受託者の裁量をもって受益者が都度決定される信託は、受益者等が存しない信託であるとして、法人課税信託（法人税法 2 条 29 号の 2）に該当するため、民事信託の場面での利用は多くない可能性がある。ただし、あえてそうしたスキームとするもの（信託型ストックオプション等）も存するため、民事信託では受益者等が存しない信託が存在しないと理解するべきではない（金森）。

[62] 警察庁「令和 5 年犯罪収益移転危険度調査書」https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/risk/risk051207.pdf
最終閲覧日：2024 年 2 月 13 日

[63] 受益者が信託設定当初不確定であり、その後の受益者の特定にあたり受託者の裁量が一定程度認められるのみの信託（受託者が受益者や受益権の内容についてほぼ完全な裁量権を有する信託ではない場合）は一般に「裁量信託」に該当しないが、当初から受益者・受益権の内容が特定しているものよりマネロンリスクは高いと考えられる（後藤）。リスク評価にあたっては、裁量信託もしくは裁量信託には該当しないが受益者の特定に際し受託者の裁量が一定認められる信託かつ、明示信託である信託のリスクファクターを考慮する必要があると考えられる。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

民事信託における裁量信託の利用実態をヒアリングしたところ、以下の回答が得られた。例えば高齢者の財産管理のための民事信託では、受託者が受益の内容を決定できる裁量信託であることが一般的で、給付を柔軟に行う目的等を背景に、裁量信託の形で民事信託が設定されている。

- 日本においては、特に民事信託の領域において裁量信託への関心が高い（後藤）。
- 例えば高齢者の財産管理のための信託は基本的には裁量信託である（金森）[64]。
- 受益者を明確に特定した上で、信託財産の現実的な分配を行うタイミングについては、受託者の裁量に委任する形の裁量信託は、日本でも多いと思われる（酒井）。
- 高齢者で認知症に罹患する（リスクのある）親を委託者、その子供（長男や次男）を受託者とした民事信託のケースでは、受託者の裁量に基づく信託運営を行わせるような信託契約となっている（渋谷）。
- 「受託者に対して、受益者が誰であるのかを決定し、変更する権利を与える信託」を「裁量信託」とした場合、そのような民事信託は少ないと思われる。しかしながら、受託者が、信託財産の管理や処分を自由に決めることができるような信託の仕組み、あるいは、受託者が受益権の給付の内容を決められるような信託の仕組みは、実務上少なくない印象である（渋谷）。
- 裁量信託には、受益者の生活支援、あるいは介護、また、医療支援などの福祉的な目的の下、そのような目的に即して、受託者による信託財産の管理、処分、運用の自由を与える形式、更には、賃貸不動産の活用などを目的として、収益物件の管理・処分の裁量権を受託者に与える形式がある（渋谷）。
- 信託設定時に、受益者が将来どうなるか（実際に認知症を発症するのかどうか）、どの程度の経済的支援が必要となるのか（その重症度はどうか）、将来の経済事情や社会的要因などの必要性が予測できないゆえに、長期の信託では、受託者の裁量性に依拠せざるを得ない場合があるといった背景がある。例えば、東南海地震や首都直下地震のリスクなど想定外のイベントにも、長期の信託は対応できる必要があり、リスクが顕在化したら信託も終了してしまうということでは、リスク最小化するための信託の意味が薄れてしまう（渋谷）。
- 受益者に対する給付を例えば「月 20 万円」などと決めておくと硬直的になり、受益者の利益を損なう可能性があるため、「受託者が受益者に対する信託給付の時期、金額を受託者がその判断に基づいて決定することができる信託」を裁量信託とした場合、日本の民事信託のほとんどは裁量信託である（伊庭）。
- 信託では、委託者と受託者、受益者と受託者の間に信認関係があることを前提にしており、受託者のことを全面的に信頼し、受益者の生活に必要な給付額を受託者が臨機応変に判断することが受益者の利益に資すると考えられる（伊庭）。

[64] こうしたケースにおいては、委託者兼受益者は認知症等で判断できないため、受託者の裁量が求められる。ただし、受益者は委託者本人またはその相続人が指定されているため、受益者の指定についての裁量は無く、受託者は信託財産の管理や受益者への給付において裁量を有する（金森）。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

- あらかじめ受益者を特定しない完全裁量信託は、外国法を準拠法とする外国信託に多いと思われる。もっとも、これらの完全裁量信託は、委託者兼第 1 受益者が、受託者に対し、Letter of Wish 等の準拠法上法的拘束力のない指図を通じて、受託者の判断を事実上支配していることを想定しているものがある（酒井）。

4.2. 民事信託の利用状況

4.2.1. 民事信託に係る公正証書の作成件数

民事信託に係る公正証書の作成件数の 2018 年から 2022 年の統計は、図表 4-1 のとおりである。件数は 2020 年を除きほぼ一貫して増加傾向にあり、うち信託契約書の公正証書が最も多く作成されている。

図表 4-1 民事信託に係る公正証書の作成件数

年		2018	2019	2020	2021	2022
民事信託件数		2,223	2,974	2,924	3,200	3,960
内容	信託契約	2,088	2,840	2,768	3,038	3,753
	遺言信託	83	76	65	87	94
	自己信託	52	58	91	75	113

（出典）「家庭の法と裁判」45 号 p.160（日本加除出版）　※日本公証人連合会が各公証役場から提供を受けたデータを集計したもの。

4.2.2.信託口口座に係る統計

図表 4-2 は、ある信託銀行における信託口口座申込数の推移を表わしたものである、2016 年 5 月から信託口口座の取扱いを開始し、2020 年度末には 2016 年度末の 45 倍となる、およそ 2,500 件弱の信託口口座が開設されている。

さらに図表 4-3 は、2021 年 2 月における、民事信託の委託者および受託者の年齢に関するデータで、それぞれどの年代の者が多いかをグラフ化したものである。本統計によると、委託者は 80 代、受託者は 50 代が最大の割合を占めている。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

図表 4-2 信託口口座申込数推移（累計ベース）

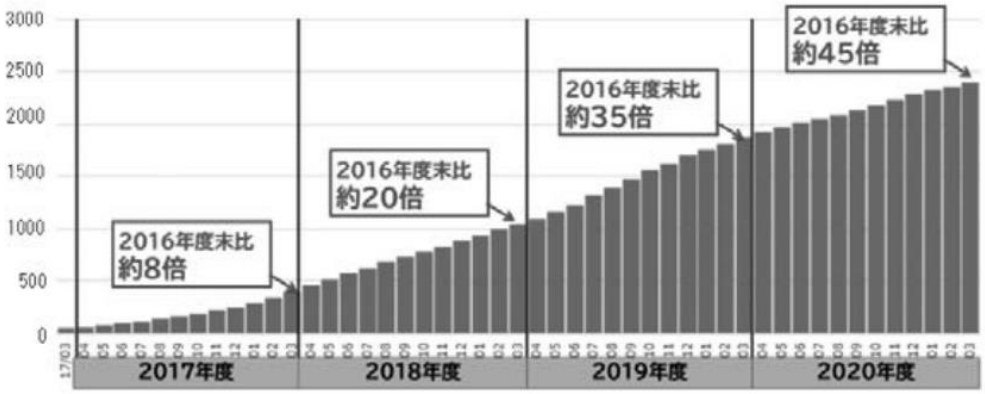

（出典）八谷博喜(2021)「家族を受託者とする信託(民事信託)の現状とその課題」信託法学会「信託法研究」第 45 号（http://shintakuhogakkai.jp/journal/pdf/studies_of_the_law_of_trust_vol45_part3-3.pdf） p.17 より引用。

図表 4-3 2021 年 2 月における、委託者および受託者の年齢に関するデータ

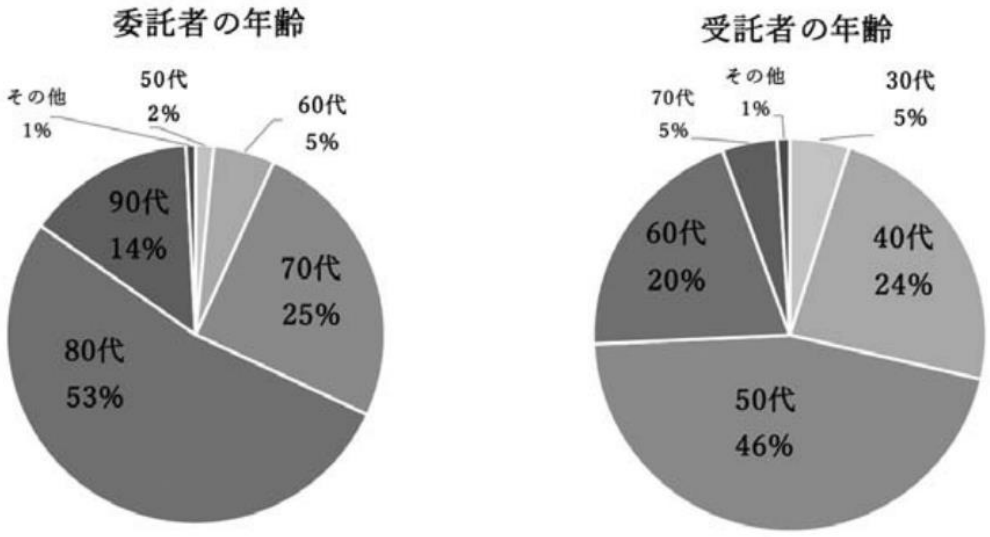

（出典）八谷博喜(2021)「家族を受託者とする信託(民事信託)の現状とその課題」信託法学会「信託法研究」第 45 号（http://shintakuhogakkai.jp/journal/pdf/studies_of_the_law_of_trust_vol45_part3-3.pdf） p.19 より引用。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

4.3.民事信託における基本的情報

4.3.1. 基本的情報の要件

FATF 勧告 25 解釈ノート 2 項において、「基本的情報」とは、「**当該法的取極を特定するために必要な情報（例：名称、固有識別子 [税番号等が存在する場合は当該税番号等] ）、信託証書又はこれに相当する文書及び信託の目的（もし、ある場合）、[並びに、]受託者その他これに相当する者の住所又は法的取極の管理がされている場所の住所**」と定めている。

日本における明示信託を特定するために必要な情報に関してヒアリングを行った結果は、下記のとおりである。

伊庭	• 民事信託を特定する情報としては、①信託設定日、②委託者（住所、氏名）及び③受託者（住所、氏名）が一般的と思われる。 • 必要があれば、④受益者（住所、氏名）を加えることもあり得る。 • 公正証書の場合には「○○法務局所属公証人○○○○作成令和○年○○号信託契約公正証書」というように、嘱託を受けた公証人名と番号で特定することもある。
金森	• 契約書名、契約当事者（委託者、受託者）、受益者、契約日（変更日）、場合によっては当初信託財産が想定される。 • 公正証書で行った場合は、公正証書の番号、作成に係る公証人名、その所属法務局名、公正証書の名称で特定することができる。公正証書がある場合、公正証書の番号があるため、契約当事者や受益者に係る情報、日付は不要である
酒井	• 信託を特定するため必要な情報としては、①委託者・受託者・受益者の氏名又は名称及び住所、②信託目的、③信託財産の内容、④信託財産の管理方法、⑤受益者の指定方法等があればその方法、⑥信託期間、⑦信託の終了事由、⑧信託の残余財産受益者・帰属権利者の氏名又は名称及び住所等が考えられる。（信託目録に記載する情報） • 信託財産は、分別管理義務のもとにあり、倒産隔離機能により nobody' property とされるため。 • マネー・ローンダリング対策の目的のみを考慮すると、信託管理人や受益者代理人の特定の必要性はないと考えている。
渋谷	• 基本的情報は、他の契約の場合と同様にして、信託設定日、信託契約当事者、受益者、信託財産などであるが、例えば、受託者が帰属権利者になるのか否か、信託の終了は委託者兼受益者が単独でできるのか否か、信託監督人が設置されているのか否か、委託者の死亡で信託が

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

	終了するのか否か、認知症対策なのか福祉目的なのか等の、民事信託を類型化するための情報が当該信託を特定するための指標の一つになると思われる。 • 公正証書化されている場合は、公正証書としての特定があり得るが、不動産の場合、信託法上、信託登記の具備が必須となるので、信託登記の法務局名、受付日・受付番号でも特定できる。 • 受益権の取得情報としては、契約による指定、相続による承継取得、贈与等による譲渡取得などの類型化が可能だが、受益権の相続性、そして、受益権の一身専属性などについては、その性質論として、未だに確立した見解のないところでもある。
八谷	• 委託者、受託者、受益者等（帰属権利者を含む）の住所地、および財産の所在地情報が想定される。

（出典）ヒアリング結果をもとに、KPMG 作成。

ヒアリング結果をまとめると、民事信託を特定するための情報としては以下が想定される。

① 契約書名
② 契約当事者（委託者、受託者）に係る情報（氏名、住所）
③ 受益者等に係る情報（氏名、住所）
④ 残余財産受益者・帰属権利者に係る情報（氏名、住所）
⑤ 契約日（変更日）
⑥ 信託期間
⑦ 信託財産に係る情報（信託財産の所在地情報や管理方法等）
⑧ 受益者の指定方法等があればその方法
⑨ 信託の終了事由
⑩ （公正証書で行った場合）公正証書の番号、作成に係る公証人名、その所属法務局名、公正証書の名称。ただしこの場合、契約当事者や受益者に係る情報、日付は不要。
⑪ （信託登記を行った場合）信託登記の法務局名、受付日・受付番号

解釈ノート 2 項では基本的情報に信託の名称が含まれるが、例えば委託者 A の資産を A 家のために信託するといったケースにおいて、当該信託に「A 信託」というように、信託へ名称を付与することは日本では一般的ではないとの意見が多かった[65]（金森・伊庭・酒井・渋谷）。また、信託口口座に名称（一

[65]信託に名称をつけることは不可能ではない（信託法 216 条 2 項 2 号では、限定責任信託は信託行為での名称の定めが要件になっている。）。一方、信託契約書等のその他の種類の契約書については、臨機応変に名称がつけられる。例えば、売買契約書に、「不動産売買契約書」や「売買基本取引契約書」と付けるのと同じように、「不動産管理処分信託契約書」などと名称をつけることもある。他にも、同一の委託者と受託者の間で同一日に複数の信託契約をする場合には、「不動産処分信託契約書」「株式管理信託契約書」という名称をつけることもある。一方委託者が高齢である等の理由から、委託者の負担を軽減するため（理解の妨げにならないように）、

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

般に、委託者 A＋信託受託者＋受託者 B）が付けられることが通常であるべきと考えるが、民事信託の金銭管理においては、委託者名もしくは受託者の固有名義で混合管理をして、形式的にも実質的にも分別されていないこともあるようである（八谷）。

これらを踏まえると、日本においては、信託法 2 条 2 項 1 号から 3 号に規定される信託契約書等（信託契約書[66]、自己信託設定書面、民事信託に関する遺言書）が基本的情報に該当すると考えられる[67]。これらの文書は一般的に公正証書化され、公正証書にした信託契約書等の原本は公証役場に保存される。また、民事信託においても、口座開設目的に関する留意事項（2023 年 6 月 1 日施行）に基づき、信託口座として分別管理されるべきであり、かつ、委託者、受託者、受益者等の実態がリスクに応じて金融機関で把握・保存される必要があり、統一された指針等の検討が求められる。

4.3.2. 信託契約書等の概要

4.3.2.1. 信託契約書

信託契約書の内容は、民事信託のスキーム等により異なるが、一般的には以下の事項が最低限記載されるものと考えられる。

① 信託目的
② 信託期間
③ 信託財産
④ 委託者の氏名、住所、生年月日
⑤ 受託者の氏名、住所、生年月日
⑥ 受益者の氏名、住所、生年月日
⑦ 信託関係人
⑧ 信託の計算（信託帳簿等の作成に関する規定）
⑨ 信託の変更
⑩ 信託の終了事由

単に「信託契約書」という名称にすることもある（金森）。

[66] ただし、「信託契約」という名称が契約書に付されていなくても、実質的に委託者・受託者間で、文書において信託設定の合意がされていれば、当該文書は信託契約といえる。また、信託契約は文書化しなくても当事者（委託者・受託者）に信託設定の合意さえあれば有効に信託契約が成立することになる（酒井）。

[67] 民事信託は、資格者専門職（もしくは、犯罪種益移転防止法上の特定事業者）ではない一般にコンサルタントと呼ばれる者が組成する場合もある。これら取引時確認が義務付けられていない者が信託を設定し、作成する文書がどのようなもので、基本的情報がどのようになっているのかは不明である（八谷）。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

4.3.2.2. 自己信託設定書面

自己信託設定書面は、信託法施行規則の「第二節　自己信託に係る公正証書等の記載事項等」第 3 条に基づき、以下の事項の記載が必要である。

① 信託の目的
② 信託をする財産を特定するために必要な事項
③ 自己信託をする者の氏名又は名称及び住所
④ 受益者の定め（受益者を定める方法の定めを含む。）
⑤ 信託財産に属する財産の管理又は処分の方法
⑥ 信託行為に条件又は期限を付すときは、条件又は期限に関する定め
⑦ 法第百六十三条第九号の事由（当該事由を定めない場合にあっては、その旨）前各号に掲げるもののほか、信託の条項

4.3.2.3. 民事信託に関する遺言書

一般的に、信託契約書に記載すべき事項が記載されるものと考えられる[68]。

[68] 信託法 5 条では、「当該遺言に受託者となるべき者を指定する定めがあるときは、利害関係人は、受託者となるべき者として指定された者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に信託の引受けをするかどうかを確答すべき旨を催告することができる」とされており、遺言で指定された受託者が引受けを拒否した場合、または遺言に受託者の指定が無い場合には、同法 6 条に基づき、利害関係人の申立てにより裁判所が受託者を選任する。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

4.4. 民事信託における実質的支配者情報

FATF 勧告 25 解釈ノート 1 項において、「実質的支配者情報」とは、「信託の場合、(i)委託者、(ii)受託者、(iii)信託管理人（いる場合）、(iv)受益者（beneficiaries）または受益者（beneficiaries）のクラスおよび受益者として指定されうる者（objects of power）、並びに(v)信託に対して最終的な実質的支配を行うその他の自然人の本人特定事項に関する情報」と定めている。本項では、日本において実質的支配者に該当すると考えられる信託の関係者と、受託者による実質的支配者情報取得の実態について、ヒアリングした結果を記載する。

4.4.1. 実質的支配者に該当すると考えられる信託の関係者

ヒアリングの結果、民事信託における実質的支配者は一般的に、以下の関係者が該当すると考えられることが分かった（金森・八谷・伊庭・渋谷）。

① 委託者
② 受託者
③ 受益者
④ 信託管理人・信託監督人・受益者代理人
⑤ 帰属権利者・残余財産受益者
⑥ 所得税法のみなし受益者[69]（相続税法上の特定委託者）
⑦ 各指定権者
⑧ 帰属権利者・残余財産受益者の指定権を有する者

委託者、受託者、受益者以外の信託当事者について、ヒアリングしたところ、以下のコメントが得られた。

④信託管理人・信託監督人・受益者代理人	
金森	• 解釈ノートにおける「信託管理人」と訳出される語と信託法 123 条以下の「信託管理人」と同じであるかは明らかでない。さらに、信託管理人の権限は、受益者のために自己の名をもって受益者の権利に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をすること（同法 125 条 1 項）で、受益債権に基づき信託財産の引渡しを受ける権利はなく、信託管理人が最終的に受託者を保有・支配するわけではなく、受託者が信託管理人のために取引を行うということもない。この点は、信託監督人や受益者代理人も同様で、こうした点を鑑みると、信託管理人、信託監督人および受益者代理人が実質的支配者に直ちに含まれるか

[69] 所得税法 13 条 2 項「信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）」に該当する者。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

	は不明である。 • 一方、信託の変更権や終了権、受益者変更権、受託者の解任権を有する者が受託者を支配する者（実質的支配者）であると考えれば、信託管理人、信託監督人および受益者代理人がそうした権限を有していれば実質的支配者と見なすことができると考えられる（例えば、信託管理人、信託監督人および受益者代理人が信託の終了権を行使すれば、そのタイミングで信託財産が残余財産受益者や帰属権利者に引き渡されることになり、受託者の解任権を行使すれば、新たな受託者へ信託財産が移転することになる。）。信託は信託行為の定めによるアレンジの幅が多様なため、一定の地位にあるかどうかよりも、権限をもっているかどうかで実質的支配者該当性を決める方が、犯罪収益の移転を捕捉するうえでは実効的であると考えられる。
酒井	• 解釈ノート 1 項の Protector は、英米法の Protector の定義を前提とすれば、日本の信託法でいう、受益者が存在しない場合に、受益者のために自己の名をもって受益者の権利に関する一切の裁判上又は裁判外の権利を有する「信託管理人（信託法 123 条-130 条）」というより、受託者を監督する立場で受益者のために自己の名をもって一切の裁判上の権利又は裁判外の行為を有する権限を有する「信託監督人（信託法 131-137 条）」の方が近いように考えられる。
渋谷	• 信託監督人は、固有の利益をもたず、受託者を監督する立場にすぎないため、実質的支配者たる概念には当てはまらないのではないか。 • 一方、受益者代理人も固有の利益はないが、受益者の意思決定権を代理し、かつ原則として受益者代理人から意思決定権限が奪われるため、受益者代理人は実質的支配者に含まれる余地があると考えられる。
⑤帰属権利者・残余財産受益者	
伊庭	• 帰属権利者および残余財産受益者は当該信託に影響力は少ないが、最終的に利益を受ける者として把握しておく必要があると考えられる。 • ただし本邦民事信託では、残余財産の給付を受ける者として「帰属権利者」を指定することが一般的であり、「残余財産受益者」を利用することは少ない。
酒井	• 残余財産受益者はそもそも受益者であることから、「受益者」として、FATF 勧告基準の実質的支配者に該当すると考えられる。 • 帰属権利者も、信託契約終了時までは受益者としての権利が一切ない点で受益者ではないが、信託契約終了後、残余財産受益者と同様、残余財産の帰属・給付を受ける点で一致するため、受益者相当である者として FATF 勧告基準の実質的支配者に該当すると考えられる。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

⑥所得税法のみなし受益者	
酒井	• 信託の変更権限の範囲によっては、信託目的に反する信託変更も可能となるため、実質的に信託を支配しているといいうるものと考えられる。
渋谷	• むしろ信託全体を支配し得る権限を有するような受託者であるため、実質的支配者に含まれると考えられる。
⑦各指定権者	
伊庭	• 各指定権者について、信託法 89 条 1 項[70] では、受益者指定権等を有する者を指定することができるとされており、この指定権は、「委託者」「受託者」「受益者」「信託監督人」などに認めることもあれば、信託関係者以外に者に認めることもある。そのため、指定権者も把握する必要があると考えられる。
⑧帰属権利者・残余財産受益者の指定権を有する者	
伊庭	• 信託法 182 条 1 項[71] には、帰属権利者および残余財産受益者の指定権を有する者に関する規定があるが、各指定権者に関連して、帰属権利者・残余財産受益者の指定権を有する者も把握するべき実質的支配者に含まれると考えられる。

（出典）ヒアリング結果をもとに、KPMG 作成。

4.4.2. 民事信託の受託者による実質的支配者情報の取得に係る実態

本項目では、民事信託の受託者による実質的支配者情報の取得に関する実態について、信託契約書作成含む民事信託の設定に関与する有識者にヒアリング結果を取りまとめている。

4.4.2.1. 実質的支配者情報の取得に関する信託契約書の取決め

伊庭	• 民事信託の受託者に対して実質的支配者情報を取得および保有することを義務づける条項を設けた例は聞いたことがない。 • また、信託契約書以外でも受託者に義務付けるものはないと認識している。

[70] （受益者指定権等）第八十九条　受益者を指定し、又はこれを変更する権利（以下この条において「受益者指定権等」という。）を有する者の定めのある信託においては、受益者指定権等は、受託者に対する意思表示によって行使する。

[71] （残余財産の帰属）第百八十二条　残余財産は、次に掲げる者に帰属する。

一　信託行為において残余財産の給付を内容とする受益債権に係る受益者（次項において「残余財産受益者」という。）となるべき者として指定された者

二　信託行為において残余財産の帰属すべき者（以下この節において「帰属権利者」という。）となるべき者として指定された者

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

酒井	• 信託契約書において、受託者に対し、実質的支配者情報の取得及び保有することを義務付けることは通常行われていないものと思われる。 • ただし、受託者には信託事務遂行義務・善管注意義務がある以上、委託者・受託者・信託管理人・受益者又は受益者のクラス及び権利者として指定される者や、信託財産の帰趨に関してコントロール権や指図権を有する信託関係者は認識しているべきと一般的には言い得ると考えられる。
渋谷	• 一般的に、民事信託の受託者に対して、実質的支配者情報を取得および保有する条項を設けることは、実務上なされていない。 • 民事信託は互いに面識のある親族間で設定されることが少なくないし、受託者に調査のような規律を求めることができるのかという疑問もある。また、信託条項が複雑であると、運用が困難になるリスクが生じる可能性がある。

（出典）ヒアリング結果をもとに、KPMG 作成。

4.4.2.2. 実質的支配者情報の取得

伊庭	• 民事信託の受託者に対して実質的支配者情報を取得および保有することを義務づける条項を信託契約書に設けている例はない。
酒井	• 受託者の義務として信託事務遂行義務や善管注意義務があるため、その義務の一貫として信託事務に関係するサービス事業者の情報を受託者が取得・保有することは考えられる。ただし、これらのサービス事業者は信託の関係当事者とはいえず、また信託財産が帰属する者でもない。 • サービス事業者に信託財産金が報酬等の形で流れるスキーム等においては、サービス事業者の identification を確認する義務は受託者の善管注意義務からも黙示的に求められるように考えられる。
渋谷	• 現状受託者に対して、かような義務を規定している民事信託はない。もっとも、基本的に司法書士が扱う民事信託は、親族間の信託契約であるため、関係者間の情報の取得は容易であると思われる。 • 民事信託の場合、法人が存在するとすれば、基本的に受託者である。その実質的支配者の確認は、受託者などの信託関係者が行うのではなく、組成を支援する司法書士が行うことになると思われる。一般に、受託者法人は、信託設定時に設立され、信託業法違反を避けるため、一般社団法人が利用される。そのような設立も、司法書士が受任するが、その際、社員や理事について本人確認を行うものと思慮する。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

匿名希望	• 親族間の信託契約においては、必ず受益者代理人を置き、委託者や受益者が受託者を監視監督できなくなった場合でも、信託事務に関する情報を得て、受益者を守れるスキームにしている。同時に、委託者兼受益者には、任意後見契約を締結して、信託外からも受託者を監視監督し、あるいは信託の給付に滞りがないようにしている。 • 信託契約書には、上記の受益者代理人のほか、事例によっては信託監督人を明記し、書面上も監督者が誰か、氏名等の情報が分かるようにしている。 • 受託者には、受益者代理人や信託監督人と対面し、関係を保つようにしてもらっている。

（出典）ヒアリング結果をもとに、KPMG 作成。

4.4.2.3. 正確かつ最新の実質的支配者情報を取得するための措置

伊庭	• このような条項を信託契約書に設けている例はあまりないと考えられる。
渋谷	• 民事信託の受託者に対して、実質的支配者情報の確認を義務づける契約書は実務上あまりないと思慮される。 • 民事信託の８割程度を占める不動産信託では、信託法上の分別管理義務の内容として信託登記が要求される。受託者は、登記された信託関係者の変更について変更登記申請義務を負う。 • 司法書士が信託の関係者に継続的に関与できるよう、司法書士による信託監督人の就任や、見守り契約の締結が奨励されるべきであると思われる。 • 信託のプロフェッショナルでない受託者に対して、信託の適法性・適切性維持、悪用防止を委ねるのではなく、信託開始後の士業者による継続的な支援を、何らかの形で実現できないか、検討すべきである。民事信託の利用は、プロではない受託者の財産管理に対する専門家の関与、そして二人三脚による協働という側面（メリット）もある。
匿名希望	• 受託者との変更合意書を作成しているため、関係者が変更になった場合にはその情報は共有できる仕組みになっている。

（出典）ヒアリング結果をもとに、KPMG 作成。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

4.4.2.4. 受託者が取得した情報の開示範囲

伊庭	• 現在の民事信託では、意識的に、受託者に各情報を取得させる仕組みは取られていない。
渋谷	• 信託登記の必要性の関係上、司法書士が作成する報告形式の登記原因証明情報において、受託者が取得した情報を、法務局に提供することはあり得ると思われる。ここでは、信託登記のための信託目録に記録すべき情報の内容が重要となり、今後何が必要情報であり、また何が過剰情報なのかの整序と規律化が必要となると考えられる。 • 民事信託用の信託口の預金口座を開設する場合、金融機関の求めに応じて、情報を提供することもあり得る。 • 信託契約を公正証書化する場合、公証人に対して開示することがあり得る。 • 税務署に対して、一定の収益を生じる信託については信託計算書、また、受益者等が変更した場合の届出を行うため、税務当局に対して情報を提供することがあり得る。 • 不動産以外の信託で、かつ民事信託のための信託口口座を開設せず、公正証書化もしない民事信託契約の場合、税務当局に対して報告を行う場合がある。
匿名希望	• 開示は基本的にはない。

（出典）ヒアリング結果をもとに、KPMG 作成。

4.5. 受託者が利用可能な基本的情報および実質的支配者情報の取得プロセス

民事信託は、そのスキームの組成や信託契約書の作成、信託登記等に関して専門的な知見を要することから、司法書士や弁護士といった士業者に依頼して設定される。設定にあたって、士業者は、信託財産を拠出する委託者および、信託契約の当事者かつ信託財産の管理・運用・処分を行う受託者等からヒアリングを行い[72]、委託者が民事信託を利用する理由や、民事信託によって何を実現したいかを聴取したうえで [73]、依頼者の希望に合わせてオーダーメイドで信託契約書を作成する[74]。こうして作成された信託契約書に、当該民事信託を特定するための情報が含まれ、受託者はこれをもとに基本的情報を取得することが可能である。

また、民事信託の「実質的支配者」に該当する者については、ヒアリングにより、①委託者、②受託者、③受益者、④信託管理人・信託監督人・受益者代理人、⑤帰属権利者・残余財産受益者、⑥

[72] 伊庭潔(2021)『信託法からみた民事信託の手引き』日本加除出版 p.31

[73] 同上 p.32

[74] 伊庭潔(2022)『信託法からみた民事信託の実務と信託契約書例』日本加除出版 p.19

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

所得税法のみなし受益者 （相続税法上の特定委託者）、⑦各指定権者、⑧帰属権利者・残余財産受益者の指定権を有する者が含まれ得るとの意見が多かった。これらは、FATF 勧告 25 解釈ノート 1 項に記載のある、「委託者、受託者、信託管理人、受益者等、並びに、信託に対して最終的な実質的支配を行うその他の自然人[75]」といった者を概ね包含しているものと考えられる。

民事信託の関係者は親族で占められていることが通常であるため、受託者がこれら①～⑧（②除く）に該当する関係者の本人確認書類を取得し、本人特定事項を確認することは容易であると考えられる。また、ヒアリングの結果、受託者とその他の信託関係者とで定期的に面談を実施し、関係を維持してもらうといった実務が行われている例もあることが分かった。

受託者が実質的支配者情報を取得するタイミングとしては、(1)信託契約時、(2)当該信託の関係者の本人特定事項が変更された際、(3)法定調書を作成する際の主に 3 点が挙げられると考えられる。

(1)について、委託者は信託契約の当事者であり、信託契約において明らかにされることから、信託契約に際して委託者の本人特定事項は取得される。その他③～⑧に該当する者も、信託契約の当事者ではないものの、信託契約書上に本人特定事項が記載されることをもって、または、親族である関係者から直接情報を得ることをもって、受託者はこれらの者の情報を取得することが可能と考えられる。

(2)に関しては、信託設定の支援を行った士業者の求めに応じるため、もしくは、信託財産に不動産がある場合は変更登記のために、受託者は信託関係者の情報が変更された場合、その旨を把握し、変更後の情報を取得する必要がある。ヒアリング結果では、情報更新時に情報取得する旨の条項を信託契約書に設けている例はないとの意見が多かったが、民事信託の関係者は親族であるケースが多いという民事信託の特性から、受託者が当該信託関係者の本人情報を取得することは容易であると考えられる。また、受託者との変更合意書を作成し、情報変更時その旨を共有できる仕組みとしている事例もあることが、ヒアリングにより分かった。

(3)についてであるが、受託者に提出が義務付けられている法定調書（4.6.1. 法定調書（国税庁）参照）には、委託者や受益者等の本人特定事項を記載する必要があるため、法定調書を作成するに際しても、受託者はこれらの者に係る情報（本人特定事項）を取得している。

ただし、受託者が、②を除く①～⑧の信託関係者が当該信託を実質的に支配し得る者であるとの認識から当該関係者の本人特定事項を確認・取得しているかは現時点では不明であり、また、受託者に正確かつ最新の実質的支配者情報を取得させることを義務付ける条項を信託契約書に設けることは実務的に行われていないケースもあり、受託者を契約によって法的に拘束する契約内容にするかどうかは任意となっている。さらに、受託者除く信託の当事者に法人がいる場合、当該法人の実質的支配者を自然人まで遡って確認しているかは、現時点では一般的に実務上行われていないケースも多いようである。しかしながら、民事信託の性格から、前述の通り、家族間や親しい者の間が契約の当事者となることが多く、受託者が基本的情報や実質的支配者に相当する者の本人確認書類を入手することは容易であり、本人確認事項の再確認が必要となる者の変更の際や、確定申告の際に、受託者へ通知を行う旨

[75] FATF 勧告 25 解釈ノート第 1 項にある「信託に対して最終的な実質的支配を行うその他の自然人」であるが、委託者、受託者、受益者等、個別に列挙された者以外で、誰が"ultimate effective control"を持つ者といえるか、については、今後実務に則して検討していく必要があると思われる。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

の条項を信託契約書に設ける等により、実務上、基本的情報や実質的支配者の透明性を向上させることは可能であると考えられる。

その観点から、マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策上、②除く①～⑧に掲げた実質的支配者に該当し得る信託の当事者について、受託者は、自然人であればその者の本人特定事項を、法人であれば当該法人の実質的支配者を自然人まで遡って本人特定事項を取得し、その情報を正確かつ最新に保つことが重要と考えられるため、今後、契約書のひな型に法的に担保する条項を入れ、広く公表するなどの対策の検討を進めることが期待される。

4.6. 当局が利用可能な基本的情報および実質的支配者情報の取得プロセス

解釈ノート５項では、「各国は、管轄当局が、信託その他これに類する法的取極に係る基本的情報及び実質的支配者に係る、適切かつ正確で最新の情報に、信託受託者その他これに類するものを通じずに、効果的かつ適時にアクセスできるようにするため、リスク、文脈及び重要性を考慮に入れて、必要に応じて次の情報源を利用することを検討すべきである。」としたうえで、情報源として以下を列挙している。

【基本的情報および実質的支配者情報の取得プロセス】

(a) 信託その他これに類似する法的取極の実質的支配者に係る情報を保有する政府機関その他公的機関（例：信託に係る中央登録簿、または信託その他法的取極が保有する不動産、財産、自動車、株式その他の資産の登記簿であって、信託その他法的取極に係る実質的支配者の情報を保有するもの）。情報は、一つの機関によって保有されなければならないというものではない。
(b) 他の管轄当局であって、信託その他法的取極、及びその受託者その他これに相当する者を保有しまたは取得するもの（例：税務当局であって、信託その他法的取極 に係る資産及び収益についての情報を得るもの）
(c) 他のエージェントまたはサービス提供業者（トラスト・アンド・カンパニー・サービス業者、投資助言・投信運用業者、会計士、弁護士または金融機関を含むが、これに限られない。）

本項目では、当局が民事信託の基本的情報および実質的支配者情報にアクセスするにあたって、いかなる情報源が利用可能であるかを概観する。

4.6.1. 法定調書（国税庁）

法定調書とは、「所得税法」、「相続税法」、「租税特別措置法」および「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」における規定により、税務署への提出が義務づけられている資料を指す。信託に関係する法定調書としては、相続税法に規定されている「信託に関する受益者別（委託者別）調書」と、所得税法に規定されている「信託の計算書」が存在す

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

る。

まず「信託に関する受益者別（委託者別）調書」であるが、信託の受託者は、信託財産の価額が50 万円以下の場合や委託者と受益者等が同一である場合等[76]を除き、以下の事由が生じた日の属する月の翌月末までに、所管税務署長宛てに「信託に関する受益者別（委託者別）調書」を提出する必要がある。これは、みなし贈与が発生していないかを税務署が把握するために提出を求めるものである。

- 信託の設定時
- 受益者等の変更時
- 信託の終了時
- 信託に関する権利内容に変更があった時

「信託に関する受益者別（委託者別）調書」には、①すべての受益者・特定委託者[77]・委託者・受託者の、住所または所在地、氏名または名称、個人番号または法人番号、②信託財産の種類や所在場所等、信託財産に関する事項、③信託に関する権利の内容等を記載する必要がある[78]。

[76] この他、相続税法施行細則 30 条 7 項によると、以下のケースでは提出が不要である。

- 受託者の引き受けた信託の終了直前の受益者等が当該受益者等として有していた当該信託に関する権利に相当する当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となつたこと（同項 5 号ハ(6)）。
- 受託者の引き受けた信託の残余財産がないこと（同項 5 号ハ(6)）。
- 受託者の引き受けた信託の受益者等が一の者であること（同項 5 号ニ(1)）。

[77] 特定委託者とは、相続税法 9 条 2 項によると、「信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）」を指す。

[78] 書式は以下のとおり。
https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/pdf/r05/0023001-045.pdf

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

【参考：信託に関する受益者別（委託者別）調書】

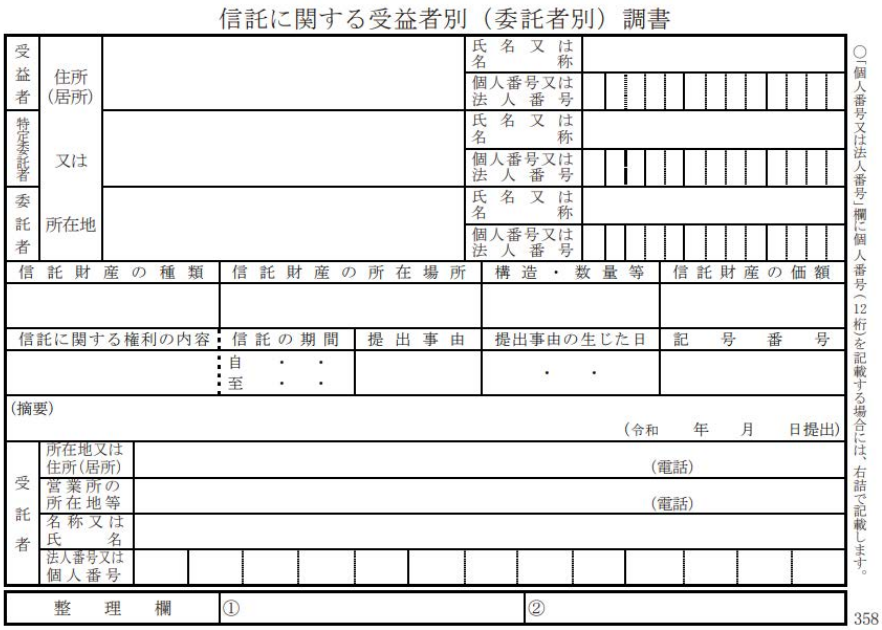

信託に関する受益者別（委託者別）調書

受益者 / 特定委託者 / 委託者	住所（居所）又は所在地		氏名又は名称	
			個人番号又は法人番号	
			氏名又は名称	
			個人番号又は法人番号	
			氏名又は名称	
			個人番号又は法人番号	

○「個人番号又は法人番号」欄に個人番号（12桁）を記載する場合には、右詰で記載します。

信託財産の種類	信託財産の所在場所	構造・数量等	信託財産の価額

信託に関する権利の内容	信託の期間	提出事由	提出事由の生じた日	記号番号
	自 ・ ・ 至 ・ ・		・ ・	

（摘要）

（令和 年 月 日提出）

受託者		
	所在地又は住所（居所）	（電話）
	営業所の所在地等	（電話）
	名称又は氏名	
	法人番号又は個人番号	

整理欄	①	②

358

（出典）国税庁 HP（https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/23100063.htm）最終閲覧日：2024 年 2 月 27 日

次に「信託の計算書」だが、これは、1 年間で信託財産から得た収益が 3 万円以上の場合に、受託者に提出が義務付けられる書類である。本書類においては、受益者を「信託財産に帰せられる収益及び費用の受益者等」と「元本たる信託財産の受益者等」に分け、それぞれの氏名および名称や、所在地、番号を記載することとしている。他に、委託者および受託者の氏名および名称、所在地、番号、信託目的、収益及び費用の明細、資産及び負債の明細等を記載する必要がある[79]。

[79] 書式は以下のとおり。
https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/pdf/h28/23100054-01.pdf

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

【参考：信託の計算書】

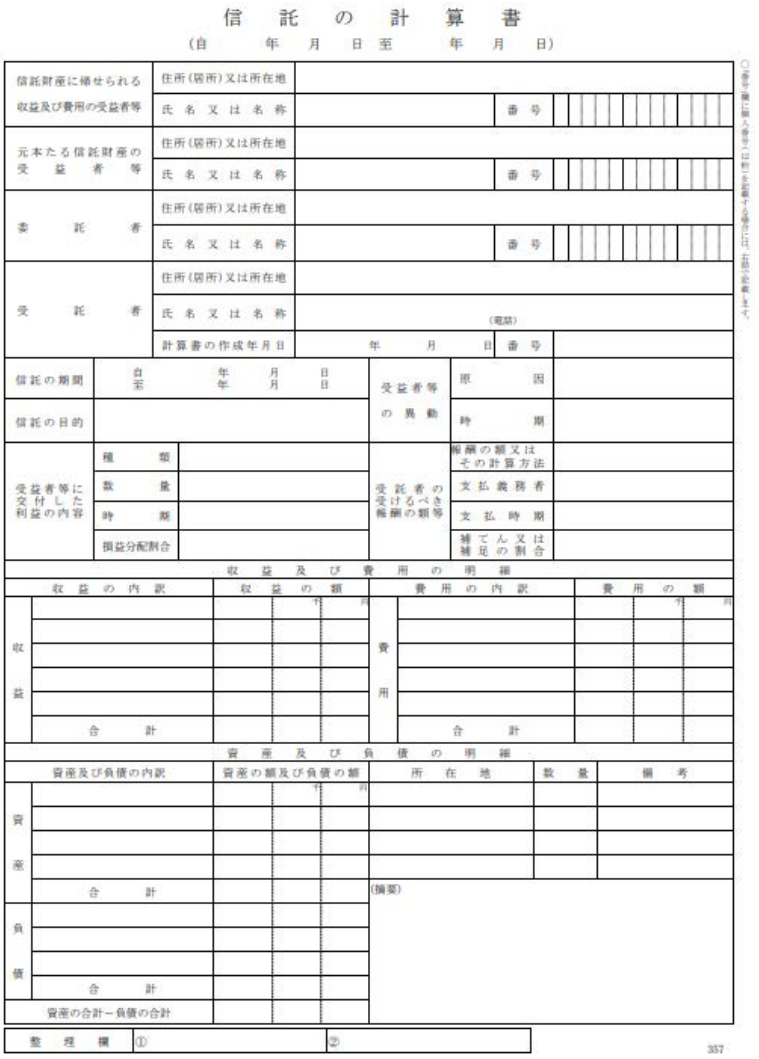

信　託　の　計　算　書

（自　　年　月　日至　　年　月　日）

信託財産に帰せられる収益及び費用の受益者等	住所（居所）又は所在地		
	氏名又は名称		番号
元本たる信託財産の受益者等	住所（居所）又は所在地		
	氏名又は名称		番号
委託者	住所（居所）又は所在地		
	氏名又は名称		番号
受託者	住所（居所）又は所在地		
	氏名又は名称	（電話）	
	計算書の作成年月日	年　月　日	番号

信託の期間	自　年　月　日 至　年　月　日	受益者等の異動	原因
信託の目的			時期

受益者等に交付した利益の内容	種類	受託者の受けるべき報酬の額等	報酬の額又はその計算方法
	数量		支払義務者
	時期		支払時期
	損益分配割合		補てん又は補足の割合

収　益　及　び　費　用　の　明　細

収益の内訳	収益の額	費用の内訳	費用の額
収益		費用	
合　計		合　計	

資　産　及　び　負　債　の　明　細

資産及び負債の内訳	資産の額及び負債の額	所在地	数量	備考
資産				
合　計		（摘要）		
負債				
合　計				
資産の合計－負債の合計				

整理欄	①	②

357

（出典）国税庁 HP（https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/23100054.htm）最終閲覧日：2024 年 2 月 27 日

FATF 勧告における基本的情報の定義は曖昧だが、基本的に信託に関する法定調書（信託に関する受益者別（委託者別）調書・信託の計算書）に記載すべき情報で基本的情報はカバーされているものと考えられる（酒井）。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

4.6.2. 信託登記（法務省）

不動産を信託財産に組み入れる場合、信託法 14 条（信託財産に属する財産の対抗要件）[80]および 34 条（分別管理義務）1 項 1 号[81]より、信託登記を行う必要がある。不動産登記法 97 条によると、信託登記の登記事項として以下を記載する必要がある。信託の登記が申請されると、登記官は、上記の登記事項を記録した信託目録を作成する。

- 委託者、受託者及び受益者の氏名又は名称及び住所
- 受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定めがあるときは、その定め
- 信託管理人があるときは、その氏名又は名称及び住所
- 受益者代理人があるときは、その氏名又は名称及び住所
- 信託法（平成十八年法律第百八号）第百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託であるときは、その旨
- 信託法第二百五十八条第一項に規定する受益者の定めのない信託であるときは、その旨
- 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託であるときは、その旨
- 信託の目的
- 信託財産の管理方法
- 信託の終了の事由
- その他の信託の条項

4.6.3. 金融機関が保有する民事信託関係者の情報

解釈ノート 4 項では、「各国は、受託者その他信託に類似する法的取極における受託者に相当する者が、そのような立場において、金融機関及び DNFBP とビジネス関係に入る際、または、閾値以上の一見取引をする際、そのような立場で取引を行うことを金融機関及び DNFBP に明らかにするよう義務付ける必要がある」としている。うち「金融機関との一見取引」は、信託銀行等が民事信託の受託者から信託口口座の開設依頼を受けるケースが該当すると考えられる。これに対し金融庁は、前述のとおり、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」（以下、留意事項）） を公表し、取引時確認の際に特定事業者が参考とすべき類型に「信託の受託者としての取引」を追加している。

各信託銀行等においては、留意事項に基づき、信託の受託者である者から信託口口座開設の依頼

[80]「第十四条　登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産については、信託の登記又は登録をしなければ、当該財産が信託財産に属することを第三者に対抗することができない。」

[81]「第三十四条　受託者は、信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを、次の各号に掲げる財産の区分に応じ、当該各号に定める方法により、分別して管理しなければならない。ただし、分別して管理する方法について、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

一　第十四条の信託の登記又は登録をすることができる財産（第三号に掲げるものを除く。）　当該信託の登記又は登録」

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

を受けた際、その旨の申告を受けるとともに、信託の関係者の本人確認を実施している。

4.6.4. 士業者が保有する信託当事者の情報

前述のとおり、民事信託は、そのスキームの組成や信託契約書の作成、信託登記等に関して専門的な知見を要することから、委託者等はそれらに際し、司法書士や弁護士といった士業者に依頼を行うことが一般的である。士業者は民事信託に関する依頼を受ける際、犯収法や各業界団体の会則等に基づいて、依頼者等の本人確認を行っている。本節では、士業者が民事信託に関して依頼を受けた時、どのように本人確認実務を行っているかを整理し、士業者が保有する民事信託の実質的支配者情報について概観する。

4.6.4.1. 弁護士

弁護士は、信託契約書等の作成、金融機関や公証人、司法書士との間の調整役、信託監督人や受益者代理人への就任、紛争解決といった局面で、民事信託に関与する。

1. 本人確認措置の根拠となる業界団体の規程およびガイドライン

弁護士は犯収法上、日本弁護士連合会（以下、日弁連）の会則により、依頼者の本人確認を実施する義務を負う。具体的には、「依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程」[82]（以下、規程）および、「依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規則」[83]（以下、規則）に規定されている。また、日弁連が公表している「民事信託業務に関するガイドライン（以下、民事信託ガイドライン）」[84]の「Ⅱ 民事信託業務を行う際の留意点」には、民事信託業務にあたって弁護士が実施すべきマネー・ローンダリング対策について記載されており、「日弁連の会規に従い、依頼者の本人特定事項の確認及び取引記録の保存等のマネー・ローンダリング対策を行わなければならない」ことが示されている。

民事信託ガイドラインによると、規程 2 条 2 項において、「弁護士等は、取引その他の行為であって次に掲げるもの（以下「取引等」という。）について、依頼者のためにその準備又は実行をするに際しては、次項各号に掲げる方法により、依頼者の本人特定事項を確認しなければならない。」と定めており、同項 8 号において、具体的な「取引等」に「信託契約の締結、信託の併合若しくは分割又は信託契約若しくは規約に規定された目的若しくは受託者の変更」を規定しているが、これが民事信託における本人特定事項の確認義務にあたるとされている。

これらの本人確認措置および本人確認を的確に行うための措置の実施状況について、規程 11 条で

[82] https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/rules/kaiki/kaiki_no_95r.pdf
[83] https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/rules/kisoku/kisoku_no_154_00.pdf
[84] https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/civil/minji_shintaku_guide.pdf

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

は、年次報告書[85]を作成のうえ所属する弁護士会に提出しなければならないとしている。さらに規程 12 条では、これらの措置および実施状況について弁護士会が相当と認める場合、改善のための助言を実施し、助言に応じた措置等について報告を求めることができるとされている。助言に応じず、懲戒[86]の事由があると思料される場合や年次報告書を提出しない場合には、弁護士会は当該弁護士等を懲戒の手続に付し、綱紀委員会に事案の調査をさせることができる。これらの措置により、民事信託ガイドラインの実効性が確保されている。

2. 本人確認を実施する対象者

弁護士は、弁護士業務を行う際に依頼者と委任契約を締結しなければならない等の理由から、依頼者が誰かを適切に把握する必要がある[87]。そして、「誰が依頼者に該当するか」の判断基準は、当該事件の法的効果・経済的効果が誰に及ぶかという事件の実体から判断することが原則である[88]。一般的には、以下が「依頼者」に該当すると解され[89]、これらの当事者の本人確認を実施することが必要である。

取引等	本人確認の対象
信託契約の締結	• 委託者
信託の併合	• 従前の各信託の委託者、受託者および受益者のいずれか
信託の分割	• **吸収信託分割の場合**：信託財産の分割が行われる信託と、分割された信託財産を承継する信託の委託者、受託者および受益者のいずれか • **新規信託分割の場合**：信託財産の分割が行われる信託の委託者、受託者および受益者のいずれか
信託の変更	• 信託の委託者、受託者および受益者のいずれか（委託者、受託者および受益者のいずれかの複数または単独の意思表示によって行うことができるため）
受託者の変更	• **委託者および受益者の同意により受託者が辞任する場合**：委託者または受益者、前受託者のいずれか（弁護士は前受託者の辞任のための事務と新受託者の選任に関する事務を受任すると考えら

[85] 様式は下記のとおり。
https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/improvement/bekki11_nenjihokoku.pdf

[86] 弁護士法 56 条では、「弁護士及び弁護士法人は、この法律（弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員又は使用人である弁護士及び外国法事務弁護士法人の使用人である弁護士にあつては、この法律又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律）又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける。」と規定されており、日弁連会則に違反した場合は懲戒処分を受けるとされている。

[87] 判断を誤ると利益相反となってしまい、代理人を辞任しなければならないだけでなく、懲戒処分を受けることもあり得る（伊庭）。

[88] 伊庭潔(2021)『信託法からみた民事信託の手引き』日本加除出版株式会社 p.37

[89] 伊庭潔(2021)『信託法からみた民事信託の手引き』日本加除出版株式会社 pp.301-304
記載しているケースはあくまで一般的なものであり、信託行為に「別段の定め」が規定されている場合には、その内容に応じて検討することが必要である。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

	れるため） • **委託者および受益者の同意により受託者が解任される場合**：委託者または受益者、前受託者のいずれか（弁護士は前受託者の解任のための事務と新受託者の選任に関する事務を受任すると考えられるため）

（出典）伊庭潔(2021)『信託法からみた民事信託の手引き』日本加除出版株式会社 pp.301-304 より、KPMG 作成。

日弁連は、犯収法改正を受けて 2023 年 3 月の臨時総会で規則を改正し、法人の実質的支配者の確認に関する条項を追加した[90]。本条項における実質的支配者は下記が該当する。

【日弁連規則における実質的支配者】

① 当該会社又は団体等の議決権の総数の四分の一を超える議決権を有する等、議決権の保有を通じて当該会社又は団体等の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人
② 前号に規定する事由により当該会社又は団体等の実質的支配者を判断できない場合には、出資、融資、取引その他の関係を通じて当該会社又は団体等の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人
③ 前二号に規定する事由により当該会社又は団体等の実質的支配者を判断できない場合には、代表権その他の業務執行権を通じて当該会社又は団体等の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人

例えば信託監督人は、信託法 124 条および 137 条において、未成年者もしくは当該信託の受託者である者は就任できないとしている。読み換えれば、未成年者または受託者でなければ、法人であっても信託監督人になることは可能である。信託の当事者に法人がいる場合、当該法人の実質的支配者が信託やその受託者に実質的な支配権を有する可能性も考えられるため、法人に関しては規則に則り、自然人まで遡って本人確認を行うことが必要であると考えられる。

3. 本人確認の実施方法

本人特定事項の確認方法については規程 2 条 3 項に定められており、以下の方法によって弁護士は、依頼者の本人特定事項を確認する必要がある。ここで言う「本人特定事項」とは、自然人は氏名、住居、生年月日、法人は名称および、本店または主たる事務所の所在場所を指す。

(1) 依頼者が自然人である場合

規程によると、依頼者が自然人である場合、次に掲げる方法のいずれかにより確認する必要がある。

[90] 2023 年 11 月末時点で未施行。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

【日弁連規則による本人確認の実施方法】

① 写真付自然人本人確認書類の提示を受ける方法
② 自然人本人確認書類（写真付自然人本人確認書類を除く。）の提示を受けるとともに、当該自然人本人確認書類に記載された依頼者の住居に宛てて委任契約書等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法
③ 二種類の保険証・年金手帳等の提示を受ける方法
④ 保険証・年金手帳等及びこれとは別の自然人本人確認書類（写真付自然人本人確認書類を除く。）又は補完書類の提示を受ける方法
⑤ 保険証・年金手帳等の提示を受け、かつ、これとは別の自然人本人確認書類（その写しを含む。6 において同じ。）又は補完書類（その写しを含む。）の送付を受ける方法
⑥ 自然人本人確認書類の送付を受けるとともに、当該自然人本人確認書類に記載された依頼者の住居に宛てて委任契約書等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

さらに、2023 年 3 月に示された規則の改正案[91]によると、自然人に関しては eKYC や公的個人認証サービスを用いた確認方法が新たに認められ、法人に関しては、依頼者からの本人特定事項の申告を受けるとともに、一般財団法人民事法務協会の登記情報提供サービスにより登記情報の送信を受ける方法や、国税庁の法人番号公表サイトで法人の名称や本店または主たる事務所の所在場所を確認する方法が新しく追加されることになる。

(2) 依頼者が法人である場合

規程によると、依頼者が法人である場合、次に掲げる方法のいずれかにより確認する必要がある。

【日弁連規程に基づく本人確認方法（法人）】

① 法人本人確認書類の提示を受ける方法
② 法人本人確認書類（その写しを含む。）の送付を受けるとともに、当該法人本人確認書類に記載された依頼者の本店又は主たる事務所に宛てて委任契約書等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法
③ 弁護士等が官公庁等から法人本人確認書類の発行又は発給を受ける方法

(3) 依頼者が外国に所在する場合

規則 3 条によると、依頼者が外国に所在するため、規程上の本人確認が困難な場合には、当該外国において事業者が本人特定事項を確認するために用いる方法または、その他規程 2 条 3 項に掲げる

[91] 改正内容は以下のとおり。
https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/rules/revision/230316_kisoku_no_154.pdf

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

方法と同程度に信頼のおける方法で本人確認を実施することとしている。

(4) 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる場合における本人特定事項の確認

規程 3 条には、厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる場合における本人特定事項の確認について定められており、規程 2 条 3 項に定められたいずれかの方法に加え、当該方法で用いるものと異なる本人確認書類等の提示を受ける方法または当該本人確認書類等（その写しを含む）の送付を受ける方法により、依頼者の本人特定事項の確認を行わなければならないとされている。厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められるケースとして、本規程では以下が想定されている。

【日弁連規則に基づく厳格な取引時確認を行うケース】

① 依頼者または当該自然人が、取引時確認に係る依頼者または当該自然人になりすましている疑いがあるもの
② 取引時確認が行われた際に当該取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある依頼者との間におけるもの
③ 外国 PEPs およびその親族（外国 PEPs の及ぼす影響が大きく、犯罪収益移転の危険性が高いと認められる者）との間におけるもの、またはそれらの者が事業経営を実質的に支配している法人との間におけるもの
④ 犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分でない国・地域（規則によると、イランおよび北朝鮮）に居住または所在する者との間におけるもの、または当該国・地域に居住または所在する者への資産の移転を伴うもの

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

【参考：「依頼者の本人特定事項の確認等に関するチェックリスト（簡易版）」】

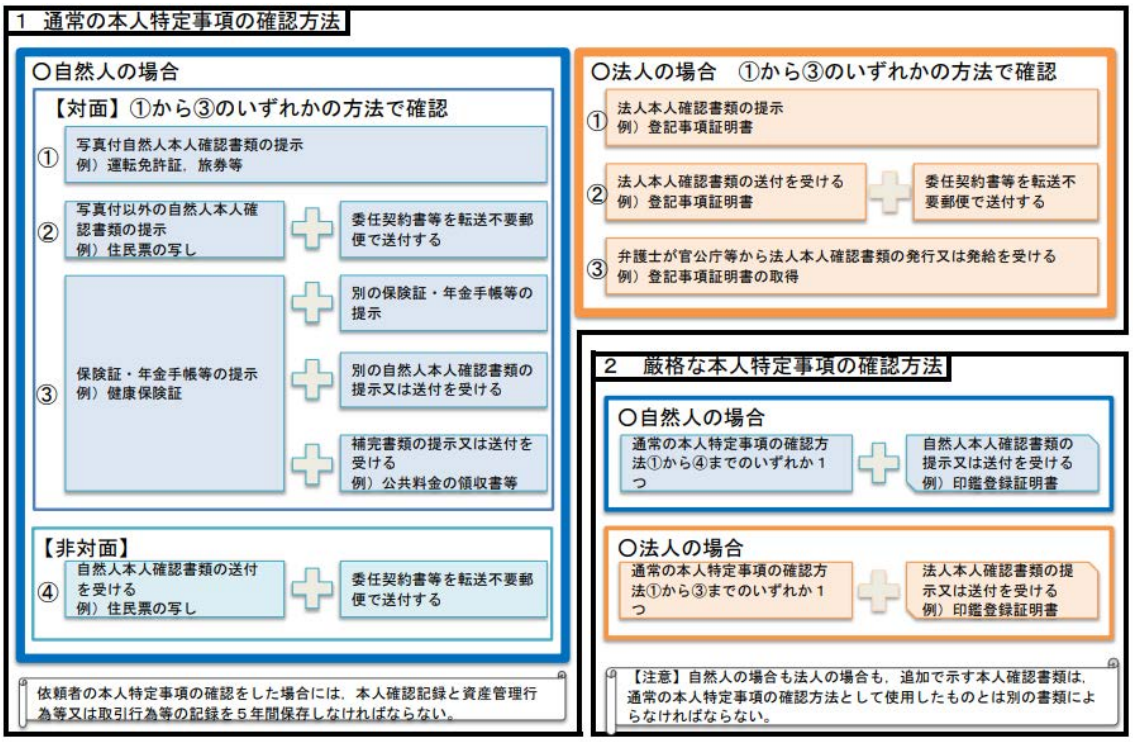

（出典）日本弁護士連合会 「依頼者の本人特定事項の確認等に関するチェックリスト」 （本人特定事項の確認方法についてまとめたもの）

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/committee/list/data/pdf/2017/checklist_kani.pdf 最終閲覧日：2024 年 2 月 16 日

(5) 代理人により依頼を受けた際の本人確認

依頼者が法人である場合や、依頼行為を行っている自然人と依頼者が異なる場合、依頼者の本人特定事項の確認に加え、当該自然人が依頼権限を有することを確認する必要がある。具体的な確認方法は規則 6 条に規定されており、具体的には以下のとおりである。

ア 依頼者が自然人の場合

① 委任状その他の当該自然人が依頼者のために資産管理行為等又は取引等の任に当たっていることを証する書面を当該自然人が所持していることを確認する方法。

イ 依頼者が法人の場合

① 当該自然人が依頼者の代表権を有する役員として登記されていることを確認する方法。依頼者が法人の代表者である場合、法人の登記事項証明書を取得し、代表権を確認するなどの方法が考えられる。

② 依頼者の本店、主たる事務所、営業所等に電話をかける等して当該自然人の依頼権限を確認する方法。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

さらに、依頼者が実体のない法人等である場合、依頼者の本人特定事項および当該自然人の依頼権限の確認に加え、規程 2 条 3 項に掲げる方法により、当該自然人の本人特定事項を確認しなければならないとしている。

4. 取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置

規程 9 条では、本人特定事項の確認等を的確に行うため、取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講じるよう規定している。

5. 実務における対応

(1) 本人確認を実施する対象者

伊庭	• 「依頼者」の判断基準は弁護士職務基本規程の解説書[92]に記載があり、依頼者は当該事件の法的効果・経済的効果が誰に及ぶかという事件の実態から判断するとされている。民事信託の場合、この判断基準に当てはめると、依頼者は委託者になると考えられる。 • 日本の民事信託に関与する者としては、会計士や税理士くらいであり、投資アドバイザーやマネージャーが関与する事例はない。通常の民事信託であれば必要ないと思われる。
酒井	• 組成の場合、依頼者は委託者であることが原則である。受託者は、依頼者である委託者と法律上の利益が相反する契約の相手方であること、さらに信託における経済的な利益は受益者に帰属することから、法令上必要な本人確認については、依頼者である委託者に対し行っている。 • コンフリクトチェックの目的のため、信託の組成に関する相談の場合、依頼者である委託者のみならず、受託者・受益者の特定情報は、事件受任前に依頼者経由で取得し、さらに事件受任後は、信託契約を作成すべく、受益者・受託者についても依頼者の本人特定事項と同一の項目については公的資料で確認することを原則としている。 • 既に組成済みの信託の受託者が依頼者となる場合は、受託者自身の本人情報を取得することに加えて、受託者の地位を確認するため、根拠となる信託行為を証する書面（信託契約書、遺言信託、自己信託証書）の提出を依頼することが合理的と考えられる。

[92] 日本弁護士連合会弁護士倫理委員会(2017)『解説 弁護士職務基本規程（第 3 版）日本弁護士連合会

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

匿名希望	• 依頼人の多くは受託者もしくは委託者であるため、これらの者の本人確認を実施している。 • 投資アドバイザーやマネージャー等がかかわる事例は過去にない。

（出典）ヒアリング結果をもとに、KPMG 作成。

(2) 本人確認の方法

伊庭	• 本人特定事項の確認については、通常日弁連の会規に規定されている範囲で行っていると思われる。現在の会規（2024 年 4 月から施行される者も含む）では、基本的に、依頼者（＝委託者）に関する本人特定事項の確認を行うことになっている。 • 弁護士の場合には、実務的には、信託関係者に少しでも怪しい者（少しでも反社会的勢力の疑いがある者）がいる場合には、入口で事件を受任しないという対応を取っていることもある。 • 民事信託の場合、受託者、信託監督人等に法人が就任するケースは、ほとんどないと思われるが、仮に、信託関係者に法人があった場合、日弁連の会規にしたがって、法人の実質的支配者である自然人まで遡って確認を行わなければならないと理解している。なお、例外的に信託関係者に法人がいたとしても、ほぼ全てが同族会社であると思われる。
酒井	• 令和４年犯収法改正に伴い、会規が改正された後も、民事信託の組成の場合、弁護士の依頼者は「委託者」であることが原則となるため、受託者・信託監督人等、委託者以外の信託関係者が法人であったとしても、これらの法人の実質的支配者を確認する義務は法律上はないものと考えられる。税務上のリスクを検討するため、信託関係者のうち、税務当事者となりうる委託者・受託者・受益者については、当該関係者が法人の場合、法人登記、その法人の株主名簿や合同会社の場合は定款等を提出いただくことで、信託財産が最終的に帰属する自然人を特定するように努めている。
匿名希望	• 基本的には、犯収法の規定と同じである。 • 信託契約は、原則公正証書で作成するため、受任に当たっては、委託者および受託者の印鑑登録証明書等を徴求する等して、本人確認を行っている。 • 信託の変更や受託者の変更等は、基本的には公証人の認証で行い、さらには登記事項になる[93]。したがって、当事者の本人確認は、印鑑登録

[93] ① 不動産登記法によると、信託の変更や受託者の変更に関して以下の事項が生じた場合、以下の条項に則り信託の変更の登記を行う必要がある（条文一部抜粋、加筆）。

• 第 100 条（受託者の変更による登記等）：受託者の任務が死亡、後見開始もしくは保佐開始の審判、破産手続開始の決

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

	証明書の提出と実印、登記に当たっては顔写真付きの身分証明書で行うこととしている。 • 信託業法との兼ね合いから、既存の法人を受託者にすることはない。法人が受託者になるのは、新しく法人を設立したケースである。その場合、設立手続きに関与し、代表者の意思確認を実施している。

（出典）ヒアリング結果をもとに、KPMG 作成。

(3) 正確な本人特定事項を取得するための措置

伊庭	• 本人確認を行ったうえで、怪しいと感じれば追加の調査を行っていると思われる。追加調査を行わず、事件受任をしないという選択もあり得る。 • 依頼者に対しては口頭で本人確認を行い、それに応じなければ事件を受任しないという選択をすることが通常と思われる。
酒井	• 信託の組成等のエステートプランニング業務においては、必要に応じて、戸籍や出生証明書、住民票、在留カード、サイン証明、結婚証明書等を依頼者に提出いただくこととなる（又は職権で取得する）ため、本人確認で取得した情報の裏付けは、その後の法律事務履行の過程で確認することができることが通常である。 • 依頼者に対し、正確な本人特定事項を申告することを義務付ける方策としては、委任契約書において依頼者から提供された情報については、留保いただいたものを除き、真実性の表明・保証をしていただくことで一応の担保を図っている。
匿名希望	• 親族間の信託契約は公正証書をもって作成しているため、当然公証人においても本人確認を実施する。したがって、不正確な本人特定事項であれば、公正証書は作成できないとのリスク説明を行っている。

（出典）ヒアリング結果をもとに、KPMG 作成。

定、法人の合併以外の理由による解散または裁判所もしくは主務官庁の解任命令により終了し、新たに受託者が選任されたときは、信託財産に属する不動産についてする受託者の変更による権利の移転の登記は、新たに選任された当該受託者が単独で申請することができる。

- 第 101 条（職権による信託の変更の登記）：登記官は、①信託法 75 条（信託に関する権利義務の承継等）1 項または 2 項の規定による権利の移転の登記、②信託法 86 条（受託者の変更等の特例）4 項本文の規定による権利の変更の登記、③受託者である登記名義人の氏名もしくは名称または住所についての変更の登記または更正の登記を行う際は、信託の変更の登記をしなければならない。
- 第 102 条（嘱託による信託の変更の登記）：①裁判所書記官は、受託者の解任の裁判があったとき、信託管理人若しくは受益者代理人の選任若しくは解任の裁判があったとき、または信託の変更を命ずる裁判があったとき、②主務官庁は、受託者を解任したとき、信託管理人もしくは受益者代理人を選任もしくは解任したとき、または信託の変更を命じたときは、遅滞なく、信託の変更の登記を登記所に嘱託しなければならない。
- 第 103 条（信託の変更の登記の申請）：97 条（信託の登記の登記事項）の 1 項に掲げる登記事項（委託者、受託者、受益者の氏名または名称、住所等）について変更があったときは、受託者は、遅滞なく、信託の変更の登記を申請しなければならない。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

(4) 最新の本人特定事項を取得するための措置

伊庭	• 約款等の条項を設ける例はないと思われる。
酒井	• 委任契約書に、依頼者から申告された事実は真実である旨の表明・保証条項を入れており、本人特定事項に変更があった際に依頼者から報告をしていただくことを期待している。
匿名希望	• 信託財産が不動産の場合は、変更登記が必要になるので、報告を受けるようにしている。

（出典）ヒアリング結果をもとに、KPMG 作成。

4.6.4.2. 司法書士

司法書士も弁護士同様、民事信託の様々な場面で関与する。弁護士との違いは、信託登記の取扱いに専門性を発揮できることである。

日本司法書士会連合会が公表している司法書士行為規範[94]では、民事信託支援業務に関して以下の規律が規定されている。

（基本姿勢）

第８０条 司法書士は、民事信託支援業務を受任したときは、信託目的の達成に向けて、委託者、受託者、受益者その他信託関係人の知識、経験、財産の状況等に配慮して業務を行う。

（適正な民事信託の支援）

第８１条 司法書士は、民事信託の設定を支援するにあたっては、委託者の意思を尊重し、かつ、信託法上の権利及び義務に関する正確な情報を提供するように努めなければならない。

２ 司法書士は、民事信託の設定後においては、受託者の義務が適正に履行され、かつ、受益者の利益が図られるよう、必要に応じて、継続的な支援に努めなければならない。

1. 本人確認措置の根拠となる業界団体の規程およびガイドライン

本人確認に関しては、各地域の司法書士会が会則等に規定している。東京司法書士会では、第106 条の２（依頼者等の本人確認等）に下記のとおり規定している[95]。

[94] 司法書士行為規範 https://www.shiho-shoshi.or.jp/cms/wp-content/uploads/2022/09/e29210ae9981d021b289043d82d76e15.pdf（最終閲覧日：2024 年 2 月 16 日）参照。

[95] 東京司法書士会会則 https://www.tokyokai.jp/data1204_23newb.pdf（最終閲覧日：2024 年 2 月 16 日）p.19 参照。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

（依頼者等の本人確認等）

第 106 条の 2 会員は、業務（相談業務を除く。）[96]を行うに際し、依頼者及びその代理人等の本人であることの確認並びに依頼の内容及び意思の確認を行い、本人であることの確認及び依頼された事務の内容に関する記録を書面又は電磁的記録により作成しなければならない。

2 前項の記録は、事件の終了時から 10 年間保存しなければならない。

3 前 2 項について必要な事項は、理事会において定める。

大阪司法書士会では、会則 102 条の 2（依頼者等の本人確認等）[97]に上記東京司法書士会会則と同様の内容を規定しており、さらに別途「大阪司法書士会依頼者等の本人確認等に関する規程（以下、大阪司法書士会規程）」[98]を作成し、公表している。本規程は、1 条によると、「大阪司法書士会会則第 102 条の 2 に定める依頼者及びその代理人等の本人であることの確認等並びに記録の作成、保存等について必要な事項を定める」ことが目的である[99]。以降、(2)~(4)では、大阪司法書士会規程を引用し、本人確認における規定を確認する。

一方、日弁連のガイドラインのような、民事信託に特化したガイドライン等は現時点[100]で作成されていない（宮本・渋谷）。

2. 本人確認を実施する対象者

大阪司法書士会規程の 3 条に本人確認等を行う対象者について規定されている。本人確認に関しては特に、（1）が関係し、対象者は「依頼者等」となっている。2 条によると、「依頼者等」とは、依頼者（会員が事務の依頼を受ける自然人・法人）と代理人等（依頼者の法定代理人・代表者・代表者

---

[96] 犯収法では、司法書士の特定取引を①宅地又は建物の売買に関する行為又は手続、②会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続、③200 万円を超える現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分（任意後見契約の締結は除く）と規定している。一方、司法書士の「業務」については、司法書士法 3 条および司法書士法施行規則 31 条に規定されており、およそ以下のとおりである（日本司法書士会連合会 HP（https://www.shiho-shoshi.or.jp/about/business.html）より引用）。

① 登記又は供託手続の代理
② (地方)法務局に提出する書類の作成
③ (地方)法務局長に対する登記、供託の審査請求手続の代理
④ 裁判所または検察庁に提出する書類の作成、(地方)法務局に対する筆界特定手続書類の作成
⑤ 上記 1～4 に関する相談
⑥ 法務大臣の認定を受けた司法書士については、簡易裁判所における訴額 140 万円以下の訴訟、民事調停、仲裁事件、裁判外和解等の代理及びこれらに関する相談
⑦ 対象土地の価格が 5600 万円以下の筆界特定手続の代理及びこれに関する相談
⑧ 家庭裁判所から選任される成年後見人、不在者財産管理人、破産管財人などの業務

以上より、本人確認が必要な「業務」には、犯収法上の特定取引が包含されていると考えられる。

[97] 大阪司法書士会会則 https://www.osaka-shiho.or.jp/osakakai/kaisoku.html#chap9（最終閲覧日：2024 年 2 月 16 日）

[98] 「大阪司法書士会依頼者等の本人確認等に関する規程」 https://www.osaka-shiho.or.jp/pdf/honninkakunin_kitei.pdf（最終閲覧日：2024 年 2 月 16 日）

[99] 本規程における「本人確認」は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策を目的としたものというよりも、依頼者の意思確認を行う前提として、依頼者の真正性を確認することを目的としたものであると推察される。

[100] 2024 年 2 月時点。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

以外の役員・業務権限代行者・商業使用人・任意代理人等）が該当するとされている。

（定義）

第２条 この規程における用語の意義は、次に定めるところによる。

(１) 依頼者とは、会員が事務の依頼を受ける自然人又は法人をいう。

(２) 代理人等とは、依頼者の法定代理人・代表者・代表者以外の役員・業務権限代行者・商業使用人・任意代理人等をいう。

(３) 依頼者等とは、依頼者及びその代理人等をいう。

(４) 本人確認とは、依頼者等が本人であること並びに依頼された事務の適格な当事者であることを確認することをいう。

(５) 意思確認とは、依頼の内容及び依頼の意思を確認することをいう。

（本人確認等の対象）

第３条 本人確認及び意思確認すべき対象者は、次のとおりとする。

(１) 本人確認の対象者は、依頼者等とする。ただし、依頼者が国、地方公共団体、権利能力なき社団又は財団及びこれらに準ずる者の場合は、その代理人等を依頼者とみなす。

(２) 意思確認の対象者は、依頼者又はその代理人等であって依頼された事務の内容について代表権若しくは代理権を有する者その他これに準ずる者とする。ただし、当該対象者が代理人等（法定代理人又は法人の代表者を除く。）である場合において、当該代理人等の言動、受領した書類等の内容から、依頼者（法定代理人又は法人の代表者を含む。）の意思を疑うに足りる事情があるときは、依頼者の意思確認をしなければならない。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

3. 本人確認の実施方法

大阪司法書士会規程 4 条によると、本人確認の方法として認められているものは、下記のとおりである。

（本人確認の方法）[101]

第４条 本人確認は、次の方法による。

(1) 自然人である依頼者等の本人確認

依頼者等と面談し、運転免許証・旅券等、顔写真付きで氏名・住所・生年月日の記載のある官公庁から発行され、又は発給された公的証明書の提示を受ける方法

(2) 法人である依頼者等の本人確認

法人の代理人等と面談し、当該法人の登記事項証明書又は印鑑登録証明書の提示を受ける方法

(3) 前第 1 号又は第 2 号の方法によらない合理的理由がある場合には、司法書士の職責に照らし適切と認められる方法

4. 取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置

大阪司法書士会規程にその旨を規定した条項が見当たらないため、不明である。

5. 実務における対応

(1) 本人確認を実施する対象者[102]

渋谷	• 民事信託の場合、同一人が信託関係者を兼任する場合もあり、戸籍謄本や住民票等で確認もするので、委託者、受益者、受託者、帰属権利者その他、信託関係者の全員に本人確認を実施しているものと思慮される。特に不動産信託においては、委託者が登記義務者となり（登記識別情報や実印を要する）、受託者が登記名義人となるため（住所証明情報を要する）、登記申請人となる委託者および受託者に対する本人確認は必須である。

[101] 一般社団法人全国司法書士法人連絡協議会は、2020 年に日本司法書士会連合会に対して、非対面による本人確認の推進に関する提言を行っている（http://houjinkyou.com/base2/wp-content/uploads/2020/05/%E6%8F%90%E8%A8%80%E3%80%80%E9%9D%9E%E5%AF%BE%E9%9D%A2%E6%96%B9%E6%B3%95%E3%81%AB%E3%82%88%E3%82%8B%E6%9C%AC%E4%BA%BA%E7%A2%BA%E8%AA%8D200526.pdf）。

[102] 宮本によると、信託の実質的支配者に該当する者のほか、法定相続人の確認も行っているとのことであった。これは、東京地裁平成 30 年 9 月 12 日判決（遺留分制度を潜脱する目的で信託制度を利用する場合、公序良俗に反して無効とするもの）によるものである。法定相続人は、書類を徴求するか、あるいはヒアリングのみで確認を行っているとのことであった。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

	• 司法書士が取り扱う主な民事信託は、不動産信託である。不動産信託では、信託登記を行う関係上、公示すべき関係者の本人確認を行い、公示の正確性、真実性を確保する必要がある。 • 商業登記における実質的支配者概念の場合と同様にして、民事信託においても、実質的支配者を考慮して本人確認を実施する場合もあると思われる。ただ、司法書士が取り扱う機会の多い親族間の民事信託では、親族一般の財産として（更には親族の相続財産として）、誰が実質的支配をしているというよりも、信託期間中は「親族の財産」という解釈になるような場合もあるように思われる。もちろん、信託期間中、資産の源所有者の委託者が実質的に財産を支配していたり、あるいは、長男である受託者が支配していたりする場合もあろうが、本人確認は、信託登記に公示される全員に対して行われるべきであると思慮する（親族等である信託監督人や受益者代理人などの信託関係者も含むことになる）。 • 信託目的の変更、受託者の変更等の場面においても、信託登記の変更の申請が必要であることから、登記申請人は受託者であるが、登記原因証明情報を作成する場合の名義関与者として、当該登記に関係する信託関係者の本人確認が必要であると考えられる。また、登記を要しない財産（金銭など）についても、信託登記を行う水準を基準として本人確認実施要否を判断する必要がある場合があると考えられる。 • 一般に、司法書士が組成そのもの（契約締結そのもの）に関与する場合、それは認知症対策の財産管理の民事信託が中心であるため、投資アドバイザー等は存在しないのが原則である。個人の不動産投資を目的とした民事信託が、不動産業者によって組成支援され、その契約書作成と登記代理だけを司法書士が行う場合、民事信託の組成アドバイスを行った不動産業者は、実質的に投資アドバイザーの立場となる。そのような事例も、都市部では存在する（不動産業者主導の投資用の民事信託）とは思われるが、それに関与し、投資アドバイザーである不動産業者から事実上依頼を受け、登記代理等を行う司法書士は、現状投資アドバイザーの実質的支配者の確認までは行ってないと推測されるが、必要に応じて、今後、確認すべきという規律も生まれるかもしれない。また、ハウスメーカー等が、アパート・マンション等について、高齢者等に対して、民事信託を推奨するような場合、当該ハウスメーカーが投資アドバイザー的な立場に立つ場合があり得る。銀行等が信託内融資を行っている場合、その銀行等が、投資アドバイザー的な立場にたつこともあり得よう。

（出典）ヒアリング結果をもとに、KPMG 作成。

(2) 本人確認の方法

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

渋谷	• 本人確認の実施方法は基本的には犯罪収益移転防止法と同じであるべきだと思慮する。 • 信託登記が必要である不動産を対象とした民事信託においては、登記代理人としての本人確認は、犯収法４条の取引時確認と同様の方法をとるべきものと思慮される。 • 民事信託における法人の場合、基本的には親族による法人である。そのため、自然人まで遡って確認するのは容易である。受託者用の法人を設立する場合は、あくまでも依頼者は個人・親族であり、社員や理事等も親族である場合があるので、個人に代替して便宜的に設立するにすぎない場合が少なくない。もっとも、親族外の第三者が、当該法人の関係者となる場合もあろうから、その場合は、注意を要するだろう。 • 認知症対策および資産承継の民事信託においては、信託当事者を中心とする関係者について、住民票の確認、戸籍謄本の確認、あるいは印鑑証明書等の確認は、信託関係者の意識付けという意味でも、重要であると思慮する。そして、登記申請当事者となる者については、運転免許証等の写真付きの身分証明書の確認を行うべきものと考える。
宮本	• 司法書士としての本人確認は、犯収法と実質的には同じ方法で実施しているといえるが、依頼の内容及び意思の確認も会則上必要とされている。その他、公証役場と金融機関（口座開設時）で本人確認を行う。委託者等の印鑑証明等が必要である。 • 法人が受託者になるケースはあり、一般社団法人が多い。例えば、息子が受託者となり、一般社団法人の社員兼理事に就任するなどのケースが考えられる。社員兼理事は印鑑証明や免許証等で本人確認しているので、結果的に犯収法の要件は満たしていると思われる。 • 高齢になるとアパートローンを組むことは難しいので、民事信託を設定して息子に処分管理権を渡して管理してもらうケースもある。こうした場合、投資アドバイザーや不動産コンサルタントが関与することもある。ただし、これらの者との取引はなく、民事信託支援業務は金融機関経由、もしくは他全国の税理士経由で受任している。

（出典）ヒアリング結果をもとに、KPMG 作成。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

(3) 正確な本人特定事項を取得するための措置[103] [104]

渋谷	• 信託当事者が高齢者等の場合、自宅や介護施設などを訪問し、やはり、住民票や戸籍謄本、その他身分を証明できるものに基づき、本人に対して質問等を行うことで（これは意思確認や判断能力の確認を兼ねるものであるが）、本人特定事項を確認している。

（出典）ヒアリング結果をもとに、KPMG 作成。

(4) 最新の本人特定事項を取得するための措置

渋谷	• 信託登記のための信託目録に記録すべき情報（委託者、受託者、受益者、将来の受益者となるべき者と指定された者、残余財産の帰属権利者、信託監督人、受益者代理人などで登記された者）は、変更の都度、変更登記を要することが、不動産登記法上の義務となっているため、依頼者や登記代理人に対して、その旨を説明し、住所等の変更がある都度、連絡してもらうことを可能な限り求めることになる。

（出典）ヒアリング結果をもとに、KPMG 作成。

[103] 犯収法上の取引時確認記録は 7 年が保存期間であるが、東京司法書士会会則第 106 条の 2 第 2 項により事件記録等の保存期間の定めは事件終了時より 10 年とされている（宮本）。

[104] 司法書士は各自で、事件の当事者の氏名や住所、依頼の内容等を記載した事件簿を（司法書士法施行規則第 30 条）を作成しなければならず、不動産取引に立ち会う場合にはより詳細な登記立会調書も作成し、当事者の情報や取引の流れの記録化や事件の管理を行っている（宮本）。宮本は、民事信託も登記立会調書に近いもの（家族関係や信託目的、誰の要望か、事後のフォロー等を記載したいわゆる信託立会調書）作るべきと提言を行っている。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

5. 外国信託の利用状況および、基本的情報・実質的支配者情報の取得プロセス

5.1. 信託銀行における外国信託の取扱い

FATF 勧告 25（法的取極）解釈ノート 3 項では、「外国信託」の sufficent link の定義として、「外国の法令に基づく信託であって、その受託者（その他これに相当する者）が、わが国の金融機関またはDNFBP と十分(significant)かつ継続的(on-going)な取引関係がある」を挙げている。

信託銀行に対し、外国信託の取扱いについてヒアリングしたところ、現状外国信託を受託している銀行はなく、外国の法令に準拠して設定された民事信託の信託口口座の受入れについては、想定していない、または受け付けていないとの回答が得られた。ただし、実特法[105]等遵守の観点から、委託者・受益者ともに実特法の報告対象国（海外）に居住している場合などについては、実特法に基づく届出対象取引にあたる限り、委託者、受益者、信託財産についての報告が必要となる事例もあり得る（後段、5.3.1 参照）。

5.2. 民事信託における外国信託の利用状況

本項では、民事信託設定の業務に携わる士業者に対し、外国信託の設定に関する実態をヒアリングした結果をまとめている。

5.2.1. 日本の士業者による外国信託の設定

民事信託設定の業務に携わる士業者が外国信託を設定することはあるか、ある場合どういった目的から設定されるのかについてヒアリングを行った。その結果以下の回答が得られ、日本の士業者が外国信託を設定することは基本的には少ないことが分かった。

伊庭	• 私及び私の周辺（日弁連信託センター、東弁信託 PT）にいる弁護士で、外国法に基づく信託を設定している者はいなかった。 • 我々のもとに相談があるのは、日本人が海外で信託を設定した後に、その関係者の一部が帰国し、国内で海外に信託についてその効力などを確認する事案などである。実際に、過去には、フランス、カナダ、アメリカで設定された信託に関する相談があった。この問題の解決には国

[105] 平成 27 年度税制改正（平成 29 年 1 月 1 日施行）により、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」（実特法）が改正され、平成 29 年 1 月 1 日以後、新たに国内に所在する金融機関等に口座開設等を行う顧客は、当該金融機関等へ居住地国（*1）名等を記載した届出書の提出が必要となっている。当該金融機関等は、平成 30 年以後、毎年 4 月 30 日までに特定の非居住者の金融口座情報を所轄税務署長に報告し、報告された金融口座情報は、租税条約等の情報交換規定に基づき、各国税務当局と自動的に交換されることとなる（*2）。
(*1)居住地国とは、居住者として所得税・法人税に相当する税をお客さまが納めるべき国を指す。(*2)日本から外国に対して情報提供を行うとともに、外国から日本に対し、その国の金融機関等が保有する日本居住者の金融口座情報が提供されることとなる。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

	際私法の理解が必要になるが、民事信託が関わる国際私法についてはまだ研究が少なく、今後信託センターでも研究をしなければならない分野と考えている。 • 日本国内で外国法の適用がある信託を設定するとした場合、税制のメリットが享受することが目的となると推測する。
酒井	• 日本国内の士業者が、日本国内で、海外法令に基づく民事信託を主導的に組成することはないものと考えられる。 • また、他の jurisdiction（例えば NY 州）の資格を保有する日本の有資格者弁護士であっても、実際に実務を NY 州法管轄地域で行わず、日本国内でのみ法律事務等を提供している場合は、当該 NY 州の資格保有弁護士が NY 州の法律に準拠した民事信託の組成を主導的に行うことはないように思われる。 • 日本居住の委託者から外国法令に基づく民事信託の組成を依頼される可能性はあるが、その場合は準拠法となる外国法の現地専門家に書面の作成等（Trust Agreement や Trust Deed)を依頼する。信託は、受託者への財産移転が伴うため、準拠法国の法務だけでなく税務のリスクもあり、当該準拠法国で現実に専門実務を対応している者でないと法務・税務リスクがあると考えられることが理由である。 • 信託関係者に日本居住者又は海外居住者であっても日本人が含まれる場合、日本の主に税務リスクを検討する趣旨で、日本の弁護士・税理士等の士業者が、日本の信託法及び相続税法・所得税法について検討することが求められる場合もある。したがって、日本居住者・日本人が関係者に含まれる限り、外国法が準拠法となる民事信託においても、当該準拠法の現地専門家のみならず、日本の弁護士・税理士等が関与することもある。 • ただし、日本の納税義務者が関与する場合、日本の税法の適用について日本の信託法を借用して考えることになるが、そもそも当該外国信託が日本の信託法として「信託」といえるのかという点から争点となってしまうこともあるため、、基本的に日本の居住者が関係者に含まれる場合、外国信託をあえて作成することは推奨していない。
渋谷	• 日本の士業者が、海外法令に基づく信託設定を依頼するような案件は少ないと思われる。信託の場合、現地法と現地の裁判実務等が分からないと難しく、当該財産所在国（州等）における海外の現地のロイヤーに依頼して、現地法に基づく信託を組成すると思われる。 • もっとも、日本の士業者が、依頼者と海外のロイヤーの間を仲介するようなことはあり得ると思われる。例えば、日本人が米国に不動産あるい

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

	は金融資産を保有するような場合、その所在する州法に応じて、相続時 IRS の手続に加えてプロベートが必要となる場合があるが、プロベートは 2 年ほどかかってしまう場合があり、かつコストもかかる。そこで、プロベート回避のために、現地法に基づくファミリートラストが用いられる場合はあり得る。ただしこの場合も、現地のロイヤーに依頼して信託を組成するのが一般と考えられる（現地の信託ハウツー本や書式本に従い、当該国のファミリートラストを設定することも可能であろうし、米国所在の財産などについては、特段、意識せずに行われる場合もあるかもしれない）。 • 仮に、海外法令に基づき民事信託が設定される場合でも、信託の目的は認知症対策、事業承継、投資運用など、日本で民事信託を設定する場合と同じになると思われる。

（出典）ヒアリング結果をもとに、KPMG 作成。

5.2.2. 外国信託における信託財産

FATF 勧告 25（法的取極）解釈ノート 3 項では、「外国信託」の sufficent link の定義の一つとして、「外国の法令に基づく信託であって、その受託者（その他これに相当する者）が、わが国に相当額の不動産を有し、その他相当額の投資を行っているもの」を挙げているが、これを踏まえ、有識者に対し、外国信託で日本の信託財産が組み入れられるケースについてヒアリングを行った。ただし、前述した通り、日本の士業者が外国信託を設定することは少ないため、「もし外国信託を設定する場合にはどうするか」という観点から回答いただいた。

伊庭	• 過去受けた相談では、カナダで設定された信託で、国内の不動産を信託財産に組み入れているケースがあった。 • 日本の不動産を信託した場合、属地主義に基づき当該不動産については国内法が適用されることになると思われる。そのため、上記ケースにおける不動産は日本の信託法が適用されることになると考えられる。相談を受けた際は、信託契約の各条項が公序良俗に違反していないかなどを確認した。
酒井	• 外国信託に日本の不動産を組み入れることは、法務的・税務的な問題から、基本的に推奨していない。 • 仮に法務的・税務的な問題点がないとしても、不動産の信託登記をするために、外国信託としての有効性等を法務局に伝えることにはかなりのハードルがある[106]。

[106] 矢内 一好・酒井 ひとみ・漆 さき(2019)「オフショア信託の法務と税務」信託研究奨励金論集 第 40 号 pp.194-215 では、外国信託における日本の不動産の登記について、以下のハードルがあるとし、そのうえで外国信託の信託財産に日本の不動産を組み入れる

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

渋谷	• 海外の法律に基づく民事信託を組成する場合、海外の不動産が信託財産となることが多いのではないかと思われる。 • 日本の不動産は、国際私法のルールに基づき、原則として現地の法律が適用されるであろうし、日本国内で物権変動の対抗要件としての登記が必要となり、信託法の効果の対抗要件である信託登記を必要とするため、海外法制に基づく民事信託を用いてしまうと、こうした手続が複雑になりかねないというデメリットがある。 • なお、格付機関の格付アナリストをしていたころの経験では、不良債権処理時代には、海外の信託会社等による信託契約（英文契約）を通じて、海外の投資家（受益者）によって、不良債権の取得が行われたような事例が存在していた。この場合、信託財産は、不動産ではなく債権であり、債権の担保実行として、外資系のサービサーやアセットマネージャ―等によって、不動産の任意売却等が行われていた事例もあった。

（出典）ヒアリング結果をもとに、KPMG 作成。

5.2.3. 外国信託における受託者

FATF 勧告 25（法的取極）解釈ノート 3 項では、「外国信託」の sufficent link の定義の一つとして、「外国の法令に基づく信託であって、その受託者（その他これに相当する者）が、税法との関係で居住者にあたるもの」を挙げているが、外国信託において居住者が受託者になりうるのか有識者にヒアリングを行った。ただし、5.2.2.同様、「もし外国信託を設定する場合にはどうするか」という観点から回答いただいた。

酒井	• 受託者について日本の居住者か否かが問題となることはほとんどない。民事信託において利用される外国信託のうちほとんどは、日本の税務上受益者等課税信託に分類されてしまい、居住性が問題となるのは、委託者と受益者のみであるからである（相法 9 条の 2）。 • ただし当該外国信託が、裁量信託等で、受益者も特定しているといえないような場合は、受益者の存在しない信託として、信託設定時に

ことは慎重になる必要があるとしている。

- 個人の信託登記、特に国際民事信託登記となると、法務局の管轄地によっては前例がないとして、登記完了まで相当の時間を要することがある。
- 外国信託は日本の信託と比較するとボリュームが多く、内容もかなり複雑であるため、信託目録作成の難易度が高い。日本の不動産に必要な限りで信託契約の内容を分かりやすく信託目録として作成するためには、膨大な信託契約書を読み込む必要がある。
- 上記に加え、法務局から契約書すべてを英訳してほしいと言われた場合、その対応に時間がかかる。さらに外国信託は、外国法の概念を多く含むため、法務局から質問された際現地の専門家の意見を取得せざるを得ず、その費用も加わってしまう可能性がある。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

	は委託者の受託者（受託法人）に対する財産の移転が、受託法人に対する出資であるとみなされることとなる（所法６の３六、法法４の３九）。そこで受託者の日本の居住性というのは問題になる可能性があると考えられる。
渋谷	• 民事信託は、受託者が信託財産を直接的に管理処分して、その責任を全うできるようにする必要があるという意味では、信託財産の所在地に居住している者が受託者となるものと思われる。 • 例えば、米国の州法に基づいて組成された民事信託の信託財産が、米国にある不動産であるとすれば、米国の現地にドミサイルのある人や法人が受託者となるのではないかと思われる。もっとも、第三者委託を用いて、現地の不動産会社、アセットマネージャーやサービサーなどに委託して信託財産を管理するような手法を用いることは可能かもしれない。

（出典）ヒアリング結果をもとに、KPMG 作成。

5.2.4. 外国信託の設定方法（信託契約）

外国信託の信託契約について、信託契約書は本邦において公正証書化されることはあるかヒアリングした。その結果は以下のとおりである。

伊庭	• 制度上、準拠法が日本法以外であっても契約書を公正証書にすることは可能と思われる。そのため、実例の有無は不明だが、公正証書を作成することはあり得る。
酒井	• 外国法に準拠した信託契約書等について、その法律上の有効性を外国法の専門家でない公証人が検証することは難しく、外国信託を日本の公証役場で公正証書化することも難しいのではないか。 • 私署認証をする形や、外国信託契約書の写しを認証する形で、日本の公証役場で外国信託の信託契約書を認証することはあるように思われる。
渋谷	• 例えば、渉外相続（相続財産が海外にある、あるいは、相続人のなかに外国籍の人がいるなどの相続）では、日本の公証人は、日・英の書面に対して、本人がサインしたことを認証することによって、大使館や領事館の書面に代えることがある。 • この場合宣誓認証であり、公正証書化ではないが、海外法制に基づく信託でも公証人が公正証書化してくれる場合もあると思われる。

（出典）ヒアリング結果をもとに、KPMG 作成。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

5.3. 当局が利用可能な基本的情報および実質的支配者情報の取得プロセス

5.3.1. 共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）に基づく情報交換

共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）とは、「自動的情報交換の対象となる非居住者の金融口座の特定方法や情報の範囲等を各国・地域で共通化する国際基準」[107]としてOECD で策定されたものである。CRS に基づき、各国税務当局は、金融資産の情報を相互に交換し、外国の金融機関の口座を通じた国際的な脱税や租税回避に対処している。

国税庁が公表している「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度（ＦＡＱ）」によると、CRS の概要は以下のとおりである。

- 非居住者の金融口座情報を報告する義務を負う金融機関は、銀行等の預金機関（Depository Institution）、生命保険会社等の特定保険会社（Specified Insurance Company）、証券会社等の保管機関（Custodial Institution）及び信託等の投資事業体（Investment Entity）。
- 報告の対象となる口座は、普通預金口座等の預金口座（Depository Account）、貯蓄性の保険契約・年金保険契約（Cash Value Insurance Contract, Annuity Contract）、証券口座等の保管口座（Custodial Account）及び信託受益権等の投資持分（Equity Interest）。
- 報告の対象となる口座情報は、口座保有者の氏名・住所、納税者番号、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等。
- 金融機関は、共通報告基準に定められた手続に従って、口座保有者の居住地国を特定し、報告すべき非居住者の口座を選別することが求められる。具体的には、新規開設口座については金融機関が口座開設者から居住地国を聴取する方法等により居住地国を特定し、既存の口座については金融機関が口座保有者の住所等の記録から居住地国を特定する方法等により、報告すべき非居住者の口座の選別を行う必要がある。

信託口口座の開設が可能であれば、CRS 情報をも端緒に、外国信託の当事者を確認できる可能性がある。CRS 情報について、どのような情報が報告対象になるかを信託銀行にヒアリングしたところ、以下の回答が得られた。

A 信託銀行	• 報告書の作成に当たって、受益者が海外（もしくは米国）であることを以って対象外とはしていない。

[107] 国税庁「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度（ＦＡＱ）」（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/crs/pdf/0021012-105.pdf） p.2 最終閲覧日：2024 年 2 月 27 日

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

B 信託銀行	• 実特法（日本版 CRS）の観点から、当社の顧客が信託自体なのか、信託銀行なのかは区分をしており、その居住地国が外国である信託は報告対象となるのが通例だと思料。
C 信託銀行	• 委託者・受益者ともに実特法の報告対象国に居住している場合などについては、実特法に基づく届出対象取引にあたる限り、委託者、受益者、信託財産についての報告が必要となる。

（出典）ヒアリング結果をもとに、KPMG 作成。

5.3.2. 法定調書（国税庁）

国税庁「国際戦略トータルプラン －国際課税の取組の現状と今後の方向－」の「国際戦略トータルプラン」に基づく取組状況（2019 年 1 月版）」[108]に、海外資産を把握・調査するための情報リソースが挙げられている。そのうち、国外財産調書[109]が外国信託を特定するための情報源の一つになると考えられる。

国外財産調書とは、5,000 万円超の国外財産（預金、有価証券や不動産等）を把握するための法定調書である。国外財産調書の提出が必要になるのは、その年の 12 月 31 日においてその価額の合計額が 5,000 万円を超える国外財産を有する居住者[110]で、その国外財産の種類、数量および価額その他必要な事項を国外財産調書に記載したうえ、翌年の 6 月 30 日までに住所地等の所轄税務署長に提出する必要がある。

[108] 国税庁 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/strategy/pdf/action_policy_201901.pdf
[109] https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/pdf/291025_01.pdf
[110] 「居住者」および「非永住者」は、所得税法に規定する居住者および非永住者である。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

【参考：国外財産調書】

FA5102

令和　年12月31日分　国外財産調書

国外財産を有する者	住所（又は事業所、事務所、居所など）	
	氏名	
	個人番号	

国外財産の区分	種類	用途	所在 国名	数量	価額	備考
					円	
					円	
合計額						

（摘要）

（　）枚のうち（　）枚目

通信日付印（年月日）

（出典）国税庁 HP（https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/2506.htm）最終閲覧日：2024 年 2 月 27 日

国外財産調書では、報告すべき「国外財産の区分」の類型として「その他の財産」があり、そこに信託受益権を含んでいる。「国外財産調書制度（ＦＡＱ）」[111]によると、信託受益権とは、信託財産の運用等によって生ずる利益を受ける権利（収益の受益権）と、信託終了後において信託財産自体を受ける権利（元本の受益権）の両者を合わせたものである。当該信託受益権が国外財産であるかの判定基準は、「その信託の引受けをした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在」であるとされる[112]。

「国外財産の価額の算定方法等」[113]によると、以下の計算式で信託受益権の見積価額を計算し、報告する必要がある。

---

[111]「国外財産調書制度（ＦＡＱ）」 https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/kokugai_zaisan/pdf/kokugai_faq_h2_01.pdf p.29 最終閲覧日：2024 年 2 月 27 日

[112] 同上 p.7

[113]「国外財産の価額の算定方法等」https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/pdf/291025_04.pdf 最終閲覧日：2024 年 2 月 27 日

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

イ 元本と収益との受益者が同一人である場合・・・・信託財産の見積価額。
ロ 元本と収益との受益者が元本及び収益の一部を受ける場合・・・・「上記イの価額」×「受益割合」
ハ 元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合
(イ) 元本を受益する場合・・・・「上記イの価額」－「(ロ)により算定した価額」
(ロ) 収益を受益する場合・・・・受益者が将来受けると見込まれる利益の額の複利現価の額の合計額又は「その年の 12 月 31 日が属する年中に給付を受けた利益の額」×「信託契約の残存年数」

国外送金等調書法 5 条では、「居住者（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三号に規定する居住者をいい、同項第四号に規定する非永住者を除く。次条第七項において同じ。）は、その年の十二月三十一日においてその価額の合計額が五千万円を超える国外財産を有する場合には、財務省令で定めるところにより、その者の氏名、住所又は居所及び個人番号並びに当該国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書（以下「国外財産調書」という。）を、その年の翌年の六月三十日までに、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める場所の所轄税務署長に提出しなければならない。」とされている。国外送金等調書法を形式的に解釈するならば、外国法に基づく信託であっても、当該信託の受益権を有する者が日本の居住者である場合、国外財産調書の提出が必要になると考えられる。

上記のほか、「信託に関する受益者別（委託者別）調書」および「信託の計算書」も、根拠法を形式的に解釈するならば、外国法に基づく信託であっても受託者が日本に居住している場合、その受託者はこれらの調書を提出する義務を負うと考えられる。「信託に関する受益者別（委託者別）調書」については、その根拠法となる相続税法 59 条 3 項によると、「信託の受託者でこの法律の施行地に当該信託の事務を行う営業所、事務所、住所、居所その他これらに準ずるもの（以下この項において「営業所等」という。）を有するものは、次に掲げる事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、財務省令で定める様式に従つて作成した受益者別（受益者としての権利を現に有する者の存しない信託にあつては、委託者別）の調書を当該営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、信託に関する権利又は信託財産の価額が一定金額以下であることその他の財務省令で定める事由に該当する場合は、この限りでない。」とされている。一方、「信託の計算書」については、その根拠法となる所得税法 227 条によると、「信託（第十三条第一項ただし書（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する集団投資信託、退職年金等信託又は法人課税信託を除く。）の受託者は、財務省令で定めるところにより、その信託の計算書を、信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。以下この条において同じ。）については毎事業年度終了後一月以内に、信託会社以外の受託者については毎年一月三十

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

一日までに、税務署長に提出しなければならない。」とされている。いずれにおいても、「受託者が日本に居住している場合のみに適用される」といった制限は付けられていないため、法解釈上は、外国信託であっても受託者が日本に居住していれば、これらの調書の提出は必要になると考えられる。

5.3.3. 信託登記

日本の不動産が信託財産に含まれていれば、信託登記が必要となるため、信託登記の登記事項から外国信託を把握できる可能性がある。

5.3.4. 士業者が保有する情報

信託の実質的支配者を確認するために、日本においてはどのような情報源が利用可能かについてヒアリングしたところ、以下の回答が得られた。

伊庭	• 国内においては、その設定に関わった士業（多くは弁護士）から情報を取得する以外に有効な方法ないように思う。国内で口座を開設しなければ国内の金融機関は関係がなく、公正証書にしなければ公証人も関係がない。私署証書で信託を設定している場合には、その案文を作成する士業以外に情報を持っている者はいないように思われる。
渋谷	• 例えば、米国の州法に基づいて組成された信託の場合、海外の資産に関する信託設定であれば、信託契約書で確認するほかないと思われる。 • 米国にも不動産の登録制度などがあるが、物的編成主義ではないため、日本と異なり検索が難しい。日本に所在する不動産であれば、日本の不動産登記制度で確認できると思うが、海外法制に基づく信託であることをどのように公示すべきか、そのような法技術の整備は、今後の課題と思われる。

（出典）ヒアリング結果をもとに、KPMG 作成。

外国法に基づいて信託を設定する場合であっても、日本の法規制に基づいて本人確認を実施することがヒアリングにより分かった。

伊庭	• 仮に海外の法令に基づく信託設定する場合でも、日弁連の会員（弁護士）が事件を受任した場合には、必ず日弁連の会規を守らなければならない。そうすると、日本法に基づき設定される信託と同じ対応になると思われる。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

渋谷	• 日本の士業者が、海外法制に基づく信託の組成を支援するような場合があれば、その手法は日本で行われている本人確認方法になると思われる。あくまで、日本の士業者は、日本の事業者団体や官庁に監督されているため、懲戒権をもつ日本の機関に即した、実務を行うことになるためである。

（出典）ヒアリング結果をもとに、KPMG 作成。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

6. 総括

6.1. 調査結果

2018 年に実施された FATF 第 4 次対日相互審査において、国内における商事信託は FATF 勧告 25（法的取極）、および、解釈ノート に沿った措置が求められている部分もあるとする一方で、特に、外国信託や民事信託に脆弱性が認められる旨が指摘されている。日本では、民事信託に関しては、信託契約が家族間で締結されることが多く、私人により監督が行われていることから実態が把握されていないこと、外国信託に関しては、国内法による定義が明確でないという課題が存在する。さらに本勧告は、受託者に対し、委託者、受益者の実質的支配者情報や、信託の代理人やサービス事業者に関する基本的な情報を保持することを義務付けるよう要請しているが、日本の民事信託・外国信託に関しては、どのような情報が取得されているか実態が不透明である。

以上の課題認識から、本調査では、民事信託および外国信託に関する基礎データ（種類、形態、基本的特徴、基本情報および実質的支配者情報取得のプロセス）の収集および網羅的な整理を実施し、日本において組成可能な法的取極は何で、民事信託および外国信託はどのような位置づけになるかを明確にすることを目的に、書籍・文献検索等のデスクトップ調査、および、有識者・学識経験者・信託銀行等へのヒアリングを行った。

調査の結果、日本では、法的取極として明示信託、その他の類似の法的取極（商法に基づく匿名信託）、法定信託（擬制信託・制定法上の信託）に分類され、明示信託はさらに日本法に基づく信託（商事信託・民事信託）と外国法に基づく信託（外国信託）に分類されることが分かった。

さらに民事信託については、①一般的に福祉型信託が利用されており、公正証書にした信託契約書を作成し、信託契約の締結によって設定されることが多いこと、②信託口口座等を開設して信託財産の管理・運用・処分が行われるケースが多いこと、③受託者の裁量が大きい信託が多いことがヒアリング等を通じて分かった。ただし、一部の民事信託では、公正証書化が行われていなかったり、信託口口座等の開設が行われなかったりするケースもあることも分かった。

当該信託を特定するための基本的情報としては、信託契約書等が該当し、民事信託の受託者は士業者の関与の元作成された信託契約書等から基本的情報を取得できる。また、民事信託の受託者に実質的支配者情報を取得させるための措置（信託契約書の条項等の追加等）は実務上行っていないとの意見が多かった。一方、当局が民事信託の基本的情報および実質的支配者情報を取得するためには、法定調書、信託登記、金融機関および士業者の保有する情報が利用可能である。

外国信託については、①外国の法令に基づく信託であって、その受託者（その他これに相当する者）が、日本の金融機関または DNFBP と十分(significant)かつ継続的(on-going)な取引関係があること、②外国の法令に基づく信託であって、その受託者（その他これに相当する者）が、日本に相当額の

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

不動産を有し、その他相当額の投資を行っているもの、③外国の法令に基づく信託であって、その受託者（その他これに相当する者）が、税法との関係で居住者にあたるものがマネー・ローンダリング・テロ資金供与リスクの特定・評価・低減の対象とすべきところ、これら①～③の本邦における定義を明らかにした。さらに、外国信託の利用実態について、信託銀行および民事信託の設定に携わる士業者へヒアリングを行ったところ、外国信託の信託口口座開設の受入れについては信託銀行によって対応が異なり、日本の士業者が外国信託を取り扱う事例は少ないことが分かった。

6.2. 今後の検討課題

6.2.1. 民事信託に関する検討課題

6.2.1.1. 民事信託に関する追加的な実態把握

民事信託は信託目的等により、さまざまなスキームで組成することが可能であり、スキームごとにマネー・ローンダリング・テロ資金供与リスクは異なると考えられる。民事信託のリスク評価にあたっては、どういったスキームがあるか詳細を明らかにし、整理（類型化等）とリスクの特定／評価を実施し、リスクに応じた対応を講じることが、必要になると思料される。

また、民事信託の利用状況に関するデータとして、本報告書では民事信託の公正証書作成件数について記載したが、有識者へのヒアリングを通じて公正証書を作成しない民事信託もあり得ることが分かった。信託契約書等を公正証書とするのは、信託財産に金銭が含まれるなど、信託口口座の開設を行う必要のあるケースである。民事信託の実務では、信託契約書において受託者に対し「信託口口座」、すなわち、専ら信託財産に属する金銭の管理をするために用意された受託者名義の預金口座を開設し、当該口座を通じて信託財産に属する預金等の分別管理を行うことが一般的である。信託業法による規制（同法 3 条および 7 条）があることにより、民事信託の受託者は、委託者の親族等の専門家ではない個人が就任することが一般的であるが、個人である受託者の属性や信用力は様々であることから、「信託口口座」を開設して分別管理を行うことにより、受託者個人にまつわる様々なリスクを排除することが可能となる。その意味で「信託口口座」は民事信託の継続性や安定性を支えるための智慧に他ならない[114]。そして、信託口口座を開設する際には、金融機関は、信託契約書の有効性を確認するが、その際に最も重要なポイントは、信託契約が公正証書であるか否かである。公正証書の作成時には、公証人は本人の意思能力や家族信託設定の意思の有無について慎重に確認を行うため、金融機関では、トラブル回避のため、実務上信託公正証書を要求するケースが専らである。したがって、民事信託の公正証書作成件数を基に民事信託数の規模を推定することは、一定の合理性がある手法であると考えられる。しかしながら、信託口口座を開設しないケース（例えば、自宅不動産のみを信託財産とした民事信託）で、公正証書を作成しないケースがどの程度あり得るかについて、リスクベースで把握しておくこ

[114] 渋谷陽一郎(2018)「金融機関のための民事信託の実務と法務　地域金融機関と民事信託の接点」金融財政事情研究会「金融法務事情」2083 号 p.54

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

とも、追加的な実態把握の中で検討する必要があるという意見もあった。

6.2.1.2. 民事信託のマネー・ローンダリング・テロ資金供与リスクの特定・評価および、リスクに応じた対応の検討・実施

民事信託特有のマネー・ローンダリングリスクについては、金森(2019)[115]によると、民事信託は、「①受託者に資格要件も登録制度もなく、存在と実態を把握するのが困難であること、②信託財産とすることのできる財産の種類に制限がなく違法な資金源泉の隠匿や保管に都合がよく、かつそれを規制する手段がないこと、③後見制度における家庭裁判所のような公的な監督機関がなく、モニタリングや不正の是正措置がないことから、不正な目的での利用を覚知し制限することが困難であること」がマネー・ローンダリングリスクであると指摘している。

2024 年 2 月に行われた FATF Plenary での議論内容[116]と FATF 第 4 次対日相互審査における指摘を踏まえ、日本においても、民事信託に関してリスクの特定・評価を行い、リスクに応じた対応を実施することが必要となる。リスクの特定・評価の手法、およびリスク低減策については、諸外国における取組みを深掘り調査することで、日本における民事信託のリスクの特定・評価の手法、およびリスクに応じた対応の高度化のための示唆を得ることができると考えられる。また、第 5 次対日相互審査から参考資料として適用される FATF ガイダンス文書”Guidance on Beneficial Ownership and Transparency of Legal Arrangements”(2024 年 3 月 11 日公表)も参考にすべきであろう。

6.2.2. 外国信託に関する検討課題

6.2.2.1. 外国信託に関する追加的な実態把握

日本と sufficient link のある外国信託の利用状況（本邦と sufficient link のある外国信託がどの

---

[115] 金森健一(2019)「民事信託預金口座の実務上の法的課題：信託財産の独立性保全機能とマネロン・テロ資金供与リスク対策を中心に：「民事信託」実務の諸問題 (2)」『駿河台法学』33 巻 1 号 pp.15-81（https://surugadai.repo.nii.ac.jp/records/2073）

[116] FATF の 2024 年 2 月の総会において、勧告 25（法的取極）については、以下の議論がなされた（FATF 公表 ” Outcomes FATF Plenary, 21-23 February 2024”より関係箇所抄訳）。「今回の総会の主要な成果の一つは、法的取極の実質的所有者の透明性に関する勧告 25 の実施のための新たなリスクベースのガイダンス（FATF リスクベース・ガイダンス (法的取極の受益所有と透明性に関する勧告 25) ）の公表である。2023 年 2 月の FATF 勧告 25 の改訂を受け、今回、FATF は同勧告のリスクベースのガイダンスを更新した。このガイダンスは、法人に関する勧告 24 に関する既存のガイダンスを補完するものであり、マネー・ローンダリング・テロ資金供与リスクを評価し、軽減するため、信託または同様の法的措置に関与する公的部門及び民間部門の利害関係者を支援することを目的としている。今回公表するガイダンスは、2023 年 10 月の本会議後のガイダンス案に関するパブコメによる各種意見を反映している。FATF は、次回の相互評価において、これらの要件の実施状況を評価する。ガイダンスは 2 月末に公開される予定（3 月 11 日、FATF は”Guidance on Beneficial Ownership and Transparency of Legal Arrangements”を公表。）。
https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Fatfgeneral/outcomes-fatf-plenary-february-2024.html
https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/recommendations/Guidance-Beneficial-Ownership-Transparency-Legal-Arrangements.pdf.coredownload.inline.pdf

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

程度設定されているのか、外国信託のスキームの種類等）については、本調査では十分に調べきれなかったが、マネー・ローンダリング・テロ資金供与リスクの特定・評価のためには、さらなる実態把握が必要であると考える。

6.2.2.2. 外国信託のマネー・ローンダリング・テロ資金供与リスクの特定・評価および、リスクに応じた対応の検討・実施

解釈ノート 3 項では、「外国の法的取極であって、自国と密接な関係（sufficient link）があるもの」について、マネー・ローンダリング・テロ資金供与リスクの評価・低減を行うことを要請しており、さらに解釈ノート 3 項脚注では、「各国は、リスクをベースに、何をもって密接な関係（sufficient link）があるとするかを決定することができる」としている。本調査では、解釈ノート 3 項に挙げられている以外にリスク評価の対象とすべき「自国との密接な関係（sufficient link）」は何があるか、有識者にヒアリングを行った。その結果は以下のとおりである。

金森	• 外国法に準拠するものであっても、日本国内で設定される信託は、リスク評価の対象となるのではないか。日本人委託者が海外の信託会社や外国に住む外国人を受託者とする信託を日本で設定した場合には、日本と外国との間で資産の移転がなされるため、マネー・ローンダリングリスクはあると思われる。 • ただし、それは為替取引等の金融取引自体として捕捉できるとなると、委託者から受託者への当初信託財産の移転、受託者による信託財産の管理処分や受益者への給付はいずれも何らかの個別取引に分解して捕捉できることとなり、信託だからリスクありと見るべきものが無くなることになる。 • 信託を使って資産移転をすることよりも、信託を装って資産移転することに信託特有のマネー・ローンダリングリスクが認められると考えられる。

（出典）ヒアリング結果をもとに、KPMG 作成。

外国信託のリスク評価にあたっては、本調査書で明らかにした「自国と密接な関係（sufficient link）」だけでなく、「密接な関係（sufficient link）」は何かについて、リスクベースで今後検討していく必要があると言える。

外国信託のリスクの特定・評価の手法、およびリスクに応じた対応については、諸外国の取組みを深掘り調査することで、日本におけるリスクの特定・評価の手法、およびリスクに応じた対応の高度化のための示唆を得ることができると考えられる。

6.2.3. その他の論点

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

6.2.3.1. 特定事業者でない事業者が関与するケースの実態調査の必要性

民事信託は、非特定事業者が関与するケースがあり、これらの者による民事信託支援業務の内容やこれらの者と取引を行う特定事業者における実質的支配者等の確認の実務は、実態が明らかにされていない。信託に係るマネー・ローンダリング・テロ資金供与リスクの特定・評価にあたっては、非特定事業者が民事信託の設定を行うケースについても、実態を調査する必要があると考えられる。

渋谷	• 個人の不動産投資を目的とした民事信託で、不動産業者によって組成支援されるケースでは、当該不動産業者は実質的に投資アドバイザーの立場になるが、登記代理等を行う司法書士は現状、投資アドバイザーの実質的支配者の確認まで行っているかは明確ではない。
八谷	• 民事信託は、資格者専門職（≒特定事業者）でない一般にコンサルタントと呼ばれているものが組成する場合もある。これら取引時確認が義務付けられていない者が信託を設定し、作成する信託契約書の内容は不明である。 • 仮にその信託契約に基づき信託口口座を提供している金融機関があれば、犯収法等のチェック、記録等をどのように行なっているか調査する必要があり、その内容によっては、FATF の観点からは取引を制限すべきと考える。

（出典）ヒアリング結果をもとに、KPMG 作成。

6.2.3.2. 民事信託の設定に係る専門職向けのルールやガイドラインの必要性

今回調査において、ヒアリング先から、民事信託に関する専門職向けのルールやガイドラインを作成する必要性について問題提起いただいた。FATF からの指摘に対応するため、ひいては信託がマネー・ローンダリング・テロ資金供与に濫用されないようにするため、専門職向けのルールやガイドラインを作成し、すべての専門家がマネー・ローンダリング・テロ資金供与対策に実効性のある措置を講じるようにすることも、リスク低減措置の一つとして考えられる。

渋谷	• 司法書士会に、民事信託に特化した会則や準則、あるいはガイドライン等が存在しないので、現実的には個々の司法書士実務家に応じて、本人確認の基準が異なることがあり得る。 • 民事信託の組成の 7 割以上を司法書士が行っていると言われている以上、司法書士が民事信託の組成、変更、終了等を支援する際の、本人確認に関するガイドラインを策定すべきであると望まれる。 • 反社会的勢力が、通常の民事信託を装って悪用するリスクも否定できない現状、個々の司法書士の倫理観や正義感に委ねるのではなく、何

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

	らかのガイドラインが必要であると思慮する。
八谷	• 民事信託の受託者は一般的に基本的な法的知識に乏しい者であり、実質的支配者情報を管理する能力には不安がある。 • この点を補う者としては、民事信託の担い手である、組成・契約書の作成時に強く関与する特定事業者がふさわしいと考える。特定事業者の関与は必須で、実質的支配者情報取得・保有に関するルールを作るべきだと考える。 • また、民事信託において金融機関は第三者債務者（普通預金の提供者）で信託における当事者ではないものの、そのルールを周知させ協力させる必要がある。 • この考え方によると、民事信託は当事者間のみで作成したものや、資格者専門職ではないコンサルタントが介在した、特定事業者が介在しないものを排除する検討（実質的支配者情報を管理できないものは信託と認めない）が必要であると考える。

（出典）ヒアリング結果をもとに、KPMG 作成。

6.2.3.3. 民事信託の監督機関の必要性

今回調査において、ヒアリング先から、民事信託を監督したり、民事信託に関する情報を集約したりする公的機関がないことを問題提起いただいた。

渋谷	• 信託の仕組みを濫用する者に対して、明確な監督官庁や監督機関が存在せず、本当の親族間の民事信託を守るような枠組みがない。 • 情報を集約する機関も存在せず、実態さえも統計がない。実態調査は、民間では限界がある。 • 司法書士などの士業者も、公的機関のバックアップがなければ、報酬をいただく依頼者に対して強く言うことができない。

（出典）ヒアリング結果をもとに、KPMG 作成。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Appendix ヒアリング項目一覧

以下に、ヒアリング項目の一覧を記載する。ヒアリング先は、質問の内容によって適宜変更している。

1. 日本において組成可能な法的取極に関するヒアリング項目

No.1	裁量信託（Discretionary Trust）の位置づけに関するご質問です。 FATF 勧告 25 は主に、明示信託（express trusts : 信託証書のような書面の形態で、委託者により明確に設定された信託）をスコープとしていますが、日本において、裁量信託は、明示信託に含まれるとの解釈でよろしいでしょうか。 裁量信託の代表的なスキーム（商品名）にはどのようなものがありますか。
No.2	日本において設定できる法的取極めは、明示信託（裁量信託を含む）、法定信託の他にありますでしょうか。
No.3	裁量信託（Discretionary Trust）について、民事信託においても裁量信託のような、信託財産の処分や受益権の変更等、受託者の自由裁量が大きい（受託者の権利行使にあたって、信託監督人や受益者代理人によるストップがかからない）信託のスキームが組成されることはあるのでしょうか。 もしある場合、どのような目的のもと裁量信託が設定されることが多いか、具体的なスキームはどのようなものか、ご教示いただけますと幸いです。

2. 民事信託に関するヒアリング項目

2.1. 信託銀行での実務に関する質問

No.1	信託財産の運用に関連して、信託口口座等について以下ご教示いただけますでしょうか。	
	1-1	日弁連「信託口口座開設等に関するガイドライン」によると、「金融機関は，金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策 に関するガイドライン」に基づき，より実効的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクの管理態勢を構築するよう求められていることから，各金融機関において犯罪収益移転防止法の定めにとどまらず，委託者・受益者を含む信託に関する事実等の確認が求められる場合があること（スキームによっては，受益者だけではなく信託財産から利益を受ける第三者（受贈者）の定めがある場合などもあり，確認を求められる事項は事案によっても異なることが想定される。），その確認内容が金融機関によって異なり得ることに，信託口口座開設に関わる弁護士としては留意する必要がある。」とされています。 信託口口座の開設を依頼された場合、真の受益者は誰か、信託のスキーム

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

		等から判断しているのでしょうか。 判断した上で、真の受益者に対して別途本人確認を実施し、マネロン等リスクの判断を行っているのでしょうか。
	1-2	金融庁「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」において、預貯金契約の締結を行う際の取引目的の類型に「信託の受託者としての取引」が列挙されていますが、自然人が受託者である場合の本人確認および、法人が受託者である場合の実質的支配者の確認方法について、ご教示いただけますでしょうか。 差し支えなければ、上記に関する規程類の記載を抜粋し、お示しいただく形でも構いません。
	1-3	民事信託においても、受託者は分別管理する銀行口座を作成する必要があると考えていますが、銀行側では「〇〇信託口口座」という分別管理の際、信託種別まで管理しているのでしょうか。

2.2. 基本的情報および実質的支配者情報に関する質問

No.1	FATF 勧告 25 解釈ノート 2 項では、「自国の法律で管理される明示信託その他の類似の法的取極がある国は、以下に係るメカニズムを有するべきである。 (a)明示信託その他の法的取極に係る、異なる種類、形態および基本的特徴を特定すること。 (b)(i) それらの法的取極の設定、及び(ii)基本的情報及び実質的支配者情報の取得のプロセスを特定し、記載すること。 （後略）」とされています。 このうち、基本的情報とは、「当該法的取極を特定するために必要な情報（例：名称、固有識 別子 [税番号等が存在する場合は当該税番号等]）、信託証書(trust deed)又はこれに相当する文書及び信託の目的（もし、ある場合）、[並びに、]受託者その他これに相当する者の住所又は法的取極の管理がされている場所の住所」と定義されています。 日本における基本的情報について、以下ご教示いただけますでしょうか。	
No.2	2-1	民事信託における基本的情報のうち信託証書またはこれに相当する文書について、日本では、信託契約書、民事信託に関する遺言書、自己信託設定書面が該当すると考えていますが、他に信託証書またはこれに相当する文書に該当するものはありますか。
	2-2	日本の信託を特定するために必要な情報として、どのような情報が想定されるでしょうか。また、必要な情報の一例として名称が挙げられていますが、信託に名称を付けることは一般的でしょうか。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

	2-3	信託に関係する法定調書としては、相続税法に規定されている「信託に関する受益者別（委託者別）調書」と、所得税法に規定されている「信託の計算書」が該当し、これら二つの調書には FATF 勧告 25 における基本的情報を含む必要があるという認識でよろしいでしょうか。
No.3	FATF 勧告 25 解釈ノート 1 項では、「各国は、自国の居住者である明示信託（その他これと類似する法的取極）又は自国の法律の下で管理される明示信託（その他これと類似する法的取極）の受託者（その他これと同等の地位にある者）に対し、当該信託（その他これと類似する法的取極）に関する適切かつ正確な最新の実質的支配者情報を取得・保有することを義務付けるべきである。 これには、信託の場合、委託者、受託者、信託管理人（いる場合）、受益者（beneficiaries）又は受益者（beneficiaries）のクラス及び受益者として指定されうる者（objects of power）、並びに信託に対して最終的な実質的支配を行うその他の自然人の本人特定事項に関する情報が含まれるべきである。」としています。 日本の民事信託において、「委託者」、「受託者」、「受益者」以外の「信託管理人」や「信託に対して最終的な実質的支配を行うその他の自然人」に当たる者としては以下の様な者が想定されると考えております。 ・「信託監督人」又は「受益者代理人」 ・「残余財産受益者」 ・所得税法の「みなし受益者（相続税法上の特定委託者）」 上記以外に、FATF における信託の実質的支配者の定義に照らして注意が必要な関係はありますでしょうか。また、上記の内、FATF における信託の実質的支配者の定義を踏まえて実質的支配者に含めるのに不適切な者がいればご教示ください。	

2.3. 民事信託の利用実態に関する質問

No.1	私文書により設定される民事信託について、以下ご教示いただけますでしょうか。	
	1-1	私文書により設定される民事信託について、どのような点にマネー・ローンダリングリスクが存在すると考えられますか。また、マネー・ローンダリングに悪用される民事信託のスキームとして何が考えられるでしょうか。
	1-2	私文書により設定される民事信託について、受益者-受託者間でトラブルが発生するリスクはどの程度存在するものでしょうか。
No.2	信託財産の運用について、信託財産として株式等有価証券を運用するための専用の口座（信託証券口口座）は存在しますか。 もしなければ、有価証券はどのように管理・運用するのか、ご教示いただけると幸いです。	
No.3	商事信託の各スキーム（参考：信託協会 HP「信託の分類」 https://www.shintaku-kyokai.or.jp/trust/more/classification.html ）について、このうち、理論的に民事信託	

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

	では組成不可能と思われるスキームはありますでしょうか。 また、商事信託の各スキームのうち、民事信託で理論的に組成可能なスキームがあれば、実際に当該スキームで設定されるケースは存在するのかご教示いただけますでしょうか。 反対に、民事信託でしか組成できないスキームがあれば、こちらについてもご教示いただけますと幸いです。
No.4	東京税理士会の「税理士のための民事信託入門」の研修資料（https://api.e-kensyusite.tokyozeirishikai.or.jp/storage/course/648/908/text_2.pdf）を拝見しました。 その中に、「民事信託」の利用件数として、民事信託に係る公正証書の作成件数を信託契約、遺言信託、自己信託ごとに記載している図表がありますが、日本公証人連合会の HP を確認しても見つけることができず、こちらのデータの集計方法についてご教示いただけないでしょうか。

2.4. 士業者向けのガイドラインに関する質問

No.1	日弁連が公表している民事信託に関するガイドラインについて、以下ご教示いただけますでしょうか。	
	1-1	日弁連が公表している民事信託に関するガイドラインは、「民事信託業務に関するガイドライン」、「信託口口座開設等に関するガイドライン」のみでしょうか。他に関連するガイドライン等がありましたら、ご教示いただけると幸いです。
	1-2	「民事信託業務に関するガイドライン」の「第 14 マネー・ローンダリング対策」（p.18）に、「日弁連の会規に従い、依頼者の本人特定事項の確認及び取引記録の保存等のマネー・ローンダリング対策を行わなければならない。」と記載があります。 本ガイドラインは、日弁連の会規（依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程、依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規則）に則るものであり、本ガイドラインが未遵守の場合、会規の違反となるため、会規に則した罰則が科され、これにより本ガイドラインの実効性が確保されるのでしょうか。
No.2	日本弁護士連合会は、民事信託に関して、民事信託業務を引き受けるうえでの留意事項や必要なマネー・ローンダリング対策等に関する「民事信託業務に関するガイドライン」と、「信託口口座開設等に関するガイドライン」を公表しています。 ご自身の所属する業界団体では、このような民事信託に関するガイドラインの提供は行われていますか。 行われている場合、どのような内容のガイドラインか、ご教示いただけると幸いです。	

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

2.5. 士業者の本人確認実務に関する質問

No.1	『民事信託の手引き』（ひまわり信託研究会 2021 年）に、「本人特定事項を確認しなければならない依頼者の範囲について、具体的に誰であるかは事件の実体から判断するもの」と記載されていますが、具体的にはどのような点を勘案して範囲を決定しているのでしょうか。 信託契約書の作成にあたって、依頼者である委託者の他、受益者や受託者等の意思確認を行い、スキームを組成していると理解しています。その際、誰に最終的な利益が及ぶのか、誰が利益配分の決定に影響を及ぼせるのかが明らかになると思いますが、スキーム作成後、このような「信託に対して実質的な支配権を有し、利益を得る者」に対して別途本人特定事項を確認するのでしょうか。この点、民事信託の実質的な受益者が反社会的勢力でないことを確保するためにも、こうした確認は実施されているものかと考えております。 また、本人確認を実施する場合、どのような基準で「信託に対して実質的な支配権を有し、利益を得ている」と判断するのでしょうか。
No.2	信託の設定時に受益者が確定されていないケースにおいては、受益者が確定した時点で本人確認を実施するのでしょうか。実施するかどうかについては、弁護士がどのような業務を受任しているかによって変わるでしょうか。
No.3	法人が受託者、信託監督人等になることも可能ですが、その場合、実質的支配者はどのような方法で確認するのでしょうか。実質的支配者は、自然人まで遡って確認が行われるのでしょうか。 日弁連は、犯収法改正を受けて、2023 年 3 月の臨時総会で依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規則を改正し、実質的支配者の確認に関する条項を追加していますが、本規則が施行された後は本条項に従って法人の実質的支配者の確認を行うことになるのでしょうか。 また、なりすましやマネロン等のリスクに応じて、申告を受けた実質的支配者に関する情報に対し、追加的に調査を行い、裏付けをとることは行うのでしょうか。
No.4	FATF 第 4 次対日相互審査では、FATF 勧告 25 基準 25.3 で、信託の受託者が、金融機関および DNFBPs（弁護士等職業専門家）と取引をする場合について、「事業関係を構築したり、閾値を超える一見取引をしたりする際に、国内又は外国の信託の受託者に金融機関又は DNFBPs に対して受託者である身分を開示させるための具体的な措置はない」と指摘がされています。 信託の受託者が金融機関と取引する場合については、金融庁「犯罪収益移転防止法の留意事項」（https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/hansyuhou.pdf）にて、預貯金契約の締結・大口現金取引の際に確認する取引目的の類型に「信託の受託者

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

	としての取引」を追加しており、それをもって受託者の地位開示の措置は講じられていると考えられます。 民事信託において信託口口座を開設しないケースが存在する場合、DNFBPs に対する受託者の地位開示の措置としては、具体的にどのようなものが存在するでしょうか。
No.5	FATF 勧告 25 解釈ノート 1 項では、「各国は、自国の居住者である明示信託（その他これと類似する法的取極）又は自国の法律の下で管理される明示信託の受託者（その他これと同等の地位にある者）に対し、投資アドバイザーやマネージャー、会計士、税理士など、信託の代理人や信託に対するサービス事業者に関する基本的な情報を保持することを義務付けるべきである。」としています。 民事信託において投資アドバイザー等が関与する場合、これらの関係者の本人確認や実質的支配者の確認は行っているのでしょうか。
No.6	本人確認は基本的に、対面で本人確認書類等の提示を受けて行われるものと認識しております。 対面で確認した事項が虚偽の情報でないかの確認は別途行っているのでしょうか（例えば、リスクに応じて、提示を受けた本人確認書類に加えて、その他の情報源から取得した情報により裏付けを行うなど）。 また、依頼者に対し、正確な本人特定事項を申告することを義務付けるために、どのような措置を講じていますか。
No.7	依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程 9 条では、本人特定事項の確認等を的確に行うため、取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講じるよう規定していますが、実務上どのように対応していますか。 依頼者から申告を行うよう、約款等に条項を設けることで縛っているのでしょうか。
No.8	民事信託業務を受託する際、信託の関係者のうち、どの者の本人確認を実施していますか（例えば、依頼者である委託者のみ本人確認を実施している、委託者に加え、受益者・受託者の本人確認も実施している等）。 本人確認を実施する対象者は、どのような基準から決定されるのでしょうか。当該民事信託を実質的に支配しているという理由から本人確認を実施することはあるのでしょうか。
No.9	信託の関係者の本人確認は、信託契約書の作成以外にも、信託の吸収・分割、信託目的の変更、受託者の変更等の場面においても行うのでしょうか。
No.10	本人確認の実施方法は、犯罪収益移転防止法 第 4 条 取引時確認等 に規定されている方法と同じでしょうか。 ※ご参考 警察庁「犯罪収益移転防止法の概要」p.20~ https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/data/hougaiyou20230601.pdf
No.11	受託者等が法人である場合、当該法人の実質的支配者は確認していますか。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

	確認している場合、どのような方法で確認していますか。また、自然人まで遡って確認しているのでしょうか。

2.6. 民事信託の受託者による実質的支配者情報取得の実態に関する質問

No.1	FATF 勧告 25 解釈ノート 1 項では、「各国は、自国の居住者である明示信託（その他これと類似する法的取極）又は自国の法律の下で管理される明示信託（その他これと類似する法的取極）の受託者（その他これと同等の地位にある者）に対し、当該信託（その他これと類似する法的取極）に関する適切かつ正確な最新の実質的支配者情報を取得・保有することを義務付けるべきである。」としており、信託の受託者は実質的支配者情報（※）を取得・保有することが求められています。 （※） 実質的支配者は、FATF 勧告 25 解釈ノート 1 項によると、以下を指します。 「委託者、受託者、信託管理人（いる場合）、受益者（beneficiaries）又は受益者（beneficiaries）のクラス及び受益者として指定されうる者（objects of power）、並びに信託に対して最終的な実質的支配を行うその他の自然人」 民事信託の受託者による実質的支配者情報の取得・保有の実態について、民事信託設定の実務に携わる中での所感から、以下についてご教示いただけますでしょうか。	
	1-1	現状、信託契約書に、民事信託の受託者に対して実質的支配者情報を取得および保有することを義務づける条項を設けているのでしょうか。 信託契約書以外に、受託者に上記の義務を課すものがあれば、別途ご教示いただけると幸いです。
	1-2	信託契約書等で上記義務を規定している場合、民事信託の受託者は一般的に、実質的支配者のうちどの信託の関係者のどのような情報（氏名や住所等）を取得・保有しているのでしょうか。
	1-3	信託契約書等で上記義務を規定している場合、民事信託の受託者は、信託の関係者に関する情報をどのように取得することが一般的でしょうか（どのような種類の本人確認書類を用いているのか、対面で確認しているのか等）。
	1-4	信託の関係者に法人が存在する場合、民事信託の受託者は、当該法人の実質的支配者は確認しているのでしょうか。 確認している場合、自然人まで遡って確認が行われるのでしょうか。
	1-5	信託契約書等で上記義務を規定している場合、民事信託の受託者は、取得した情報の正確性をどのように確認していますか。
	1-6	民事信託の受託者が保有している実質的支配者情報に変更が生じた場合、受託者はその旨をどのように把握し、情報更新を行っているのでしょうか。 信託契約書上に、「信託の関係者それぞれが、自身に関する情報が変更した

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

		際には速やかにその旨を受託者に連絡し、受託者は保有している情報を更新する」という内容の条項を設けているケースはあるのでしょうか。

3. 外国信託に関するヒアリング項目

3.1. 信託銀行での実務に関する質問

No.1	外国信託に関し、外国法に基づいて契約されたもののうち、受託者が日本国内にいるものや日本国内で管理されているものの他に、受託財産が日本国内にあるもの等、日本との sufficient link があるものについてのリスク評価を求められています。 関連して、下記事項についてご教示いただけますでしょうか。 ①分別管理の観点から、〇〇外国信託口座という管理を行っていますか。 ②FATCA や実特法（日本版 CRS）の観点から、受益者が海外（もしくは、米国）の場合、報告書の作成が必要となるのでしょうか。
No.2	外国の法令に基づいて設定された民事信託の信託契約書をもとに当該信託の受託者から信託口口座の開設を依頼された場合、開設することは可能でしょうか。

3.2. 外国信託の定義・外国の類似の法的取極に関する質問

No.1	FATF 勧告の用語集では、勧告 25 の対象とすべき legal arrangement を、明示信託（express trust）と類似の法的取極（other similar legal arrangements）と定義しています。日本の法律では、信託法に基づく信託が明示信託に該当する一方、類似の法的取極めに該当する法的取極めはないものと想定されますが、外国法に基づく法的取極めも自国と十分なリンクがあるものはリスク評価が必要とされているところ、日本として考慮すべき外国の法的取極めとはどのようなものが想定されるでしょうか。（また、その法的取極めにおける受託者に相当する者とは誰を指すと考えられるでしょうか。）
No.2	FATF 勧告 25 解釈ノート 3 項によると、「外国の法的取極であって、自国と十分なリンク（sufficient links）があるもの」のマネー・ローンダリング・テロ資金供与リスクを評価し、特定したリスクを管理・低減するために適切なステップを講じるべきであることとされています。さらに、解釈ノート 3 項 脚注 71 によると、何をもって十分なリンクがあるとするかを決定する十分性の基準には、 (1)信託その他法的取極又はその受託者（その他これに相当する者）が、自国の金融機関又は DNFBP と重要（significant）かつ継続的（ongoing）な取引関係があること (2)信託その他法的取極又はその受託者（その他これに相当する者）が、自国に相当

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

	額の不動産を有し、その他相当額の投資を行っていること (3)信託その他法的取極又はその受託者（その他これに相当する者）が、税法との関係で居住者にあたること が含まれるとされています。 sufficient links について、下記事項をご教示いただけますでしょうか。		
	2-1	(1)に関して、	
		①	信託における金融機関との「継続的な取引関係」について、日本では、「継続的」とはどのように捉えるべきで、「取引関係」とはどのような取引関係を指すと考えるのが実務上合理的でしょうか。
		②	信託における「DNFBP」との「継続的な取引関係」とは、日本ではどのような者、どのような取引関係・形態を指すと考えるのが実務上合理的でしょうか。
		③	①、②それぞれにおいて、significant な取引の基準はどの程度が妥当であると考えられますか。
	2-2	(2)に関して、	
		①	そもそも、十分性の基準として不動産を有していることを基準とすることは、通則法 8 条 3 項の定めるところ（「不動産を目的物とする法律行為については、前項の規定にかかわらず、その不動産の所在地法を当該法律行為に最も密接な関係がある地の法と推定する。」）に徴し、合理的と考えて良いでしょうか。
		②	その場合に、勧告には、リスクベースで決定されることとされているが、どの程度が妥当であると考えられるでしょうか。また、リスクに照らしてどのように判断するのが合理的と考えられるでしょうか。
	2-3	(3)に関して、	
		①	日本の所得税法上、「居住者」とは、国内に「住所」を有し、または、現在まで引き続き 1 年以上「居所」を有する個人をいい、「居住者」以外の個人を「非居住者」と規定しています。「税法との関係で居住者にあたる」とは、1 年以上居住している受託者を指すのでしょうか。
		②	日本の通則法の常居所の考え方（ハーグ国際私法条約による概念）と、上記日本税法上の「居住者」考え方に、齟齬はありますか。
	2-4	(1)～(3)で記載されている sufficient link の例の他に、日本が外国信託としてリスク評価の対象とすべき、潜在的なマネロン・テロ資金供与のリスクを含む sufficient link の例は何が考えられるでしょうか。	

3.3. 外国信託の利用状況に関する項目

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

No.1	日本国内の士業者が日本国内で、海外の法令に基づいて民事信託を設定することはありますか。 例えば、「日本に居住する委託者が、外国に居住する者を受託者とし、外国に居住する受益者のために、受益者所在国の信託法に基づき信託を設定する」といったケースにおいて、委託者が士業者に外国法に基づく信託設定を依頼する可能性があるのではないかと考えております。
No.2	【No.1 が YES の場合】 日本国内で海外の法令に基づいて信託が設定される場合、どのような信託目的のもと設定されることが多いでしょうか。
No.3	【No.1 が YES の場合】 どのような信託財産が組み入れられることが多いのでしょうか。日本の不動産が信託財産に組み入れられるケースはありますか。
No.4	【No.1 が YES の場合】 海外の法令に基づいて設定される信託の受託者に、1 年以上日本に居住している者が就任することはあるのでしょうか。
No.5	【No.1 が YES の場合】 信託契約書は基本的に公正証書にすると思いますが、日本の公証人制度により公正証書化の手続を実施することはあるのでしょうか（日本金融機関で信託口口座を開設するため、日本の公証役場で公正証書化する等）。
No.6	【No.1 が YES の場合】 海外の法令に基づいて信託を設定する際に実施する委託者等の本人確認は、日本法（信託法）に基づき設定される信託における対応と同様、業界団体のガイドラインや規程、犯収法に基づき行うのでしょうか。
No.7	【No.1 が YES の場合】 海外の法令に基づいて設定された信託の委託者・受託者・受益者・帰属権利者等の本人情報（氏名、住所、生年月日）を日本の当局が確認しようとする場合、情報源として何が利用できるかご教示いただけますでしょうか。

4. 受託者の取得した情報の開示範囲に関するヒアリング項目

No.1	信託の受託者として取得した情報のうち、どのような情報を、どういったきっかけで、どのような機関に開示することがあるのでしょうか。
No.2	受託者に取得させた情報の閲覧可能な範囲に関して、受託者が取得した情報のうち、どのような情報を、どういったきっかけで、どの機関（例えば、FIU（Financial Intelligence Unit：日本における犯罪収益移転防止対策室）等の当局や金融機関等）に開示することがあるのでしょうか。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

5. その他

No.1	日弁連は、「弁護士業務におけるマネー・ローンダリング危険度調査書」にてマネー・ローンダリングリスクの高い信託を例示しているとのことですが、本調査書において、どのようなスキームの民事信託がリスクが高いとされていますか。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Appendix 信託商品の例

一般社団法人信託協会 HP（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/products/）を引用し、信託商品にはどのようなものがあるかについて概説する。特に、各商品を「個人利用」「法人利用」「公益目的」の３種類に分類し、それぞれの具体的な商品とその活用方法について概観する。

1. 個人による利用

個人による利用はさらに、「家族間による資産承継・相続目的」と、「資産形成・資産運用目的」の大きく２種類の目的に分類することができる。

まず「家族間による資産承継・相続目的」の具体的な商品としては、図表 1 のものが挙げられる[117]。

図表 1　家族間による資産承継、相続を目的とした信託（個人）

①　教育資金贈与信託
②　結婚・子育て支援信託
③　遺言代用信託
④　遺言信託
⑤　後継ぎ遺贈型の受益者連続信託
⑥　生命保険信託
⑦　事業承継信託

（出典）一般社団法人信託協会 HP（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/products/individual/）より、KPMG 作成。

①教育資金贈与信託・②結婚・子育て支援信託は、租税特別措置法に定められた贈与税非課制度を利用した信託商品[118]であり、制度上、受益者は委託者の直系尊属に限られている。

③遺言代用信託・④遺言信託・⑤後継ぎ遺贈型の受益者連続信託については、通常は受益者に法定相続人や近しい親族が設定されるが、遺留分を侵害しない範囲であれば、親族以外の人物を指定することが法的に妨げられるものではない。親族以外の受益者については、金融機関によって取り扱い

[117] 一般社団法人信託協会「個人のための信託」（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/products/individual/）最終閲覧日：2024 年 2 月 21 日

[118] 教育資金贈与信託により信託銀行等に金銭を信託した場合、租税特別措置法 70 条 2 の 2（教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置）によると、最大 1,500 万円まで贈与税が非課税となる。結婚・子育て支援信託の場合、租税特別措置法 70 条 2 の 3（結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置）により、最大 1,000 万円まで贈与税が非課税となる。（出典：一般社団法人信託協会「教育資金贈与信託」（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/products/individual/assetsuccession/education.html）、「結婚・子育て支援信託」（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/products/individual/assetsuccession/marriage_parenting.html）最終閲覧日：2024 年 2 月 21 日）

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

が異なるとされている[119]。

⑥生命保険信託は、生命保険会社と信託銀行が共同している場合に取り扱い可能な信託で、一般的には受益者は委託者の配偶者または二親等以内とされているが、金融機関によっては六親等の血族を可としていたり、三親等の姻族や配偶者ではないパートナーのうち一定の条件を満たす場合に受益者として認められる場合があり、取り扱いが異なるとされている[120]。

⑦事業承継信託については、現経営者（委託者）から後継者（受益者）に自社株式等を円滑に承継したり、あらかじめ経営者の認知判断能力低下に備えることを目的としているが、必ずしも血縁関係のある相続人に承継されるとは限らない[121]。

次に「資産形成・資産運用目的」の具体的な商品としては、図表 2 のものが挙げられる[122]。

図表 2　資産形成・資産運用を目的とした信託（個人）

①　金銭信託（合同運用指定金銭信託、実績配当型金銭信託など）
②　投資信託
③　年金信託（厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金企業型、iDeCo など）
④　財産形成信託
⑤　不動産の信託/不動産業務

（出典）一般社団法人信託協会 HP（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/products/individual/）より、KPMG 作成。

①金銭信託は、個人（委託者兼受益者）が信託銀行等（受託者）に資金を預けて運用を任せ、その利益を配当として受け取る資産運用商品である[123]。

②投資信託は、投資信託委託会社（委託者）が、銀行や証券会社といった販売窓口を通して一

[119] 一般社団法人信託協会「遺言代用信託」（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/products/individual/assetsuccession/testament_substitution.html）、「遺言信託」（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/products/individual/assetsuccession/testament_inheritance.html）、「後継ぎ遺贈型の受益者連続信託」（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/products/individual/assetsuccession/successor.html）最終閲覧日：2024 年 2 月 21 日

[120] 一般社団法人信託協会「生命保険信託」（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/products/individual/assetsuccession/life_insurance.html）最終閲覧日：2024 年 2 月 21 日

[121] 一般社団法人信託協会「事業承継信託」（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/products/individual/assetsuccession/business_succession.html）最終閲覧日：2024 年 2 月 21 日

[122] 一般社団法人信託協会「個人のための信託」（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/products/individual/）最終閲覧日：2024 年 2 月 21 日

[123] 一般社団法人信託協会「金銭信託」（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/products/individual/assetmanagement/money_trusts.html）最終閲覧日：2024 年 2 月 21 日

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

般投資家（受益者）から資金を集め、信託銀行（受託者）に運用指図を行うという形をとっているが、個人の資産運用目的という点では金銭信託と同様である[124]。

③年金信託は退職後の退職後の資産を形成する目的の信託で、例えば企業年金であれば、従業員が拠出した掛金を企業が信託銀行に預け、従業員に給付金の形で支給するといったことを行っている[125]。

④財産形成信託も同様で、従業員から給与天引きした資金を事業主が信託銀行等（受託者）に預け、必要に応じて従業員が引き出すことができるといった仕組みである[126]。

⑤不動産の信託/不動産業務は、不動産の所有者（委託者兼受益者）が不動産を信託銀行等（受託者）に預け、テナントから得た賃料を信託銀行等から受け取るスキームである[127]。

[124] 一般社団法人信託協会「投資信託」（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/products/individual/assetmanagement/investment_trusts.html）最終閲覧日：2024 年 2 月 21 日

[125] 一般社団法人信託協会「年金信託」（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/products/individual/assetmanagement/pension_trusts.html 最終閲覧日：2024 年 2 月 21 日）によると、信託銀行等が取扱う年金信託では、企業等が実施する年金の資産の管理・運用だけでなく、加入者・受給者の管理、年金等の支払い、年金の掛金の計算等も行っており、個人型確定拠出年金（iDeCo）や、国民年金基金の年金資金の管理・運用も行っている。

[126] 一般社団法人信託協会「財産形成信託」（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/products/individual/assetmanagement/property_formation.html）最終閲覧日：2024 年 2 月 21 日

[127] 一般社団法人信託協会「不動産の信託／不動産業務」（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/products/individual/assetmanagement/real_state.html）最終閲覧日：2024 年 2 月 21 日

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

2. 法人による利用

法人による信託利用は、広範な事業目的に対応しており、個人と比べてステークホルダーが多岐に渡り、複雑となる点が特徴である。具体的な商品としては、図表 3 のものが挙げられる[128]。

図表 3　法人利用を目的とした信託

①　顧客分別金信託
②　証券代行業務
③　担保権の信託（セキュリティ・トラスト）
④　信託型ライツプラン
⑤　株式交付信託
⑥　特定金銭信託/ファンドトラスト
⑦　有価証券の信託
⑧　資産流動化の信託（金銭流動化・不動産流動化）

（出典）一般社団法人信託協会 HP（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/products/corporation/）より、KPMG 作成。

①顧客分別金信託とは、金融商品取引法 43 条 2 項により、証券会社者等が顧客から預託を受けた金銭・有価証券について、万一、証券会社等の経営が破綻した場合でも確実に顧客に返還できるよう、資金を自社が保有する資産と分別して管理し、信託銀行等に信託することが求められていることに基づく信託である[129] [130]。

②証券代行業務とは、信託銀行等が株式会社の株主名簿管理人となり、その会社の株式等にかかる様々な事務を代行する業務である[131]。

③担保権の管理（セキュリティ・トラスト）とは、債権者が複数いる場合の担保権の管理を目的としている。例えば、複数の金融機関（債務者）が一人の債務者に貸付を行い、債務者（委託者）は担保権を信託銀行等に預け、信託銀行は債権保有している複数の金融機関へ信託受益権（配当を受け取る権利）を交付するといったスキームがあり、企業の大型資金調達案件におけるシンジケートローン

[128] 一般社団法人信託協会「法人のための信託」（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/products/corporation/）最終閲覧日：2024 年 2 月 21 日

[129] 一般社団法人信託協会「顧客分別金信託」（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/products/corporation/client_division.html）最終閲覧日：2024 年 2 月 21 日

[130] 日本証券業協会は、顧客から預かった有価証券・金銭の分別保管の実務に関する解説書として「顧客資産の分別保管Q＆A」（https://www.jsda.or.jp/about/jishukisei/web-handbook/101_kanri/files/2110_bunbetuQA2.pdf）を公表している。

[131] 一般社団法人信託協会「証券代行業務」（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/products/corporation/securities_agency.html）最終閲覧日：2024 年 2 月 21 日

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

がこれに該当する[132]。

④信託型ライツプランとは、企業が敵対的な買収を仕掛けられた場合に防衛するための仕組みである。例えば、あらかじめ企業（委託者）が信託銀行等に新株予約権を預け、敵対的買収者が現れた場合には、独立した第三者機関[133]が企業に信託型ライツプラン発動を勧告し、その段階で信託銀行等が買収者以外の株主（受益者）を確定して予約権を付与し、その予約権を株主が行使することにより、買収者の議決権比率を低下させて買収を防ぐというものである[134]。

⑤株式交付信託とは、企業による福利厚生等の目的の従業員の自社株保有制度である。例えば、従業員向け株式交付信託では、（委託者）が信託銀行等に資金を預け、一定の社内業績ポイント等に応じて従業員（受益者）に自社株を交付する仕組みなどが挙げられる。この場合、信託管理人（多くの場合従業員の中から選任）が株式の議決権の指図を行う[135]。

⑥特定金銭信託とは、企業（委託者兼受益者）比較的大口の金銭を信託銀行等（受託者）に信託し、主として株式などの有価証券に投資・運用する目的の信託商品である。企業は別途投資顧問会社と投資顧問契約を締結し、投資顧問会社が信託銀行等に運用指図を行い、それに基づいて信託銀行等が証券会社に株式等の発注を行うことになる。このスキームにおいて、信託契約終了時は有価証券を売却して金銭で委託者に交付することになる。

ファンドトラストも特定金銭信託と同様に比較的大口資金の運用を目的としているが、信託銀行等（受託者）が投資判断の裁量を持って運用を行っている点と、信託終了時に有価証券を現状のまま委託者に交付する点に違いがある[136]。

⑦受益証券発行信託とは、貴金属等の現物資産や海外企業の株式といった様々な資産を有価証券化して流通させることに利点がある。例えば、貴金属等を保有する商社（委託者）が信託銀行等（受託者）に貴金属等を預け、信託銀行等がそれを受益証券として金融証券取引所に発行し、証券会社等を通じて一般投資家に販売することが可能である[137]。

---

[132] 一般社団法人信託協会「担保権の信託（セキュリティ・トラスト）」（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/products/corporation/security_trust.html）最終閲覧日：2024 年 2 月 21 日

[133] 一般社団法人信託協会 HP（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/products/corporation/rights_plan.html）によると、買収者が、委託者である企業に株の買収を提案した場合、第三者機関（企業の経営陣が、自己保身のために使わないよう、経営陣から独立して設けた機関）は、その買収提案が同社の企業価値や株主利益を損なうものかどうかを検討のうえ、損なうものと判断した場合、取締役会に信託型ライツプランを発動すべきことを勧告できるとされている。

[134] 一般社団法人信託協会「信託型ライツプラン」（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/products/corporation/rights_plan.html）最終閲覧日：2024 年 2 月 21 日

[135] 一般社団法人信託協会「株式交付信託」（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/products/corporation/kabushiki.html）最終閲覧日：2024 年 2 月 21 日

[136] 一般社団法人信託協会「特定金銭信託／ファンドトラスト」（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/products/corporation/corporate_investment_fund.html）最終閲覧日：2024 年 2 月 21 日

[137] 一般社団法人信託協会「受益証券発行信託」（https://www.shintaku-

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

⑧資産流動化の信託は、企業の持つ金銭債権や不動産などの資産を信託受益権化して小口で流通させやすくさせたり、企業の保有資産との財産隔離を行ったりすることで、投資家が倒産リスクを負うことなく投資でき、結果として企業が資金調達することが可能になるといった目的がある[138]。金銭債権流動化信託においては、主に金融機関であるオリジネーター（委託者兼当初受益者）が信託銀行等（受託者）に保有している債権を預け、一方で一般投資家（受益者）にその信託受益権を小口販売することで、投資家は信託銀行等から償還元本や収益金を受け取ることができるという仕組みである[139]。

不動産流動化信託においては、「GK-TK」と呼ばれる合同会社と匿名組合が共同したスキームが広く定着している。まず、不動産所有者であるオリジネーター（委託者兼当初受益者）は信託銀行等（受託者）に不動産を預け、代わりに取得した信託受益権を合同会社（受益者）に売却する。合同会社（受益者）は資産運用会社（アセットマネージャー）とアセットマネジメント契約を行い、資産運用会社が直接信託銀行等（受託者）に運用指図を行う。信託銀行等（受託者）は、その指図に基づいて不動産管理会社（プロパティマネージャー）と不動産管理委託契約を締結する。最終的に、信託銀行等（受託者）は、不動産を使用収益するテナントと賃貸借契約を締結し、その賃料を配当として合同会社（受益者）へ還元することになる。このスキームにおいて、合同会社は、匿名組合からの出資を受けて運営しているものであるから、利益は合同会社からの配当として匿名組合の投資家にも還元されることとなる。したがって、本スキームは、他に取り上げた信託と比べて非常に複雑であるといえる。

kyokai.or.jp/products/corporation/beneficiary_certificate.html）最終閲覧日：2024 年 2 月 21 日

[138] 一般社団法人信託協会「資産流動化の信託」（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/products/corporation/asset_liquidation.html）最終閲覧日：2024 年 2 月 21 日

[139] 債務者からの元利金回収業務はオリジネーターである金融機関が行い、元利金を信託銀行等に引き渡す。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

3. 公益・福祉目的の信託

公益事業や福祉活動を行う団体の支援、身体が不自由な親族の財産管理といった目的のために運用される信託も存在する。具体的な商品としては、図表 4 のものが挙げられる[140]

図表 4　公益・福祉を目的とした信託

①　公益信託 ②　特定贈与信託 ③　後見制度支援信託 ④　特定寄付信託

（出典）一般社団法人信託協会 HP（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/products/public_interest/）より、KPMG 作成。

①公益信託とは、個人や法人の寄付者（委託者）が、財産を公益目的のために信託銀行等に信託することにより、公益法人を設立するよりも少ない費用で公益活動が実施できることを目的としている[141]。引き受けに当たって、信託銀行（受託者）は公益事業を管轄する主務官庁に「公益信託設定趣意書」、「公益信託契約書（案）」、「事業計画書（案）」を添えて公益信託の引受許可申請を行い、許可を受ける必要がある。信託管理人は、重要事項承認等の権限行使を行うことができるが、専任に当たっては内閣府に届出を行う必要がある[142]。また、運営委員会を設置し、助成先の選考、助言、監督を行うこととしている[143]。

②特定贈与信託は、相続税法第 21 条の 4 第 1 項に基づき、親族等（委託者）が特定障害者（受益者）生活の安定資金として、信託銀行等に金銭等を信託することにより、みなし贈与として贈与税の非課税[144]を受けることができる制度である。贈与を受ける特定障害者（受益者）は、信託契約を締結する際に、障害者非課税信託申告書を信託銀行等経由で税務署に提出する必要がある[145]。

---

[140] 一般社団法人信託協会「公益・福祉のための信託」（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/products/public_interest/）最終閲覧日：2024 年 2 月 21 日

[141] 一般社団法人信託協会「公益信託」（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/products/public_interest/public_interest/public_interest_trusts.html）最終閲覧日：2024 年 2 月 21 日

[142] 公益信託の信託管理人の選任の請求手続きの詳細については、以下参照。
https://www.cao.go.jp/others/seihyou/koueki/procedure20.html

[143] 信託管理人、運営委員会の選定については、法務省にて以下の指導監督連絡が行われている。
「公益信託の引受け許可審査基準等について（平成 6 年 9 月 1 3 日公益法人等指導監督連絡会議決定）」（https://www.moj.go.jp/content/001187487.pdf）

[144] 特別障害者は 6,000 万円、特別障害者以外の特定障害者は 3,000 万円が非課税枠となる。

[145] 一般社団法人信託協会「特定贈与信託」（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/products/public_interest/public_interest/specific_gift.html）最終閲覧日：2024 年 2 月 21 日

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

③後見制度支援信託は、被後見人（委託者兼受益者）に代わって、信託銀行等（受益者）が財産を管理し、日常生活資金等を定期交付する信託で、信託契約締結に専門後見人や家庭裁判所が関与することにより、親族間のトラブル等を未然に防ぐことができる。この場合は弁護士・司法書士等の専門職後見人が家庭裁判所へ報告書を提出するなどの手続きを行い、専門職後見人に信託契約締結の指示書を発行する。専門職後見人は関与の必要がなくなった段階で辞任し、親族後見人が管理を引き継ぐことになる[146]。

④特定寄付信託とは、公益法人や NPO 法人に寄付をすることを目的とした信託である。寄付者（委託者兼受益者）が信託銀行等（受託者）に金銭を信託し、公益法人に寄付することで、寄付者は税務上の寄付金控除を受けることが可能である。

[146] 一般社団法人信託協会「後見制度支援信託」（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/products/public_interest/public_interest/guardianship.html）最終閲覧日：2024 年 2 月 21 日

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.